

令和3年1月20日
福島県水産業振興審議会資料

福島県農林水産業振興計画 (原案)

令和〇年〇月
福島県農林水産部

1	目次	
2		
3		
4	第 1 章 総説	
5	1 計画策定の趣旨	4
6	2 計画の位置づけ	4
7	3 計画期間	4
8		
9	第 2 章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢	
10	第 1 節 本県における農林水産業・農山漁村の現状	
11	1 東日本大震災と原子力災害からの復興	7
12	2 担い手・生産基盤の動向	12
13	3 農林水産物の流通・生産動向	15
14	4 農山漁村の状況	21
15	第 2 節 農林水産業・農山漁村を取り巻く社会情勢の変化	
16	1 食料消費構造の変化	25
17	2 田園回帰（地方への移住）の動き	25
18	3 国際的な動き	26
19	4 新型コロナウイルス感染症による影響と変化	27
20		
21	第 3 章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿	
22	第 1 節 基本目標	29
23	第 2 節 めざす姿	30
24	第 3 節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向	31
25		
26	第 4 章 施策の展開方向	
27	第 1 節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化	
28	1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援	35
29	2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化	38
30	3 風評の払拭	40
31	第 2 節 多様な担い手の確保・育成	
32	1 農業担い手の確保・育成	43
33	2 林業担い手の確保・育成	45
34	3 漁業担い手の確保・育成	46
35	4 経営の安定・強化	46
36	第 3 節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進	
37	1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備	49
38	2 林業生産基盤の整備	50

1	3	漁業生産基盤の整備	5 1
2	4	戦略的な品種・技術の開発	5 2
3	第 4 節	需要を創出する流通・販売戦略の実践	
4	1	県産農林水産物の安全と信頼の確保	5 5
5	2	戦略的なブランディング	5 6
6	3	消費拡大と販路開拓	5 7
7	第 5 節	戦略的な生産活動の展開	
8	1	県産農林水産物の生産振興	6 1
9	2	産地の生産力強化	6 4
10	3	産地の競争力強化	6 6
11	第 6 節	活力と魅力ある農山漁村の創生	
12	1	農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進	6 9
13	2	農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮	7 0
14	3	快適で安全な農山漁村づくり	7 1
15	4	地域資源を活用した取組の促進	7 3
16			
17	第 5 章	地方の振興方向	
18	第 1 節	県北地方	7 7
19	第 2 節	県中地方	8 1
20	第 3 節	県南地方	8 5
21	第 4 節	会津地方	8 9
22	第 5 節	南会津地方	9 3
23	第 6 節	相双地方	9 7
24	第 7 節	いわき地方	1 0 1
25			
26	第 6 章	計画実現のために	
27	1	計画の推進に当たっての考え方	1 0 7
28	2	計画の進行管理	1 0 7
29			
30			
31	参考資料		
32	1	関連する主な計画等	1 0 9
33			
34			
35			

1
2
3

空

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

第 1 章 総説

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災と、震災に続く原子力災害により、本県農林水産業は、かつてない甚大な被害を受けました。大津波により生産基盤は大きく損なわれるとともに、原子力災害においては、国の避難指示や農林水産物の出荷制限、風評による販路の縮小と市場価格の下落など深刻な事態に直面しました。

これまで、農林漁業者を始め、行政、団体等関係者の懸命な努力により、大きく落ち込んだ農業産出額が平成30年に2,113億円まで回復するなど、本県の農林水産業の復興・再生は着実に進んできています。一方、10年が経過した現在でも、一部の農林水産物に対する出荷制限や根強い風評が残り、また、営農再開が進まない地域があるなど、依然として多くの課題が残っています。

県内外を俯瞰すれば、農林漁業者の減少と高齢化、人口減少にともなう国内食料需要の減少、家畜伝染病の発生など、農林水産業や農山漁村を取り巻く環境は大きく変化しています。また、世界においては、TPP 11 や日・EU EPAの発効等、貿易の自由化の進展や世界的な地球温暖化対策の意識の高まりなど、我が国を取り巻く環境も著しく変容を続けており、さらに、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、時代に即した農林水産業・農山漁村の振興施策を進めていくため、県が行う長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示す指針として、新しい計画を策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、県政運営の基本方針である福島県総合計画の農林水産分野の計画として、また、農業・農村分野においては、福島県農業・農村振興条例第19条に定める基本計画として、本県の農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画に位置づけられるものであり、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を明らかにするものです。

また、推進にあたっては、農林水産業・農山漁村に関する他部局の計画などとの連携を図ります。

3 計画期間

この計画は、子どもたちが社会を担う将来の本県農林水産業・農山漁村のあるべき姿を描きつつ、令和〇年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする〇か年の計画とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

第 2 章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢

第 1 節 本県における農林水産業・農山漁村の現状

1 東日本大震災と原子力災害からの復興

2 担い手・生産基盤の動向

3 農林水産物の流通・生産動向

4 農山漁村の状況

第 2 節 農林水産業・農山漁村を取り巻く社会情勢の変化

1 食料消費構造の変化

2 田園回帰（地方への移住）の動き

3 国際的な動き

4 新型コロナウイルス感染症による影響と変化

1 第1節 本県における農林水産業・農山漁村の現状

2

3 ○ 本県は、全国第3位の広大な県土面積を有しており、そのうち森林が71%、農地が1
4 1%を占めています。また、浜通り、中通り、会津地方に大別される特色ある県土構造
5 により、冬季温暖で日照時間が長い浜通り地方から、気温の日較差の大きい会津地方
6 に至るまで、それぞれの特徴を生かした地域性豊かな農林水産業が展開されています。

7

8 ○ 東北6県では宮城県に次ぐ180万人強の人口を抱える消費地としての性質を有しながら、
9 国内人口の約3分の1を占める首都圏に隣接し、東京から200 km圏であるという
10 有利な地理条件と高速交通網を活かし、農産物や木材、魚介類などを首都圏等の大消費
11 地へ供給しています。

12

13

【3地方、7方部から成る県土】

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26



27

1 東日本大震災と原子力災害からの復興

28

29 ○ 平成23年3月に発生した東日本大震災とそれに続く原子力災害では、地震・津波に
30 よって農地や農林水産業施設等に大きな被害が生じただけでなく、原子力災害により、
31 営農休止や、沿岸漁業の操業自粛、放射性物質が検出されたことによる作付・出荷の
32 制限、風評による価格下落等、本県の農林水産業はこれまでに経験したことのない大
33 きな苦境に直面しました。

34

35 ○ 震災から10年が経過し、地震や津波による直接的被害からの復旧はほぼ完了してい
36 ますが、原子力災害に起因する複合的な影響は未だ残っており、農業産出額等も震災
37 以前の水準に回復していない状況にあります。

38

39

1

【東日本大震災からの農林水産業関連復旧状況】

I 津波被災地の営農再開

○津波被害からの農業再生に向け、新たな農業を展開するため、農地の大区画化、用排水路、農道の整備等を一体的に推進

ほ場整備地区数 **13地区 1,728ha** (R2.6現在)
 営農再開可能面積 **90.5% 1,564ha** (R2.6見込)

大区画化ほ場整備
野井地区 (Iwate県)

大規模大豆栽培
作田前地区 (新地町)

II 農地・農業用施設の復旧

○農地・用排水路・ため池等の復旧率は**87%**!
 ※箇所数ベース (R2.3現在)

大戸田排水機場 (新地町)

復旧完了

III 海岸防災林の整備

○沿岸部の農地等を守るため、これまでの飛砂、風害、潮害防備などの災害防止機能に加え、津波対策として林帯幅を200mに拡大し防災林を整備

整備地区数 **9地区 620ha**
 着手地区数 **9地区 454ha** (R2.9現在)
 事業費ベース進捗率 **95%** (R2.4現在)

海岸防災林の復旧状況 (新地町) 事業費ベース：海岸防災林と防風林などによる津波被害の防止対策

林帯幅 約200m

IV 治山・林道施設の復旧

○治山施設・林地(山腹崩壊等)の復旧率は**96%**!
 ○林道施設の復旧率は**96%**! (R2.10現在)

【治山施設・林地】

《工事の進捗状況》

【林道施設】

《工事の進捗状況》

V 育苗生産施設及び試験研究機関の整備

平成30年6月 開所
平成31年2月 全面供用開始

水産資源研究所

平成30年6月 開所
令和元年7月 全面供用開始

水産海洋研究所

- 栽培漁業の再開を図るため、放流育苗の生産施設を復旧
- 新たな資源管理方策を確立するため、資源研究体制を強化
- 放射性物質の移行解明のため、研究機能を強化

VI 漁船、市場等の復旧

○漁港、市場、燃油タンク、ノリ種場及び漁船を復旧

【漁船数】
 目標 963隻 (R2)
 現状 713隻 (R2.6現在)
 割合 **74%**

復旧した漁船 (相馬市)

復旧した燃油タンク (相馬市)

VII 養殖業の再開

○松川浦のアオリ養殖再開
 安全な生産体制の確立により平成29年漁期に養殖を再開

【R元年漁期生産状況】
 ノリ棚 **2,518棚**

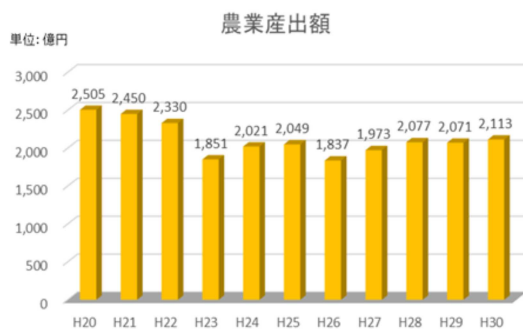
【H30年漁期生産実績】
 ノリ棚 **2,065棚** (H22 24,000棚)
 出荷量 **128.7トン** (H22 1,150トン)
※出荷量は生ノリ重量換算値

アオリノリ養殖 (松川浦)

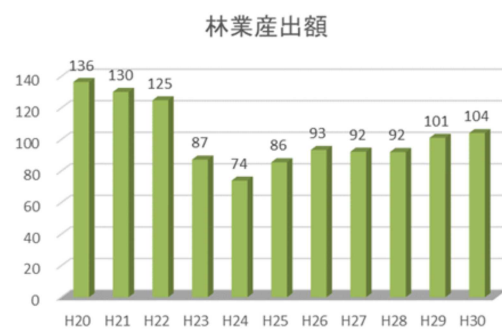
アオリノリ養殖 (松川浦)

2

【農業産出額の推移】



【林業産出額の推移】

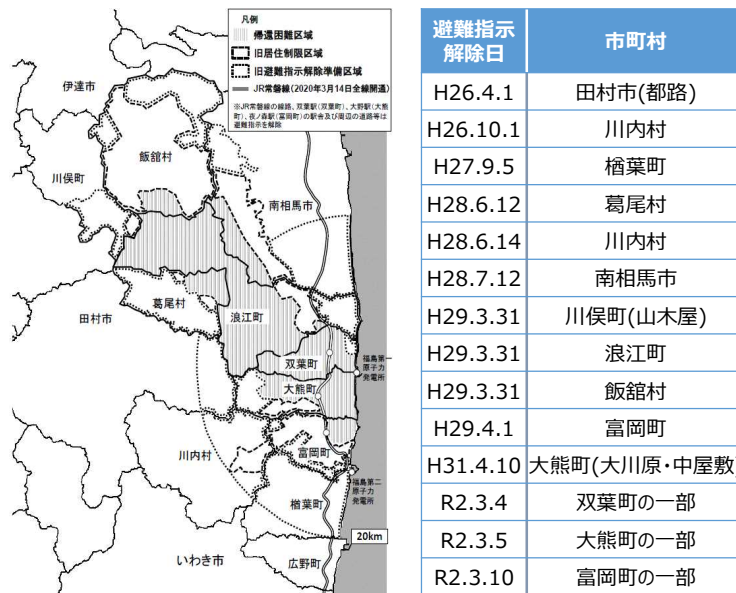


15

資料 2 - 2

- 1 ○ 県産農林水産物に対する安全を確保するため、放射性物質の基準値を超過した農林
 2 水産物が流通しないよう、生産段階における放射性物質の吸収抑制対策を講じるとと
 3 もに、出荷前のモニタリング検査や出荷制限を受けている品目が流通しないための措
 4 置を継続して実施しています。
- 5
- 6 ○ 農業については、避難指示が解除された地域での営農再開が徐々に進んでおり、令
 7 和2年3月末時点での営農再開率は32.2%となっています。避難指示解除が早かった
 8 地域での営農再開率は60%を超えるとともに、タマネギやサツマイモ、花き、水稻育
 9 苗ハウスを活用したぶどう栽培等、新たな品目へのチャレンジが始まるなど着実な進
 10 展が見られます。一方、避難指示が解除されて間もない地域では、営農再開の初期段
 11 階であり、長期の避難による担い手不足が深刻化しています。
- 12
- 13 ○ 帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域等における除染が始まっており、
 14 今後、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、避難指示の解除や、営農再開に
 15 向けた取組が進められる予定です。
- 16

【避難指示区域の状況（令和2年3月10日時点）】



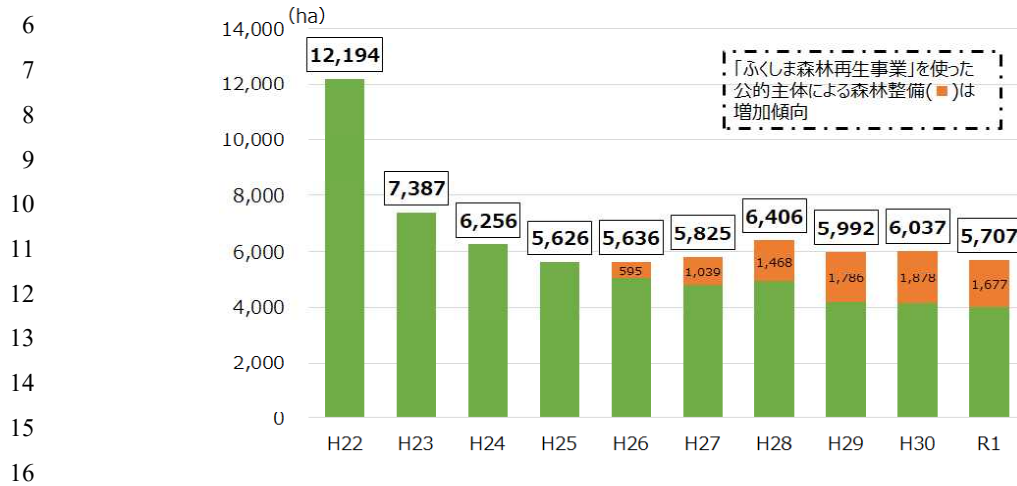
【避難地域等における営農再開状況（令和元年度末時点）】

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
①田村市・南相馬市（小高区含む） ・ 広野町、川内村（9,056ha）	6%	15%	32%	33%	43%	47%	52%	55%
②川俣町・檜葉町・富岡町・浪江町 ・ 葛尾村・飯館村（6,583ha）	0%	0%	0%	0%	1%	1%	5%	9%
③大熊町・双葉町（1,659ha）	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
計	3.1%	7.9%	17.0%	17.3%	23.0%	25.1%	29.1%	32.2%

資料 2 - 2

- 1 ○ 林業については、東日本大震災や原子力災害の影響を受けて森林整備面積が大きく
2 落ち込みましたが、平成30年度には震災前である平成22年度の半分程度まで回復して
3 います。

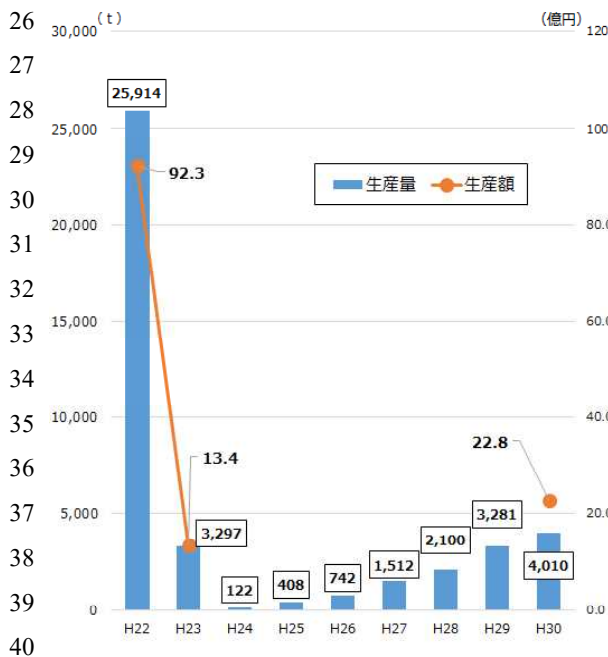
【森林整備面積の推移】



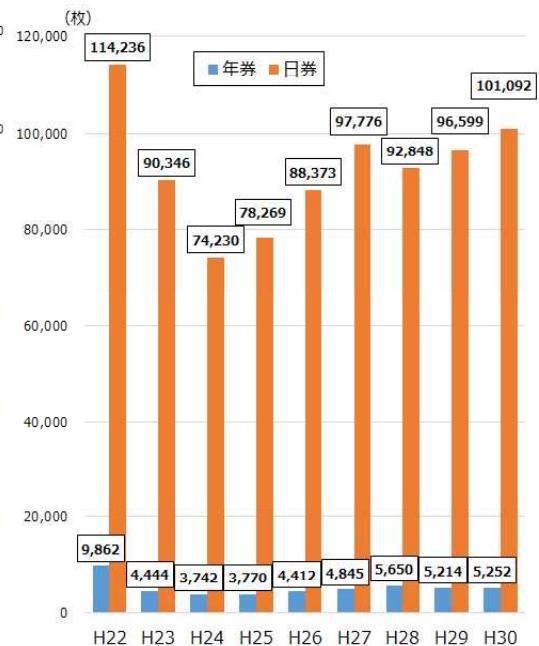
- 17 ○ 海面漁業については、最大で42魚種が出荷制限を指示されましたが、令和2年2月
18 までに全魚種の出荷制限が解消されました。震災で大きく落ち込んだ沿岸漁業は平成2
19 4年から開始された試験操業の拡大によって徐々に生産量・生産額共に回復傾向にある
20 もの、なおも低水準で推移しています。

- 22 ○ 内水面漁業については、令和2年12月現在、8区域において7魚種が出荷制限を指
23 示されており、遊漁承認証の発行数はまだ震災前の水準には戻っていません。

【沿岸漁業生産量・生産額（属地）の推移】



【遊漁承認証発行数の推移】

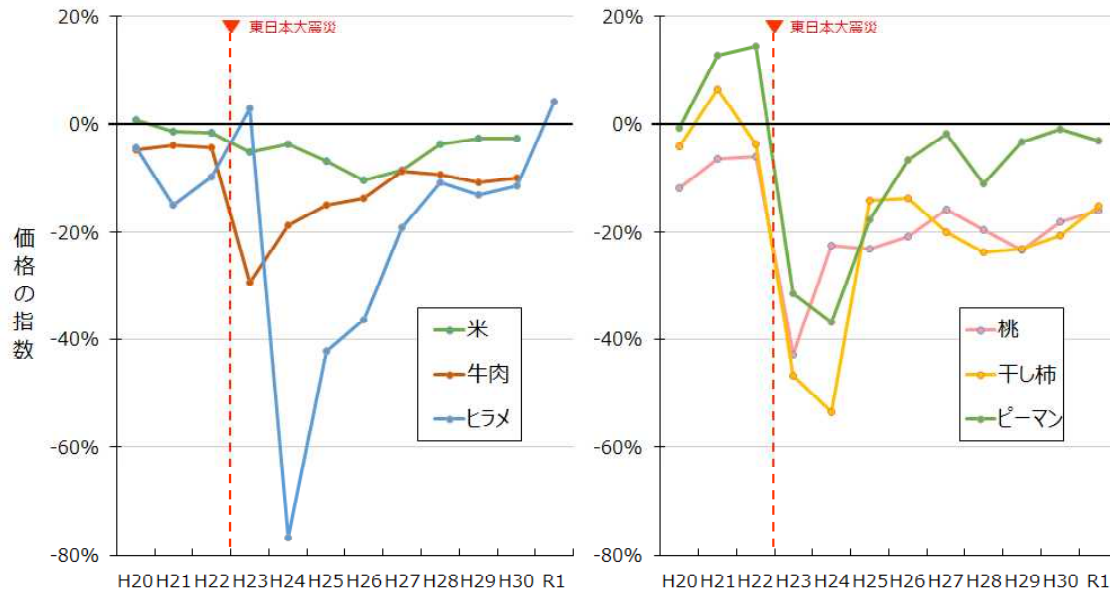


資料 2 - 2

- 1 ○ 農林水産省が実施している「福島県農産物等流通実態調査」によると、福島県産品
 2 の価格は回復傾向にあるものの、多くの品目で震災以前の水準まで戻っておらず、低
 3 下した価格水準の固定化が見られます。また、納入先の本県産品の取扱姿勢を卸売業
 4 者や仲卸業者等の納入業者が実態よりもネガティブに評価している傾向にあることが
 5 明らかとなっています。

6
7

【福島県産品と全国平均の価格差の推移】



8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

※価格の指数は、福島県産品と全国平均の価格差を、全国平均の価格で割った値
 ※令和元年度は、令和元年12月までの実績を使用
 ※牛肉、干し柿、ヒラメは年度単位、桃とピーマンは7-9月の値、米は産年ごとの値
 ※干し柿にはあんぼ柿以外も含む

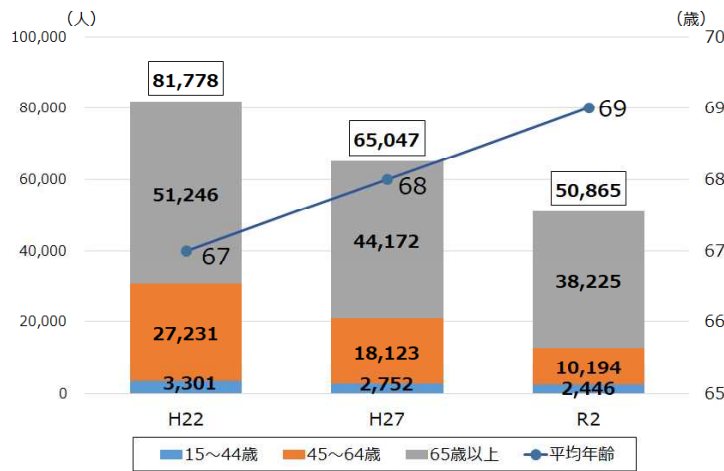
2 担い手・生産基盤の動向

3 <農業>

4 ○ 個人経営体のうち、主に自営農業に従事する基幹的農業従事者は令和2年時点で約
5 5万1千人と、平成22年の約8万2千人から4割近く減少しています。また、平均年
6 齢は69歳となり、高齢化が一段と進んでいます。

7
8 ○ 新規就農者数は平成27年から6年連続で200名以上と一定数を維持しており、新規参
9 入者が約6割を占めています。比較的若い年齢層や、農業法人で雇用される就農者が
10 増加する傾向が見られます。

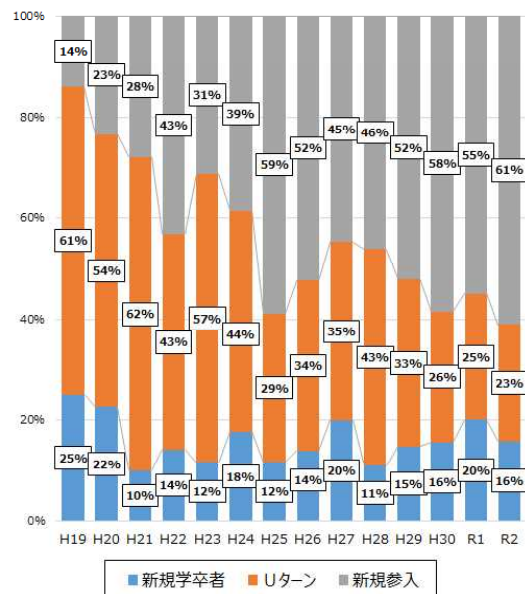
【基幹的農業従事者の推移】



【新規就農者の推移】



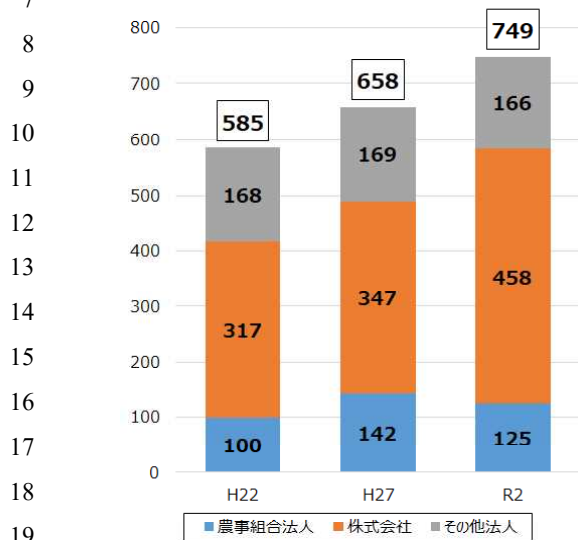
【新規就農者の割合】



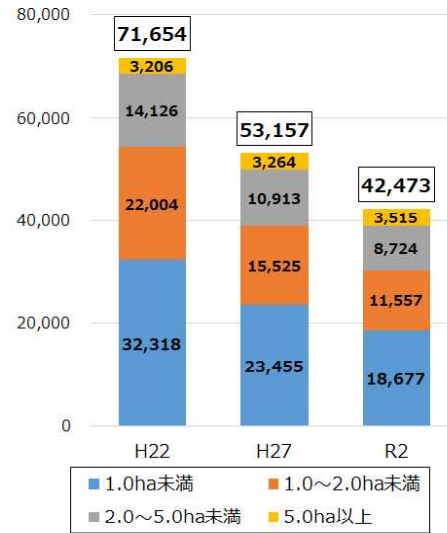
資料 2 - 2

- 1 ○ 農業経営体数は減少しているものの、法人化している経営体数は増加しています。
 2
 3 ○ 経営耕地面積が5ha以上の農業経営体の数が増加しており、農業経営の規模拡大
 4 が進んでいます。

【法人化している農業経営体数の推移】

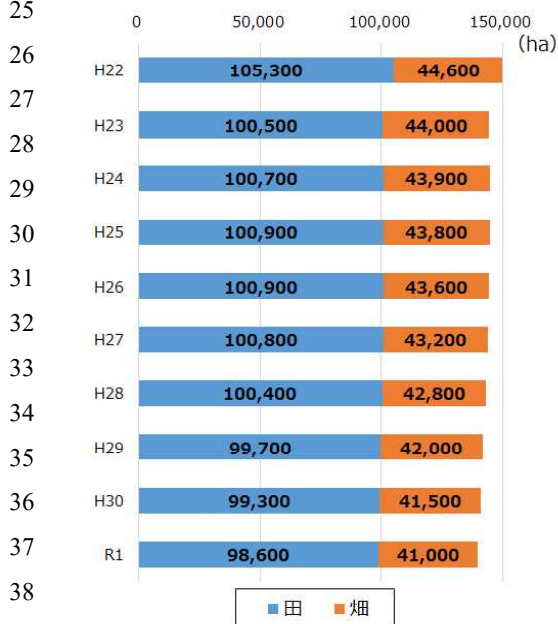


【経営耕地規模別農業経営体数の推移】

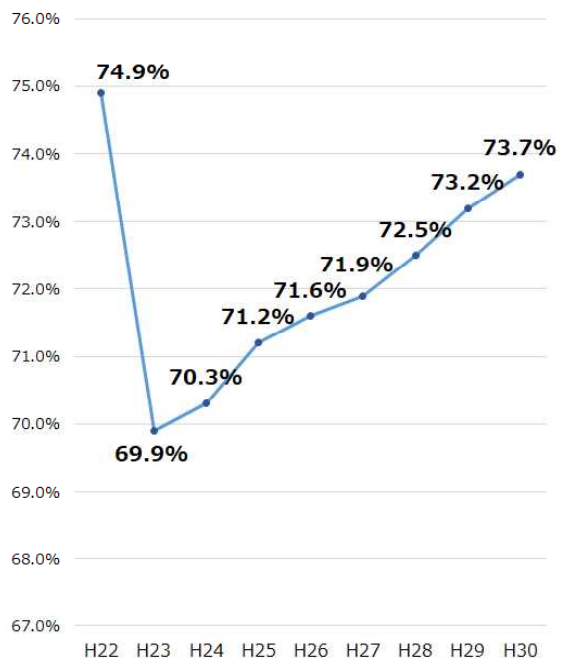


- 21 ○ 耕地面積は年々減少傾向にある一方、ほ場整備率（水田）は平成23年度以降増加し
 22 ています。

【耕地面積の推移】



【ほ場整備率（水田）の推移】



資料 2 - 2

1 <林業>

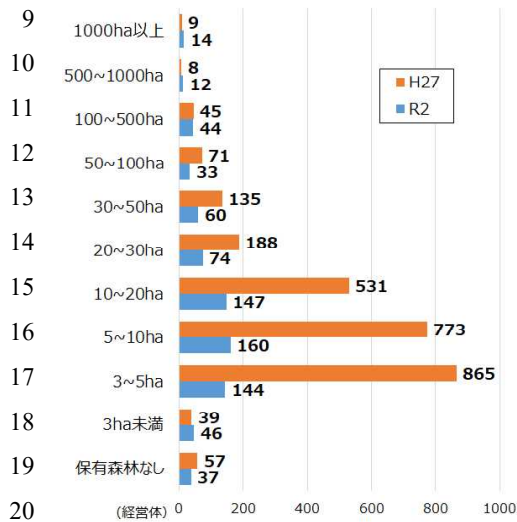
2 ○ 林業経営体数は令和2年2月時点で771であり、5年前から7割以上減少しています。
 3 保有山林面積が100ha未満の経営体数の減少が著しい一方、100ha以上の大規模経営
 4 営体が増加しています。

5

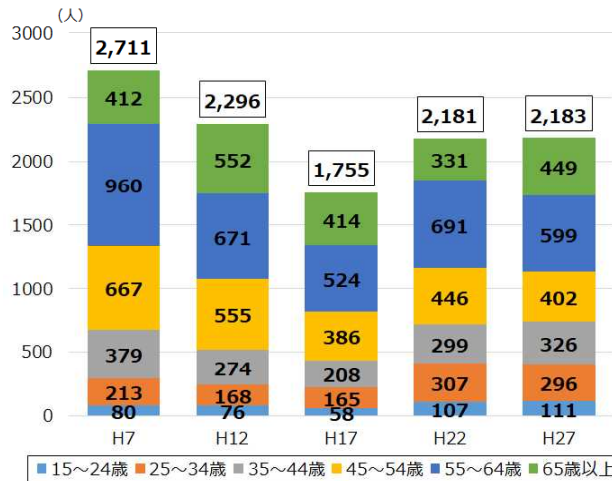
6 ○ 林業就業者数は平成27年時点で2,183名であり、概ね半数が55歳以上となっています。

7

8 【林業経営体数】



9 【林業就業者数の推移】



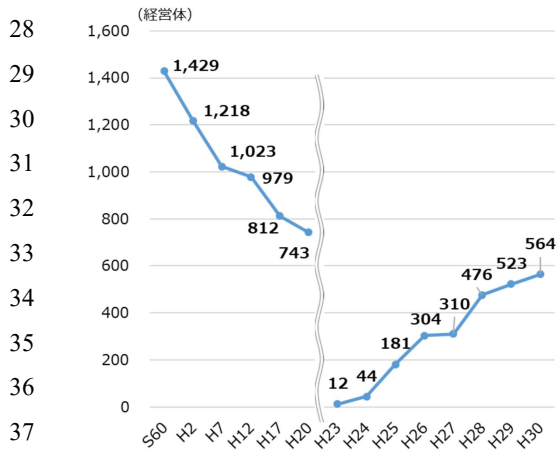
20

21

22 <水産業>

24 ○ 漁業経営体数は、震災により著しく減少しましたが、その後増加を続けています。
 25 また、新規の沿岸漁業就業者数は震災後ゼロとなりましたが、近年は回復傾向にあり
 26 ます。

27 【漁業経営体数の推移】



28 (出典) S60~H17：農林水産省「漁業センサス」
 29 H20：農林水産省「漁業センサス」
 30 H23~：福島県水産課調べ ※操業（試験操業を含む）を再開した経営体数を集計

31

32

33

34

35

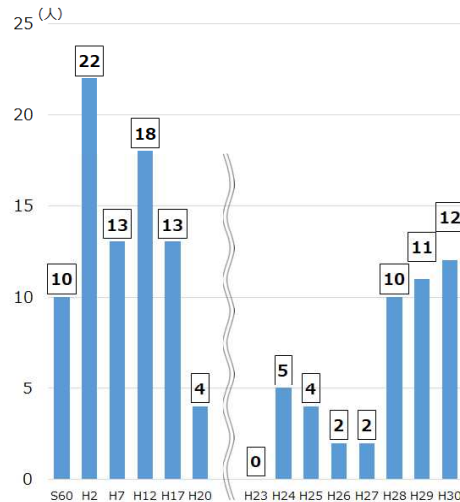
36

37

38

39

30 【新規沿岸漁業就業者数の推移】

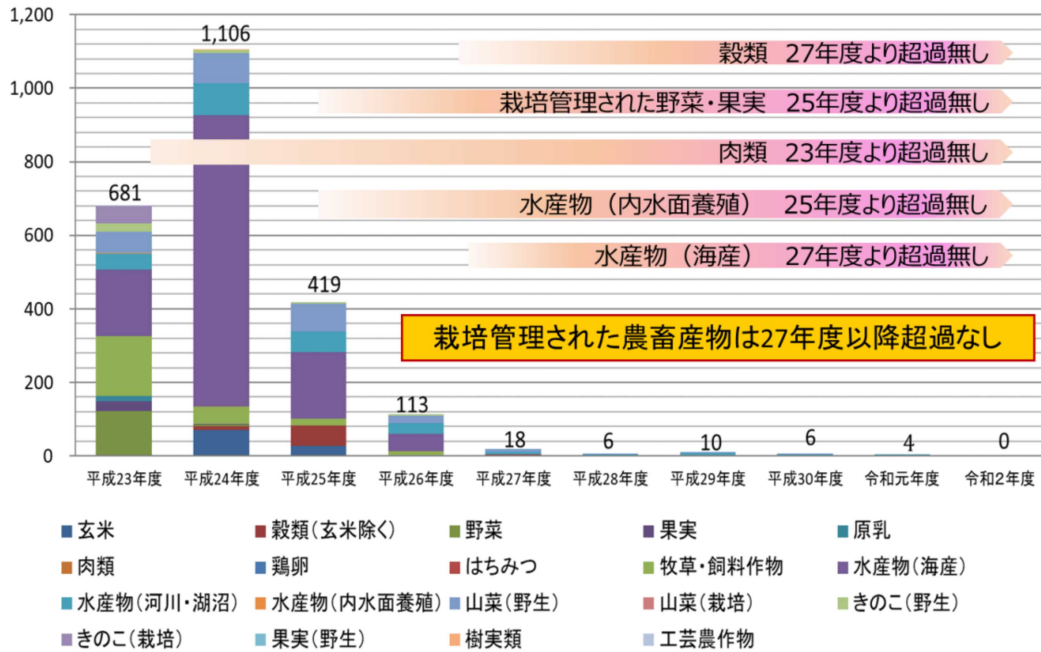


3 農林水産物の流通・生産動向

3 <流通動向>

4 ○ 県産農林水産物の放射性物質検査においては、近年では基準値を超過するケースは
5 一部の野生の山菜、きのこ等を除き、見られなくなっています。

【基準値超過件数の推移】



【野菜・果物等のモニタリング検査結果】

種別	検査件数	基準値超過数	超過数割合
野菜・果実	2,180件	0件	0.00%
畜産物	4,102件	0件	0.00%
栽培山菜・きのこ	1,161件	0件	0.00%
海産魚介類	5,439件	0件	0.00%
内水面養殖魚	66件	0件	0.00%
野生山菜・きのこ	781件	0件	0.00%
河川・湖沼の魚類	1,129件	4件	0.35%

※国のガイドラインに基づき福島県が実施している検査（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

資料 2 - 2

- 1 ○ 米については、平成24年産米から全量全袋検査を実施しており、平成27年産米以降
 2 は基準値を超過したものは確認されていません。令和2年産米からは避難指示のあつ
 3 た区域等を含む12市町村を除き、抽出によるモニタリング検査へ移行しています。

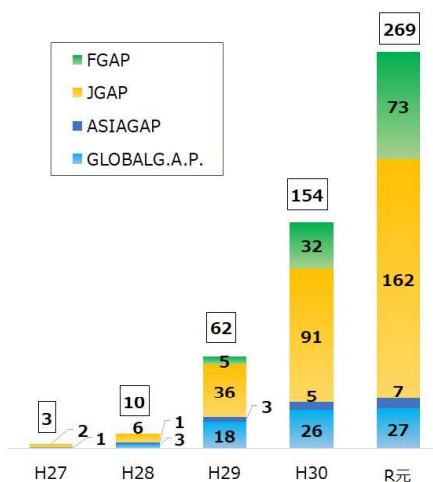
【米の全量全袋検査による基準値超過の状況】

年産	総検査点数	基準値超過数
H24	10,346,169件	71件
H25	11,006,552件	28件
H26	11,014,971件	2件
H27	10,498,720件	0件
H28	10,266,012件	0件
H29	9,976,698件	0件
H30	9,251,056件	0件
R元	9,492,236件	0件
R2	76,260件	0件

(令和2年10月10日現在)

- 16 ○ 安全と品質の太鼓判となるGAP（農業生産工程管理）の認証取得数は飛躍的に増
 17 加しています。

【認証GAP取得件数の推移】



GAP認証の種類

GLOBALG.A.P.

国際的に広く通用する第三者認証GAP

ASIAGAP

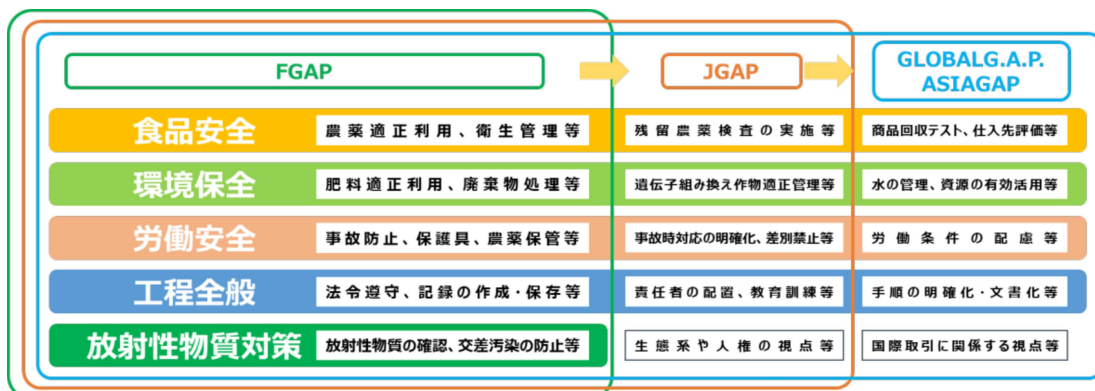
日本発の国際水準認証

JGAP

日本のデファクトスタンダードのGAP

FGAP

福島県が創設した公的認証GAP



資料 2 - 2

- 1 ○ 県産農林水産物等の海外への輸出については、原子力災害の影響により、54の国・
 2 地域において輸入規制措置がとられました。その後規制の緩和が進み、令和2年12
 3 月現在で16まで減少しました。
 4
 5 ○ 平成24年からは東南アジアを中心に輸出実績を伸ばし、令和元年度の県産農産物の
 6 輸出量は300トンを超え、3年連続で過去最高を更新しました。

【福島県産食品の輸入規制をしている国・地域】

【広い品目で輸入停止している（4）】 中国、香港、台湾、マカオ

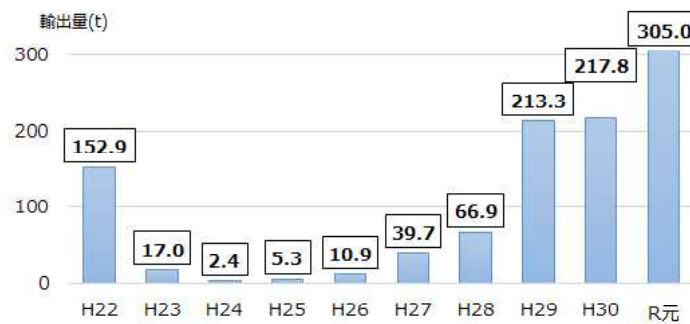
【一部を輸入停止している（2）】 韓国、アメリカ

【検査証明書の添付等により、輸入を認めている（10）】 ※ 1つの地域として記載

インドネシア、仏領ポリネシア、EU及び英国※、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、
 ロシア、イスラエル、シンガポール

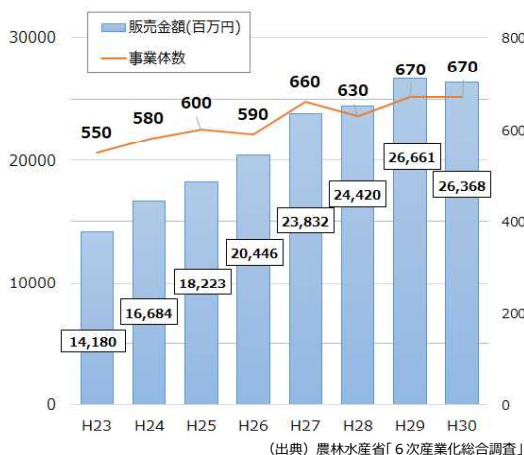
(令和2年12月現在)

【福島県産農産物の海外輸出量】

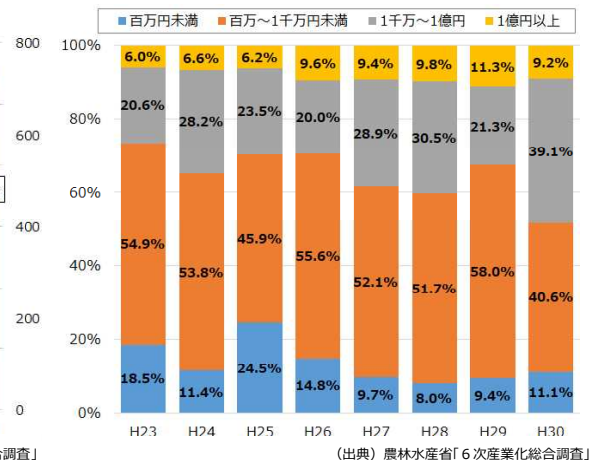


- 25 ○ 生産者と消費者との交流の拠点にもなっている農産物直売所における年間販売金額
 26 や事業体数は年々増加しています。

【年間販売金額及び事業体数の推移】



【年間販売金額規模別事業体数割合の推移】



1 <生産動向>

2 ○ 本県では、浜通り、中通り、会津地方それぞれの地域の特徴を生かし、米やもも、
3 きゅうり、花き類、肉用牛等多彩な農林水産物が生産されています。

【主要農林水産物の生産状況】

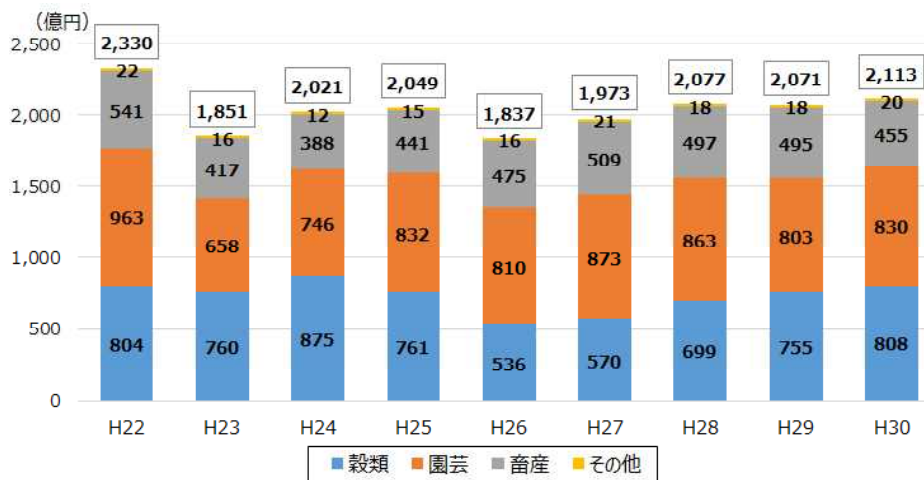
区分	単位	年次	実績		本県の シェア(%)	全国	
			全国	福島県		順位	1位
水稲収穫量 ☆	t	R1	7,762,000	368,500	4.7	6	新潟県
もも収穫量 ☆	"	"	107,900	27,000	25.0	2	山梨県
日本なし収穫量 ☆	"	"	209,700	16,000	7.6	4	茨城県
きゅうり収穫量 ☆	"	"	548,100	38,200	7.0	4	宮崎県
トマト収穫量 ☆	"	"	714,600	22,400	3.1	9	熊本県
アスパラガス収穫量 ☆	"	H30	26,500	1,430	5.4	9	北海道
さやいんげん収穫量	"	"	37,400	3,440	9.2	2	千葉県
さやえんどう収穫量	"	"	19,600	1,120	5.7	3	鹿児島県
りんどう出荷量 ☆	千本	"	88,900	4,600	5.2	4	岩手県
トルコギキョウ出荷量	"	"	98,300	3,820	3.9	9	長野県
宿根かすみそう出荷量	"	"	49,600	7,120	14.4	3	熊本県
おたねにんじん収穫量	t	"	14	6	42.9	2	長野県
乳用牛飼養頭数	頭	R1	1,332,000	11,500	0.9	19	北海道
肉用牛飼養頭数 ☆	"	"	2,503,000	47,500	1.9	15	北海道
豚飼養頭数	"	"	9,156,000	124,500	1.4	20	鹿児島県
採卵鶏飼養羽数(ひな、成鶏め)	千羽	"	184,917	4,551	2.5	19	茨城県
肉用若鶏(ブロイラー)飼養羽数	"	"	138,228	785	0.6	26	宮崎県
林業							
なめこ生産量 ☆	t	H30	23,350	1,464	6.3	4	新潟県
生しいたけ生産量	"	"	70,390	2,744	3.9	9	徳島県
水産							
ヒラメ漁獲量(属人) ☆	"	"	6,564	397	6.0	4	北海道
コイ養殖生産量	"	"	2,932	846	28.9	2	茨城県

☆ ふくしまレブ

○農業

震災後約2割減少した農業産出額は年々増加傾向となっているものの、依然として震災前の水準には戻っていません。特に、園芸や畜産が震災前の水準まで戻っていません。

【農業産出額の推移】

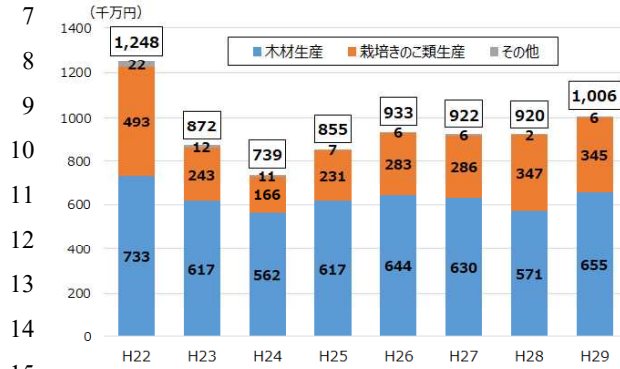


資料 2 - 2

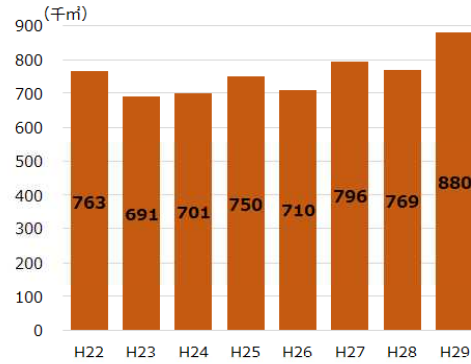
1 ○林業

2 震災後大きく落ち込んだ林業産出額は、回復傾向にあります。震災前の水準には戻って
3 いません。木材（素材）生産量についても震災で約1割減少しましたが、平成24年以
4 降は増加し、震災直前の水準を回復しています。

6 【林業産出額の推移】



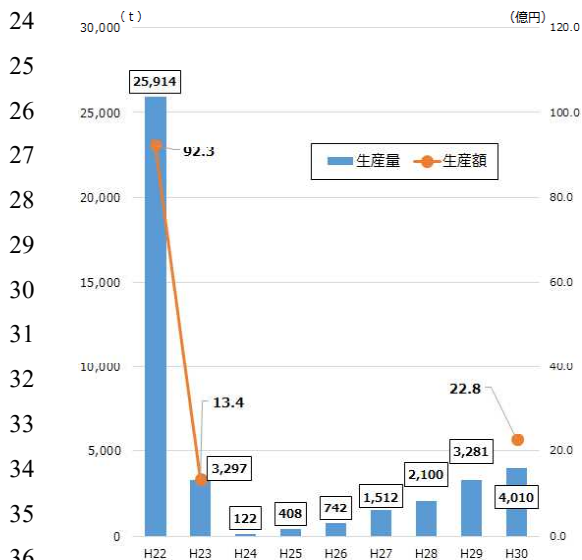
6 【木材（素材）生産量の推移】



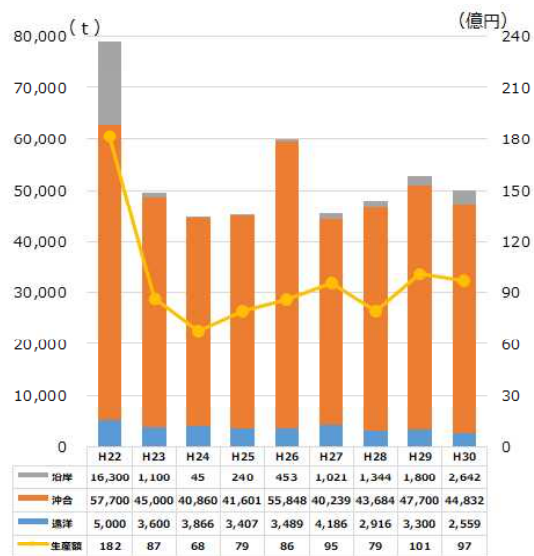
17 ○漁業

18 沿岸漁業の生産量・生産額（属地）は、震災後に大きく落ち込みました。その後、平
19 成24年に開始した試験操業の拡大によって増加しつつあるものの、依然として低水準で
20 推移しています。また、海面漁業の生産量・生産額（属人）についても回復していき
21 ません。

23 【沿岸漁業生産量・生産額（属地）※再掲】



23 【海面漁業生産量・生産額（属人）】



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

○ ICT等の先端技術を活用したスマート農業は、機械等の開発や現場での実証・導入、環境整備等の取組が進められています。

【スマート農業の取組例】

【ロボットトラクタ】



【直進キープ機能付田植機】



【ドローンの活用】



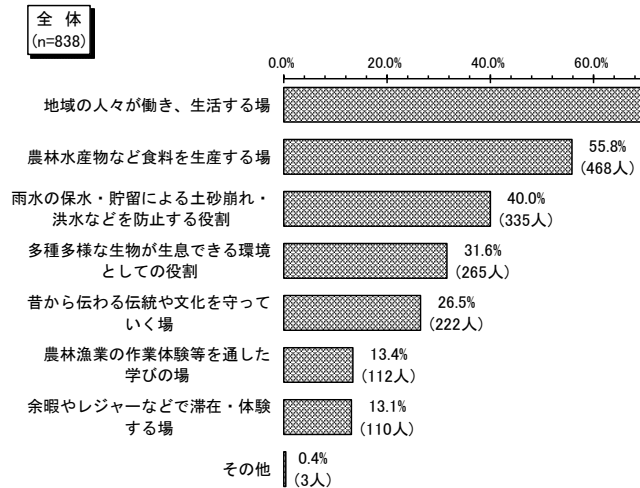
【食味・収量測定コンバイン】



4 農山漁村の状況

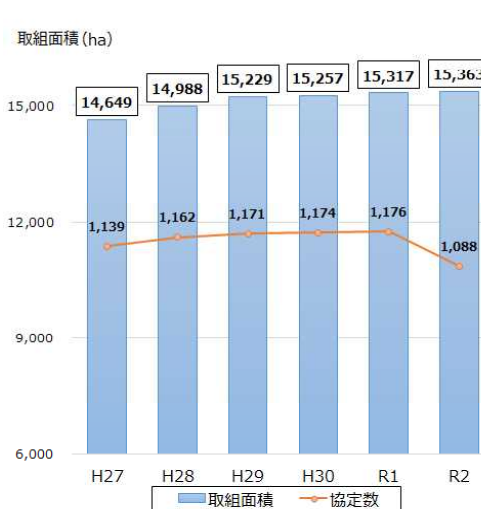
○ 県政世論調査（令和2年度実施）においては、農山漁村の役割として「地域の人々が働き、生活する場」や「農林水産物など食料を生産する場」を期待する割合が多くなっています。

【本県の農山漁村の役割として期待すること】

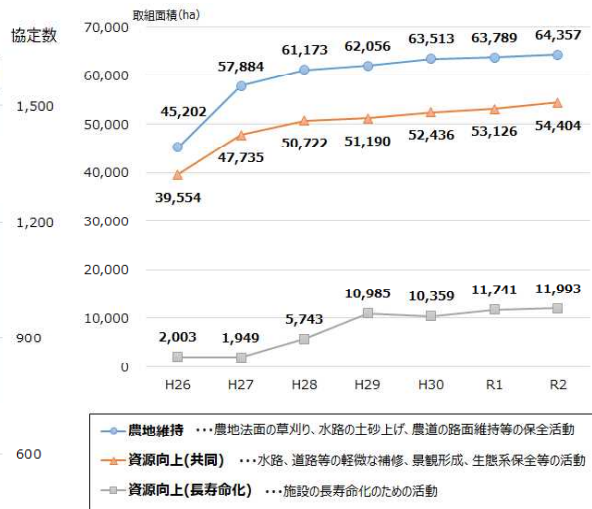


○ 地域の共同活動等を支援する中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業の取組面積は年々伸びています。一方で、高齢化・過疎化の進行によって取組継続が困難になりつつある集落や組織も見られています。

【中山間地域等直接支払事業の取組実績】



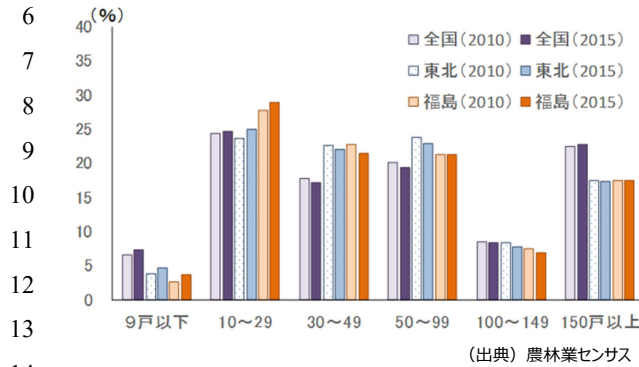
【多面的機能支払事業の取組実績】



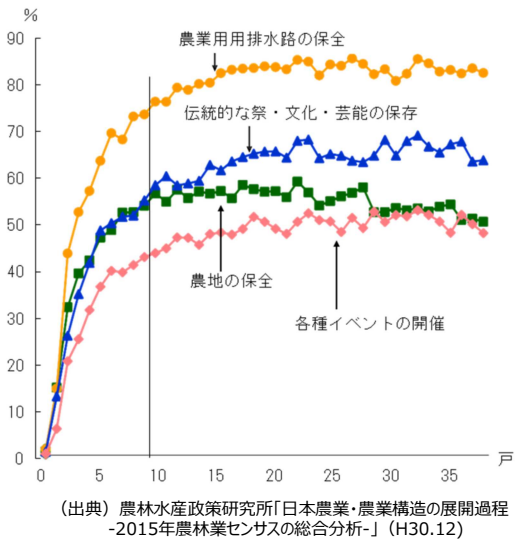
資料 2 - 2

- 1 ○ 総戸数30戸未満の集落の割合が増加する傾向にあるほか、令和12年には平成27年比
 2 で農業就業人口が半数以下に減少するという分析もあり、農地や農業用施設の保全、
 3 伝統的な祭りや文化の保存など、集落活動の維持に懸念が生じています。

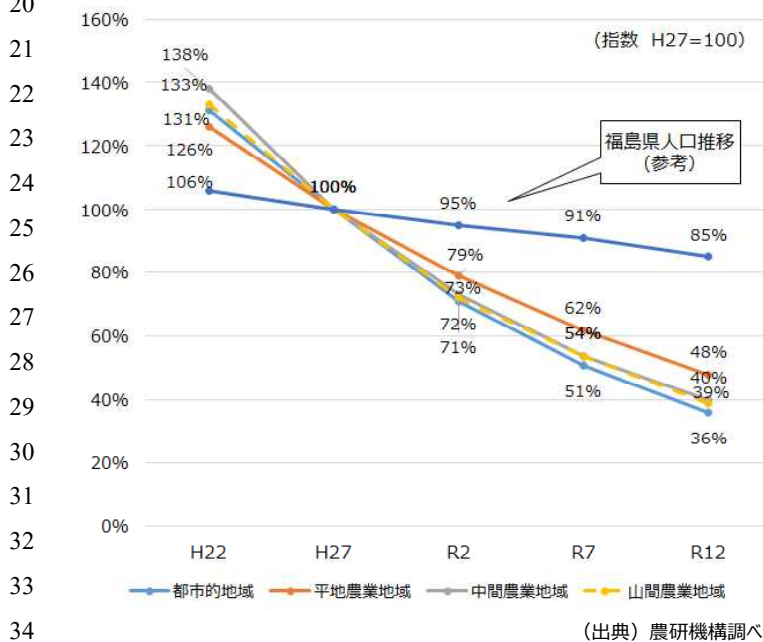
5 【総戸数規模別農業集落の割合(2015、2010)】



5 【集落活動の実施率と総戸数の関係】



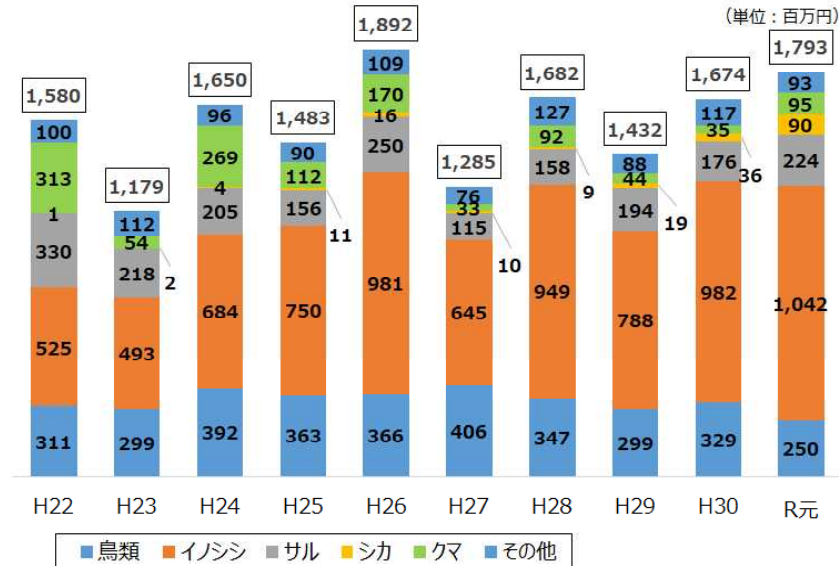
19 【農業就業人口の推移(コーホート分析)】



資料 2 - 2

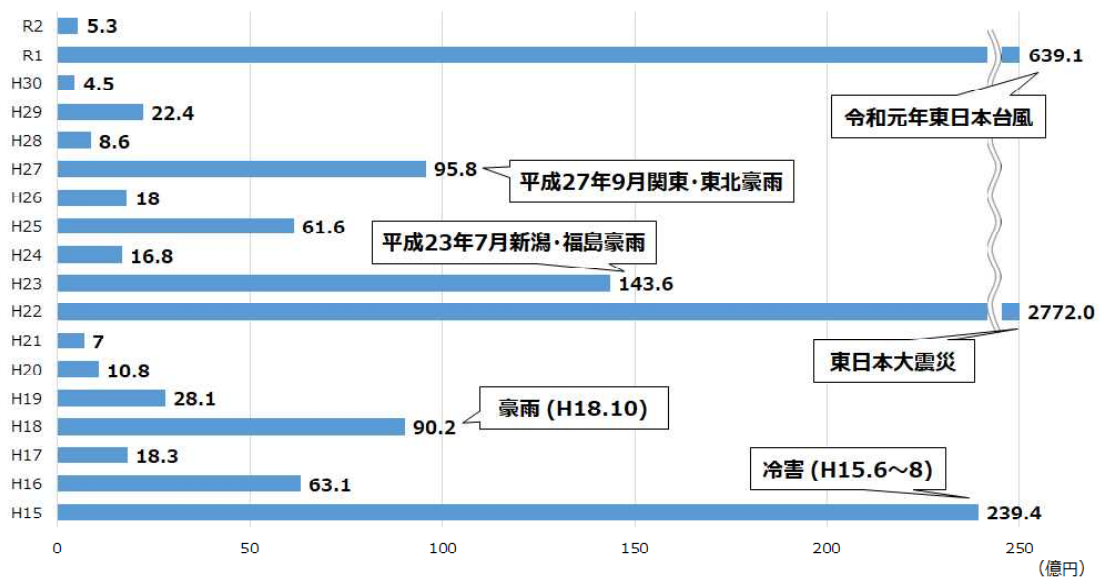
- 1 ○ 野生鳥獣による農作物被害は高止まり傾向にあり、特にイノシシによる被害は震災
2 以降増加しています。

【鳥獣被害の推移】



- 20 ○ 自然災害については、東日本大震災（平成22年度）や新潟・福島豪雨（平成23年度）、
21 令和元年東日本台風災害（令和元年度）など、大規模な災害が相次いで発生していま
22 す。

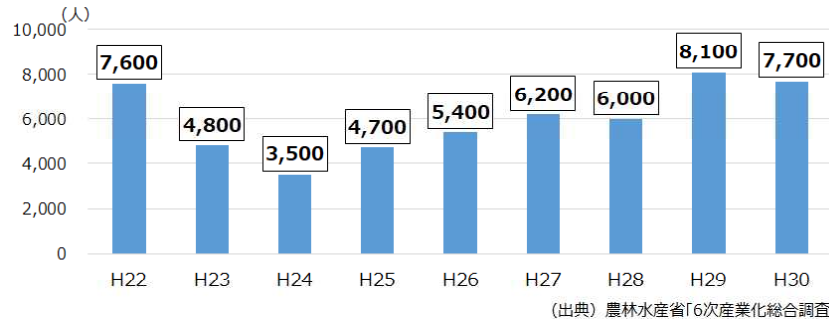
【年度別農林水産業被害額と大規模災害】



資料 2 - 2

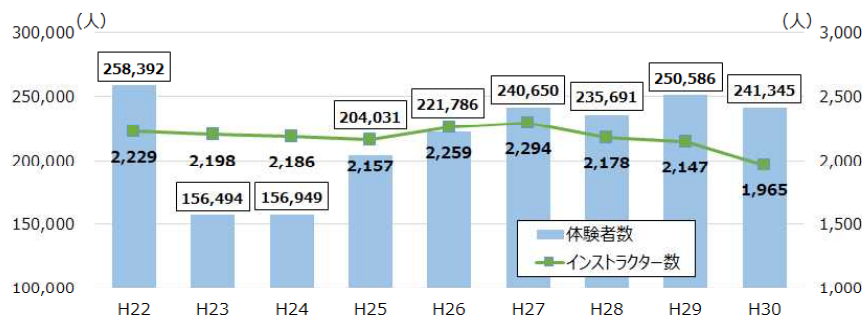
- 1 ○ 地域産業6次化については、農産物加工に係る従事者数は震災直後に半減しましたが、
2 平成29年度には震災前の水準まで回復しています。

【農産物加工従事者数の推移】



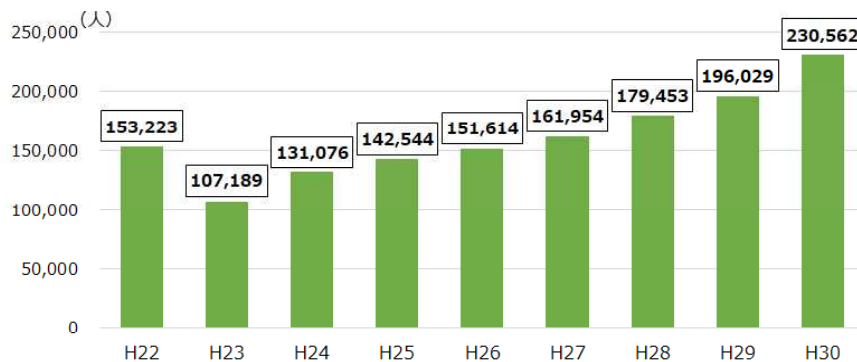
- 14 ○ 農山漁村において、その土地の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活
15 動であるグリーン・ツーリズムについては、震災後、体験者数が落ち込みましたが、
16 その後は一定の水準まで回復しています。

【県内のインストラクター数及び体験者数の推移】



- 28 ○ 企業や団体、地域による森林づくり活動への参加者は、震災直後に減少したものの、
29 順調に増加しています。なお、平成30年には全国植樹祭や関連行事などの開催があり
30 ました。

【森林づくり活動への参加者数の推移】



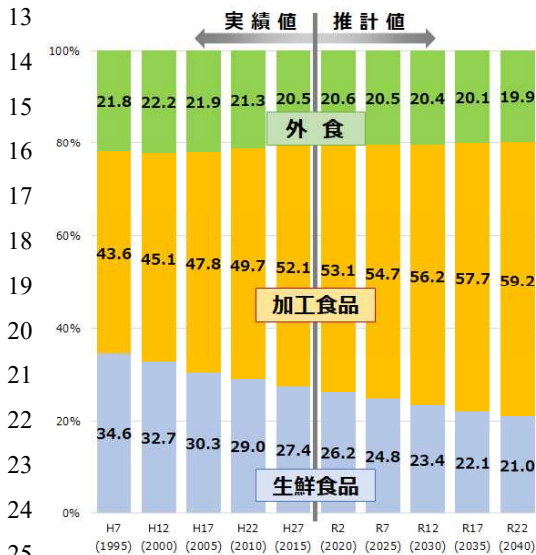
第 2 節 農林水産業・農山漁村を取り巻く社会情勢の変化

1 食料消費構造の変化

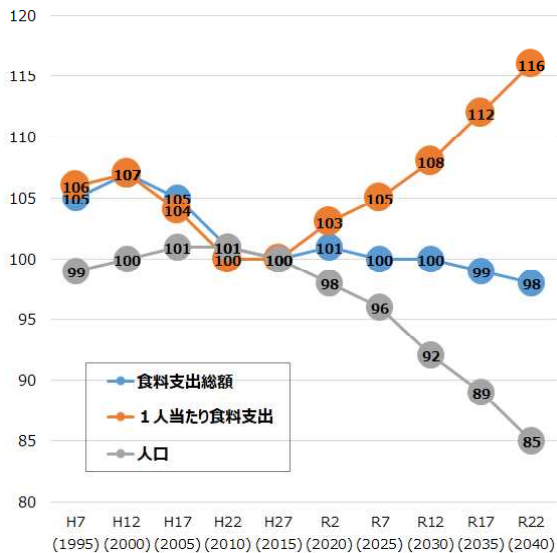
○ 国内における食料消費の見通しについては、継続的な人口減少や更なる高齢化が見込まれる中、単身世帯や共働き世帯の増加によって食の外部化が一層進み、生鮮食品から利便性の高い加工食品へとシフトしていくと見込まれています。

○ 中長期的には、人口は減少していくものの、人口1人当たりの食料支出が増加するため、食料支出総額は緩やかに減少していくと推計されています。

【食の外部化の進展】



【食料支出総額、1人当たり食料支出の推計】



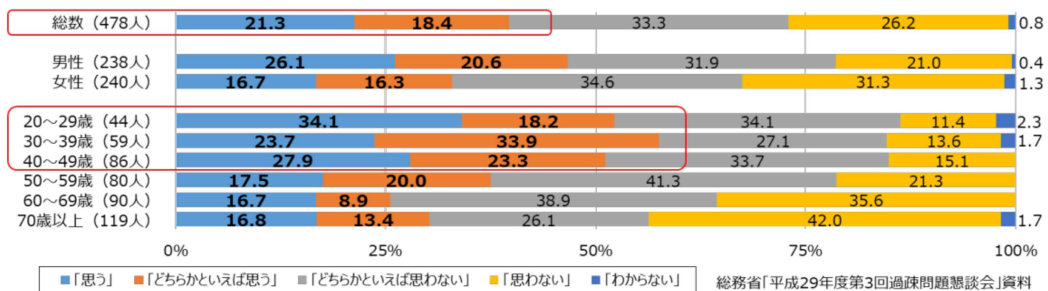
注1：平成27年度までは、家計調査 全国消費実態調査等より計算した実績値で、令和2年度以降は国による推計値
 注2：生鮮食品は、米、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計、加工食品は、生鮮食品と外食以外の品目。
 (出典) 農林水産省「食料・農業・農村をめぐる情勢及び農業者等からのヒアリングにおける主な意見 (R1.9)」

(出典) 農林水産省「我が国の食料消費の将来推計 (2019年版)」(令和元年8月)

2 田園回帰（地方への移住）の動き

○ 近年、都市から地方への移住（田園回帰）に対する関心が高まっています。政府の調査では、都市在住者の4割が地方移住の意向を示しており、20～40代では半数以上が移住への関心が高い結果となっています。

【地方への移住の意向】

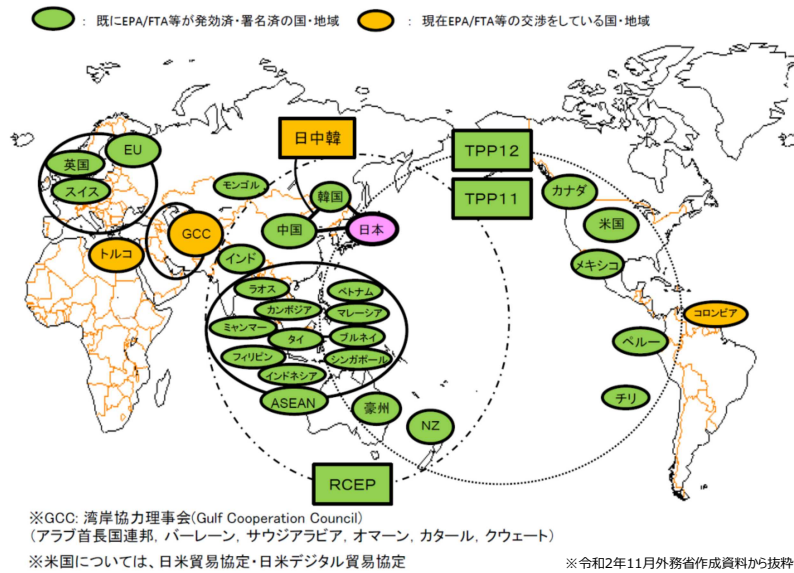


総務省「平成29年度第3回過疎問題懇談会」資料

3 国際的な動き

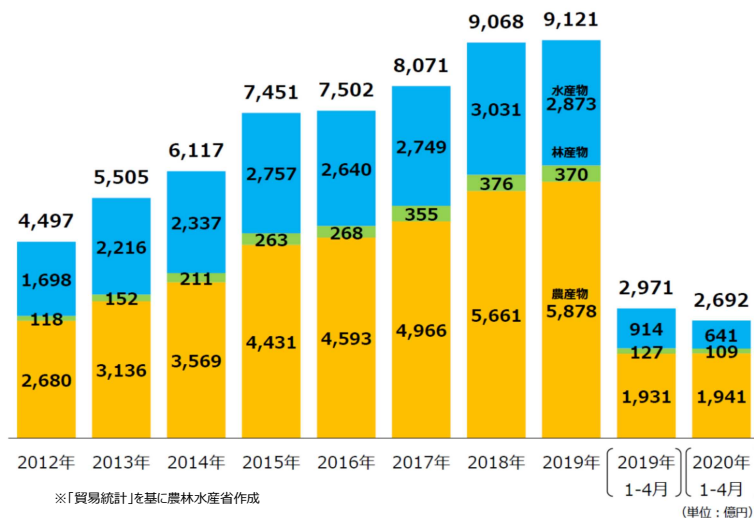
- TPP（環太平洋経済連携協定）を始め、多くの国・地域との貿易協定の締結又は交渉が進められています。

【日本のEPA／FTAの現状】



- 日本の農林水産物・食品の輸出は令和元年で9,121億円と毎年増加を続けています。国では令和7年までに2兆円、令和12年までに5兆円へと飛躍的に増大させる目標を掲げており、今後、輸出先のニーズに対応したグローバル産地づくりや規制への対応強化等の輸出促進策が求められています。

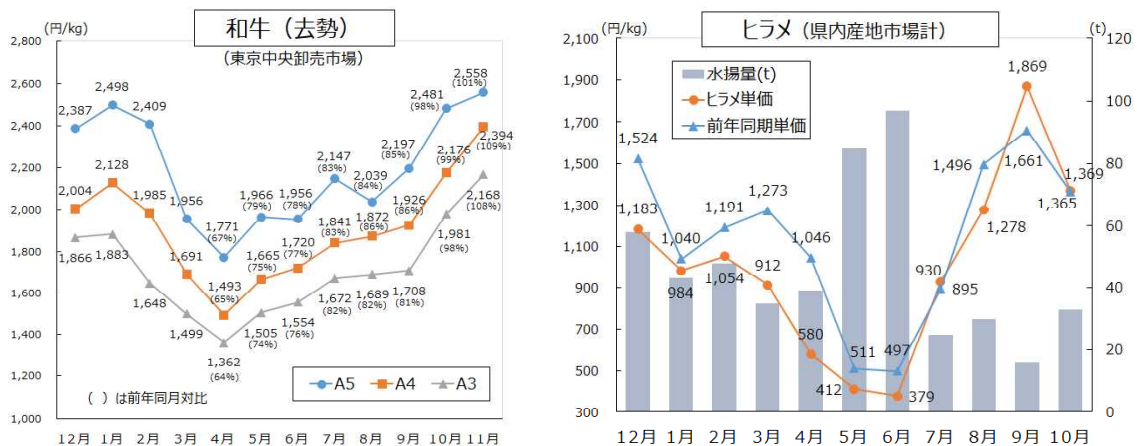
【輸出実績】



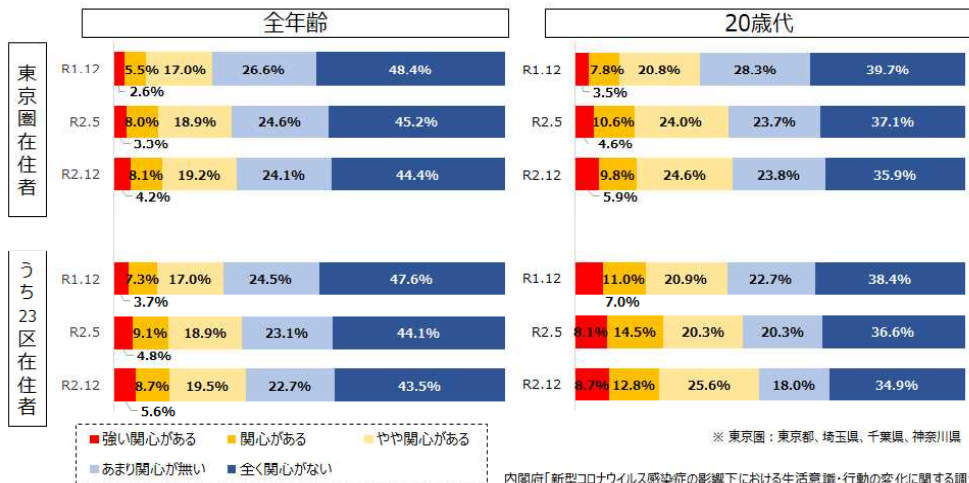
4 新型コロナウイルス感染症による影響と変化

- 2
- 3 ○ 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、全国を対象に緊急
- 4 事態宣言が発令されました。地域間の往来自粛のほか、飲食店・宿泊施設等の営業自
- 5 粛や営業時間短縮、学校の一斉休校等、社会経済活動の停滞による影響は大きく、本
- 6 県においても、牛肉や地鶏、花き、ヒラメなどの需要減少や価格下落、農家レストラ
- 7 ンや観光農園の売上減少、学校給食の休止に伴う生乳需要の減少など、様々な影響が
- 8 見られました。
- 9
- 10 ○ こうした中、生産者等を支援する動きとして、オンラインストアやクラウドファン
- 11 ディングなど、生産者と消費者を直接結ぶ取組が広がりました。
- 12
- 13 ○ また、テレワークやウェブ会議等、従来と異なった働き方が広がる中、企業の地方
- 14 移転や機能分散を始め、都市から地方への移住等の流れも生まれつつあるなど、「ウ
- 15 イズコロナ」、「アフターコロナ」を見据えた意識や行動の変化が起きています。

【県産和牛及びヒラメの価格推移】



【地方移住への関心（東京圏在住者）】



1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

第 3 章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿

第 1 節 基本目標

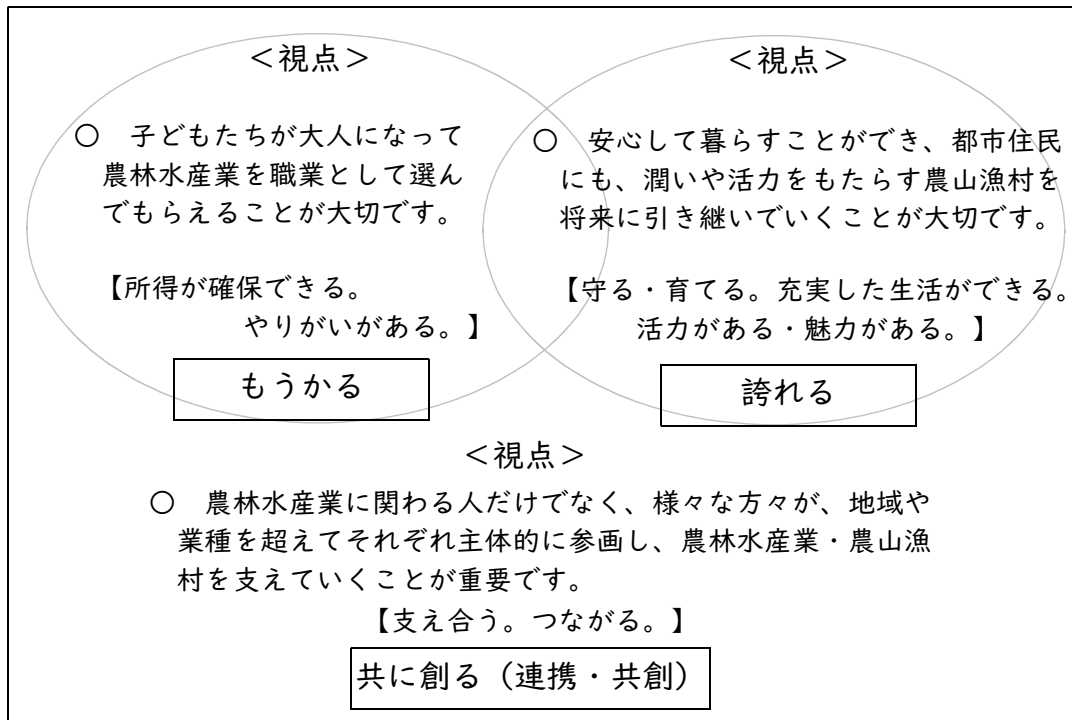
第 2 節 めざす姿

第 3 節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向

1 第1節 基本目標

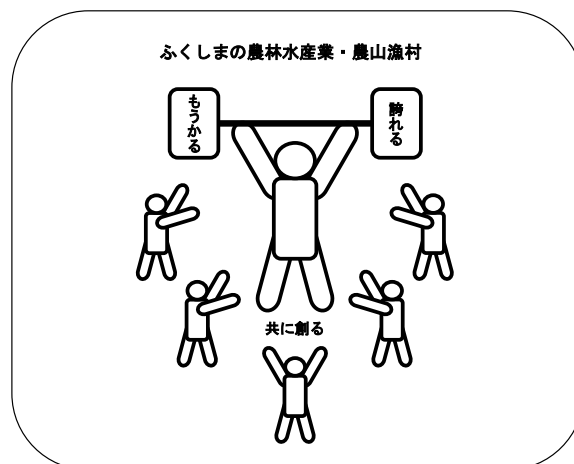
2 本県の農林水産業・農山漁村は、生活に不可欠な食料を安定的に供給する大きな役割を
 3 担うとともに、県土保全や水源の涵養、美しい景観などの多面的機能を発揮し、県民の健
 4 やかな暮らしを支えており、その恵沢は農山漁村に暮らす人ばかりではなく都市住民にも
 5 もたらされています。

6 人口減少や高齢化等社会経済情勢が著しく変化を続けている中で、東日本大震災・原子
 7 力災害からの復興を果たし、県民のいのちと地域経済を支える農林水産業・農山漁村が更
 8 に発展していくためには、次の3つの視点が大切であると考えます。



26 以上を踏まえ、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

28 (仮)「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村



基本目標イメージ

1 第2節 めざす姿

2 本県の農林水産業・農山漁村のめざす姿を次のとおり示します。

4 1 東日本大震災・原子力災害からの復興

- 5 ○ 避難指示が解除された地域では、個人や組織による経営の再開が進み、東日本大震
- 6 災・原子力災害からの復興を果たすとともに、先端技術等を活用した新たな経営・生
- 7 産方式が全国に先駆けて展開されています。
- 8 ○ 特定復興再生拠点区域においても農地や関連施設等の復旧が図られ、着実かつ段階
- 9 的に農業の営みが再開されています。
- 10 ○ 風評が払拭され、本県産農林水産物は、その品質・価値に見合う適正な評価で取引
- 11 されています。

13 2 持続的な発展を支える強固な基盤の確保

- 14 ○ 経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、他産業並の所得を安定的
- 15 に確保する意欲ある経営体と多様な主体が活躍し、産地を支えています。
- 16 ○ 農林水産業を職業として選択する若者が増加しています。
- 17 ○ 農林水産業が持続的に発展するための基盤が強固となり、経営や生産基盤が次の世
- 18 代へ円滑に継承されています。

20 3 安全で魅力的な農林水産物の供給

- 21 ○ 放射性物質対策を始めとする食品安全等に配慮した生産、検査や適切な情報提供に
- 22 より、農林水産物の安全と消費者等からの信頼が確保されています。
- 23 ○ ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用した経営・生産が展開されているとともに、
- 24 環境に配慮しながら気候変動にも適応しながら安定的に農林水産物が生産されていま
- 25 す。
- 26 ○ 市場ニーズに即した魅力ある農林水産物づくりが行われるとともに、「ふくしま」
- 27 ならではのブランドが確立するなど、生産から流通・販売に至る一体的で戦略的な取
- 28 組が展開されています。

30 4 活力と魅力ある農山漁村の実現

- 31 ○ 農林水産業に関わる人のみならず、県内外の多くの方々の農林水産業・農山漁村の
- 32 役割に対する理解が醸成され、それぞれの主体的な行動により支え合っています。
- 33 ○ 多くの方々の参画により農林水産業・農山漁村が有する多面的機能が維持・発揮さ
- 34 れ、災害に強く魅力的な農山漁村となっています。
- 35 ○ 農林水産物や自然、歴史、観光資源など様々な地域資源を活用した商品・サービス
- 36 の創出など、地域産業6次化を始めとした取組により、農山漁村が活力に満ちていま
- 37 す。

1 **第3節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向**

2 めざす姿を実現するため、福島県総合計画で掲げる農林水産業に係る政策分野別の主要
3 施策を踏まえつつ、農林漁業者を始め多くの県民から寄せられた御意見をもとに、今後の
4 農林水産業・農山漁村の振興方向を次のとおり示します。

5 また、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開
6 発目標）の理念が幅広く浸透し、世界各国で取組が始まっています。

7 自然資本や環境に立脚した農林水産業は、SDGsの実現において果たす役割が非常に大
8 きく、他産業に率先してSDGsの実現に貢献することが求められています。このため、本
9 県の農林水産業・農山漁村のめざす姿の実現に向けて、SDGsの理念・目標を意識しなが
10 ら必要な施策を推進していきます。

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

(仮) 「もうかる」 「誇れる」 共に創るふるくしまの農林水産業と農山漁村



- 県北地方
- 県中地方
- 県南地方
- 会津地方
- 南会津地方
- 相双地方
- いわき地方

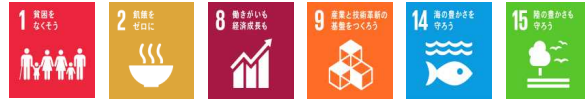
1
2
3
4

空

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

第 4 章 施策の展開方向

- 第 1 節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化
 - 1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援
 - 2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化
 - 3 風評の払拭
- 第 2 節 多様な担い手の確保・育成
 - 1 農業担い手の確保・育成
 - 2 林業担い手の確保・育成
 - 3 漁業担い手の確保・育成
 - 4 経営の安定・強化
- 第 3 節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進
 - 1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備
 - 2 林業生産基盤の整備
 - 3 漁業生産基盤の整備
 - 4 戦略的な品種・技術の開発
- 第 4 節 需要を創出する流通・販売戦略の実践
 - 1 県産農林水産物の安全と信頼の確保
 - 2 戦略的なブランディング
 - 3 消費拡大と販路開拓
- 第 5 節 戦略的な生産活動の展開
 - 1 県産農林水産物の生産振興
 - 2 産地の生産力強化
 - 3 産地の競争力強化
- 第 6 節 活力と魅力ある農山漁村の創生
 - 1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進
 - 2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮
 - 3 快適で安全な農山漁村づくり
 - 4 地域資源を活用した取組の促進



第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

■ 背景／課題

○ 東日本大震災・原子力災害の被災地域等における農林水産業は、営農再開面積が約33%（令和2年3月現在）にとどまっており、森林整備面積は震災前の水準に回復していません（平成22年度比50%）。また、沿岸漁業は試験操業の段階であり、平成30年の水揚金額は震災前の25%にとどまっています。このため、農林水産業の復興・再生に向けた取組を継続していく必要があります。

■ 施策の方向性

営農再開に向けて、農地・農業用施設などの生産基盤を復旧していくとともに、ため池等の放射性物質対策、除染後農地等の保全管理から農業用機械・施設等の導入、新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく進めます。また、林業については、放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生ときのご類の生産再開・継続に取り組みます。水産業については、生産基盤の復旧と漁業生産の着実な回復を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 生産基盤の復旧

- 営農再開に向けて、農地・農業用施設等の復旧を進めます。なお、復旧に当たっては農業者や関係する市町村と緊密な連携の下、ほ場の大区画化、担い手への農用地利用集積等を進めます。また、農業生産や地域の復興に不可欠な農道や集落道、集落排水施設等についても、総合的に整備を推進します。
- 特定復興再生拠点区域については、各町村の特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、除染、除染後農地の地力回復、農作物の作付実証、ほ場等の生産基盤整備、担い手の確保と農地の集積等により、営農再開を推進します。
- 農業用ダム・ため池などの放射性物質対策及び対策後のフォローアップを支援します。また、避難指示が解除されていない区域にある農業用水の水源についても、農業水利施設の放射性物質の測定や放射性物質対策に係る技術的支援を行います。
- 農林漁業系汚染廃棄物等の適正な処理を支援します。また、仮置場については、搬出完了後、農用地としての利用に支障がないように原状回復することを国に求めていくとともに、農地の地力回復や作付再開水田の均平化など、作付再開のための取組を支援します。
- 放射性物質の影響を受けた森林・林業、きのご類生産の再生のため、以下の取組を推進します。
 - 放射性物質の影響を検証しながら、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を一体的に進める取組を支援します。

資料 2 - 2

- 1 ■ 「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」（平成28年3月 復興庁、
2 農林水産省、環境省）に基づき、国と連携を図り、市町村の意向を踏まえた里山
3 再生の取組を推進します。
- 4 ■ きのご原木林の再生に向けて、放射性物質の影響を受けた広葉樹林について、
5 放射性物質濃度の推移の継続的な把握や、萌芽更新等により次世代のきのご原木
6 林の整備を進めます。
- 7 ■ 出荷制限となっている野生山菜・きのこの出荷再開に向けて、緊急時環境放
8 射線モニタリングにより安全性が確認できた品目の出荷制限を解除する取組を進
9 めるとともに、非破壊検査機器などの活用に必要な技術的な検証と機器の整備、
10 出荷再開に向けた制度の改正等の取組を国と連携して推進します。
- 11 ■ 木材産業の再生に向けて、放射性物質の影響を受けたバーク（樹皮）の処理
12 を支援するとともに、木材製品等に係る安全を証明する体制構築の促進、間伐材
13 等の未利用材やバーク等を木質バイオマスとして活用するなど、森林資源の有効
14 利用に向けた取組を推進します。
- 15 ■ 住居等に近接していない森林については除染の対象となっておらず、森林が
16 高線量のまま残る箇所では通常の森林整備が困難な状況となっているため、これ
17 らの森林の取扱いや荒廃防止対策について関係省庁が連携して調査・研究を進め
18 るよう要請するとともに、新たな知見等を踏まえ、適切な対策が図られるよう国
19 に求めています。
- 20 ○ 被災した林道については、市町村等による災害復旧が迅速に進むよう支援します。
- 21 ○ 地震・津波等により被害を受けた海岸保全施設や海岸防災林、治山施設、林地崩壊
22 箇所等について、帰還する住民の安全確保のため、国と連携を図りながら早急に復旧
23 するとともに、堤防の嵩上げや海岸防災林の林帯幅の拡大による復旧整備を行います。
- 24 ○ 沿岸漁業の生産力回復のため、漁場内に残存したがれき等の撤去を進めます。
- 25 ○ 震災や漁場環境の変化により生産力が低下した漁場の機能回復のため、食害生物の
26 駆除、浚渫や客土、海水交流のための水路等の整備を推進します。また、ウニによる
27 磯焼け等に起因する天然漁場の減少に対応するため、生産性の高い新規漁場の造成等
28 を支援します。
- 29 ○ 沿岸漁業の操業拡大に向けて、旧警戒区域を中心に復旧が進んでいない漁船や水産
30 業共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、種苗生産施設等）、漁具等の整備を支援
31 します。また、操業拡大に伴い必要となる新たな水産関連施設（水産加工施設、流通
32 施設等）の整備を支援するとともに、市場流通機能の向上を図る水産物産地市場の機
33 能分担等、効率的な流通構造の改革に必要な取組を支援します。
- 34 ○ 内水面漁業の全面再開に向けて、緊急時環境放射線モニタリングによる安全性の確
35 認や正確な情報の発信、試験研究における調査、新たな漁場利用の取組等を推進しま
36 す。
- 37 **(2) 農林漁業者等への支援**
- 38 ○ 農業者が安心して円滑に営農再開できるよう、農地等の保全管理を始め、地力回復
39 対策や、放れ畜対策（継続飼養家畜の適正管理）、作付・飼養実証、管理耕作、新た
40 な農業への転換、放射性物資の吸収抑制対策、交差汚染防止対策、地域営農再開ビジ

資料 2 - 2

- 1 ョン作成、営農体制の構築等の取組を支援します。また、原子力被災12市町村におい
2 ては、公益社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）の営農再
3 開グループと連携し、個々の農業者等に対するきめ細かな支援を実施します。
- 4 ○ 営農再開や規模拡大を行うために必要となる農業機械・施設等の導入や、地域の核
5 となる大規模な農業用施設等の整備を支援するとともに、必要となる資金の円滑な融
6 通に取り組みます。
- 7 ○ 農作物の食害や農地の掘り起こしなど、拡大するイノシシ等の野生鳥獣による被害
8 に対し、捕獲による個体数の調整や追払い、侵入防止策の設置といった鳥獣被害防止
9 施設の整備等による被害防除、放任果樹の伐採や緩衝帯の設置等による生息環境管理
10 など、総合的な取組を進めます。
- 11 ○ 土地改良区の管理体制と運営基盤を強化するため、准組合員制度の導入、土地改良
12 区の統合、貸借対照表を活用した施設更新に必要な資金の計画的な積立等を推進しま
13 す。
- 14 ○ 避難地域等から他の地域へ移転して農業を再開する被災農業者に対し、農業機械・
15 施設等の導入を支援するとともに、必要となる資金の円滑な融通に取り組みます。
- 16 ○ 安全な自給飼料を確保するため、未除染牧草地の除染による牧草地の再利用を推進
17 するとともに、畜産業の再開や規模拡大に向けて、畜産施設の整備や家畜導入、自給
18 飼料生産基盤再生を支援し、協業化や法人化を促進します。
- 19 ○ きのご類生産の再生に向け、栽培の負担軽減のための生産資材導入支援や、安全性
20 を証明するシステムの検討、放射性物質の影響を低減させる栽培技術の普及等を行
21 います。
- 22 ○ 沿岸漁業の操業拡大と漁業者、水産流通・加工業者の経営再建を進めるため、必要
23 な設備、機器類の整備を支援するとともに、漁船建造や中古船の導入、エンジン交換
24 等に必要となる資金の円滑な融通に取り組みます。
- 25 ○ 沿岸・沖合漁業については、海産物や周辺海域の放射性物質モニタリング検査の結
26 果を踏まえながら、漁獲量の増大、販路の回復・開拓など操業拡大に向けた取組を支
27 援します。
- 28 ○ 水産流通・加工業者等の取扱量拡大、販路の回復・開拓などの取組を支援します。
- 29 ○ 放射性物質対策や被災産地の再生に向けた技術開発、農業者等と共に現場で実証す
30 る以下の研究等を推進します。
- 31 ■ 福島県農業総合センター等の研究機関において、安全な農林水産物の生産の
32 ための放射性物質除去・低減等の対応技術の開発に取り組みます。
- 33 ■ 福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センターにおいて、安全な農産
34 物が生産できることの確認や、除染等により地力低下等が懸念される中で収量・
35 品質を確保するための肥培管理等の手法を検証する作付実証を進めます。
- 36 ■ 福島県水産海洋研究センター、福島県水産資源研究所及び福島県内水面水産
37 試験場において、原子力災害に由来する水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、
38 栽培漁業の再開、資源管理及び調査研究等に取り組みます。
- 39
40

1
2
3 ■ 施策の達成度を測る指標

4	指標名
5	営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合
6	森林整備面積
7	沿岸漁業水揚金額

8

9

10 **2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化**

11 ■ 背景／課題

- 13 ○ 農業については、避難指示解除の時期等により営農再開の進展度合いに差が生じて
14 いることに加えて、担い手や労働力の不足が深刻となっています。
- 15 ○ 林業については、避難指示による立入制限や、避難指示の長期化による森林所有者
16 の森林施業意欲の減退により、森林整備が進んでいません。
- 17 ○ 水産業については、長期にわたる操業自粛により、一部の魚種が増加し、サイズが
18 大型化しているなど、資源状態の変化が確認されています。

19 ■ 施策の方向性

21 避難地域等の更なる復興に向けて、新たな経営・生産方式の導入による生産性の高
22 い経営の展開や、農産物の広域的な産地形成を進めていくとともに、将来を担う新た
23 な担い手の確保を推進します。

24 ■ 具体的な取組

26 (1) 新たな経営・生産方式の導入

- 27 ○ 先端技術等を効果的に活用した先進的な農林水産業を全国に先駆けて実践するため、
28 ロボット技術等の開発・実証を行います。また、地域の営農再開拠点を構築するため、
29 先端技術の実装や新たな流通・販売体制の導入など総合的な取組を推進します。さら
30 に、先端技術等の効果的な導入に必要なほ場の大区画化・利用集積を推進します。
- 31 ○ 避難地域等の営農再開を加速するため、国・市町村・関係団体と連携し、国内で供
32 給拡大が求められている品目に着目し、生産から流通、加工などを含めて高付加価値
33 生産を展開する広域的な産地の形成を進めます。また、産地形成に必要な施設の整備
34 や機械の導入等を支援します。
- 35 ○ 放射性物質の影響を検証しながら、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等
36 の取組を支援します。(再掲) また、木材の利用促進に向けて川上から川下が一体と
37 なった安全・安心を確保する取組を推進します。
- 38 ○ 市町村における新たな森林管理システムの導入を支援し、意欲と能力のある林業経
39 営者による森林の経営と、市町村による森林整備を推進します。また、林業専用道な
40 ど林内路網の整備と高性能林業機械の導入による木材生産の低コスト化、効率化を推
41 進します。

42

43

資料 2 - 2

- 1 ○ 水産業の復興に向け、水産資源を管理しながら水揚金額を拡大する「ふくしま型漁
2 業」の実現に向けた総合的な取組を推進します。
- 3 ■ 長期の沿岸漁業の操業自粛により変化した資源状況に対応した管理方策の漁
4 業者への提言等により、有効かつ持続的な資源利用を促進します。
- 5 ■ 水産エコラベル等の第三者認証の取得や、付加価値向上に向けた鮮度を保持
6 する流通に必要な機器整備等を支援します。
- 7 ■ 緊急時環境放射線モニタリングの実施や、関係団体等による自主検査への支
8 援、正確な情報発信など県産水産物の安全と消費者の安心を確保する取組を推進
9 します。
- 10 ■ 量販店での水産物常設販売棚の設置や外食店での県産水産物フェアの開催、
11 メディアを活用したPR等により、県産水産物の安全性やおいしさを直接消費者
12 に伝える取組を推進します。
- 13 ○ 海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築及びICTの活用による漁
14 業操業の効率化を推進します。また、資源管理の更なる高度化を推進するため、水産
15 資源解析に必要な情報収集・資源量推定及び現場への普及の迅速化を図ります。

16 (2) 新たな担い手の確保

- 17 ○ 避難地域等において将来にわたり持続的な農業が展開されるよう、担い手の育成や、
18 担い手への農地集積・集約化を促進します。
- 19 ○ 新たな農業担い手を確保するため、就農相談や農地等の情報提供、就農計画の作成
20 協力等を行う地域の受入・サポート組織への支援や、お試し就農等による農業法人等
21 への雇用機会の創出などにより、県内外からの新規参入や雇用就農を促進します。
- 22 ○ 企業の農業参入を促進するため、市町村と連携した誘致活動を推進するとともに、
23 参入意向を有する企業に対し、資金等の情報提供や、技術面での支援に取り組みます。
- 24 ○ 林業に就業を希望する者を対象に、多様な技能・技術等の習得に向けた研修施設を
25 整備し、就業前長期研修講座を開設します。また、研修を運営するための協議会やサ
26 ポートチームを設置します。
- 27 ○ 漁業担い手の確保・育成を図るため、経営力の優れた漁業経営体の育成や、若手漁
28 業者の基本的な知識や技能習得のための研修会の実施を支援します。

29 (3) 農業水利施設の新たな維持管理体制の構築

- 30 ○ 農業用ダム・ため池や農業用水路などの農業水利施設は、農業生産の基盤であると
31 ともに、防火用水や環境用水等として公共に供する施設でもあることから、施設の機
32 能の回復や長寿命化・管理の省力化を図ります。
- 33 ○ 農業水利施設の管理を担う土地改良区は、賦課金の徴収不能、組合員の分散等によ
34 り、通常の運営ができなくなっていることから、組織や施設管理体制等の維持・強化
35 に係る対策を国と連携して進めます。

36 ■ 施策の達成度を測る指標

37 指標名
38 高付加価値産地展開支援事業による産出額
39 森林整備面積
40 沿岸漁業水揚金額

3 風評の払拭

2 背景／課題

- 4 ○ 県産農林水産物の販売価格については、原子力災害に伴う風評を要因とした全国平均との価格差は徐々に縮小していますが、依然として全国平均を下回る品目が多く残っています。なお、桃や牛肉など品質の高い本県農産物を他県産より安価で調達、購入できる実態が流通・消費の場へ浸透し、低下した価格水準が固定化している状況となっています。
- 9 ○ 都市圏消費者の10%程度が、依然として放射性物質を理由に本県産食品の購入をためらう（令和2年3月10日 消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」）など、根強い風評が残っています。
- 12 ○ 本県が風評払拭のための取組に傾注してきた間、他都道府県では商品開発・ブランド化の取組を強化し続けていることから、厳しい競争環境に対応していく必要があります。
- 15 ○ 県産農産物以外では代替えが効かない農産物は価格が回復しており、流通・販売側からは定時・定量・定質の安定した供給体制が求められています。
- 17 ○ 依然として16の国・地域が、本県産食品に対する輸入規制を継続（令和2年12月現在）しているため、国と連携し、輸入規制の緩和や撤廃に向けた取組を継続していく必要があります。

20 施策の方向性

22 農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に推進します。

24 具体的な取組

26 (1) 総合的な風評対策の取組

- 27 ○ 生産段階における放射性物質対策を徹底するとともに、国や市町村及び関係団体等と連携し、農林水産物の放射性物質の検査について、引き続き必要な検査体制を整備します。また、安全と品質の太鼓判となる認証GAPの取得を促進します。
- 30 ○ 国が実施する「福島県産農産物等流通実態調査」の結果や情勢の変化を踏まえた「ふくしま」ならではのブランドの確立、原子力災害により立ち遅れた産地評価を回復するための対策を推進します。また、新たな商品開発と商品のブラッシュアップ等により県産品のブランド化を図ります。
- 34 ○ 出荷期間の拡大と安定的に供給できる生産体制等を構築するため、産地の生産力強化に取り組みます。
- 36 ○ GAPや有機JAS、水産エコラベルの認証取得の推進や、オリジナル品種の開発と流通促進、高付加価値化・オリジナリティによる競争力強化に取り組みます。
- 38 ○ 流通・販売段階においては、放射性物質検査結果の正確かつ分かりやすい情報発信に取り組みます。また、県産品の消費拡大に資する取組を支援するとともに、多様なアプローチによる流通・販売促進や海外への販路拡大により、新たな販路・販売棚の確保に取り組みます。

資料 2 - 2

- 1 ○ 海外の輸入規制の解除に向け、政府間の交渉を協力を進めるよう国に求めるととも
2 に、国と連携し、県産農林水産物の安全性や品質の高さ、魅力等に関する情報発信を
3 継続して取り組みます。

4 ■ 施策の達成度を測る指標
5

	指標名
6	県産農産物の取引価格の全国平均比

7
8
9
10

1
2
3
4

空



第2節 多様な担い手の確保・育成

1 農業担い手の確保・育成

■ 背景／課題

- 本県の販売農家は、平成22年から令和2年までに41.9%減少し、65歳以上の割合が76.2%（令和元年）となるなど、農家数の減少、高齢化等が進行しています。効率のかつ安定的な経営を目指す認定農業者については、平成29年まで増加傾向にありましたが最近では伸び悩んでおり、また、女性認定農業者の認定農業者に占める割合は7.3%（平成30年）で、依然として低い水準となっています。一方、雇用の受け皿としても期待される農地所有適格法人については一貫して増加しています。
- 新規就農者については、若い世代を中心に平成27年から連続で年間200名を超えています。

■ 施策の方向性

農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり本県農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並の所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成していくとともに、次代を担う新規就農者を安定的に確保していく取組を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 地域農業の核となる担い手の育成

- 他産業と遜色ない所得^{*}を確保することができる地域農業の核となる経営体を育成する以下の取組を展開します。
 - ※「福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和2年3月 農林水産部）において1人当たりの所得目標を460万円と規定
 - 認定農業者の確保・育成に向けて、認定新規就農者からの移行を含め、新規認定者の掘り起こしに取り組むとともに、技術・経営両面から認定農業者の経営改善計画の達成を支援します。
 - 「福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」等において、地域の条件等に応じたモデルとなる経営類型を設定し、効率のかつ安定的な農業経営を実現する経営体の育成に取り組みます。
 - 意欲的な農業者や集落営農組織の組織化・法人化を促進するため、設立準備から経営の発展段階に応じた取組を支援します。
 - 企業的経営を行っていくための高い経営管理能力を有する人材の育成、規模拡大・産地の発展に向けた雇用労働力確保等の取組を支援します。
 - 農業者が持つ経営資源の将来に向けた有効かつ効果的な活用を図るため、第三者を含めた経営継承の在り方を検討し、円滑な経営継承の取組を進めます。

資料 2 - 2

- 1 ○ 人・農地プランの実質化に向けた集落の合意形成を促進するとともに、農地中間管
2 理事業を活用した担い手への農地の集積、集約や、担い手の経営発展に向けた取組を
3 支援します。
- 4 ○ 企業等の農業参入を促進するため、関係機関・団体と連携し、市町村や関係団体等
5 による受入体制の整備、農業参入に向けた情報提供や相談対応、参入した企業の定着
6 に向けた経営発展等を支援します。また、参入した企業等の認定農業者への誘導等に
7 より、地域に根ざした営農活動を促進します。
- 8 ○ 女性農業経営者の確保・育成を図るとともに、家族経営協定の締結等を通じた女性
9 農業者の経営参画を促進します。
- 10 (2) 次代を担う新規就農者の確保・育成
- 11 ○ 新規学卒や、U・Iターン、定年帰農など多様な新規就農者の確保・定着を促進す
12 る以下の取組を展開します。
- 13 ■ 本県の農業の魅力や就農支援情報、農業経営の実践事例、魅力あるライフス
14 タイル等の情報を効果的に発信します。
 - 15 ■ 農業高校生等の就農を促進するため、学校と連携し、農業を実感できるイン
16 ターンシップや、先輩就農者との交流など農業のやりがいを学ぶ機会等を創出し
17 ます。また、職業としての農業を幼少期からステージに合わせて体験し、就農へ
18 の意識醸成を図る取組を進めます。
 - 19 ■ 高度な知識と技術を習得し、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成す
20 るため、アグリカレッジ福島（農業総合センター農業短期大学校）の施設機能や
21 実践的なカリキュラム・研修制度の充実を図ります。
 - 22 ■ 認定農業者や農業委員、関係団体等が連携し、新規就農希望者や就農後間も
23 ない農業者等を地域全体でサポートする体制づくりを進めます。
 - 24 ■ 県内外での就農相談会への出展や農業法人等でのお試し就農による雇用マッ
25 チング等の取組により、就農者の確保と定着を促進します。
 - 26 ■ 就農後間もない農業者や若手農業者がネットワークを形成し、経営力や技術
27 力の向上を目指す主体的な活動を促進します。
 - 28 ■ 親子間の経営継承のみならず、新規就農希望者が離農予定の農業者から円滑
29 に農地等を譲り受ける第三者継承の取組を推進します。

30 ■ 施策の達成度を測る指標 31

33 指標名
34 認定農業者数
35 農地所有適格法人等数
36 新規就農者数
37 新規就農後の定着割合

38
39
40
41

2 林業担い手の確保・育成

2 ■ 背景／課題

- 林業従事者は、平成27年が2,183人と、平成22年から横ばいとなっていますが、65歳以上の割合が増加しています。また、震災前までは年間200名を超えていた新規林業就業者数は、近年では100名以下にとどまり、3年以内に離職する割合も約5割となっています。

8 ■ 施策の方向性

- 将来にわたり本県林業が産業として持続的に発展し、成長産業化を実現するため、林業事業者の経営基盤の強化や雇用条件の充実、新たな研修制度の開設により、地域林業の中核となる担い手の育成や次代を担う新規林業就業者の確保・育成に取り組めます。

13 ■ 具体的な取組

16 (1) 地域林業の中核となる担い手の育成

- 既に林業に従事している中堅技術者や市町村職員を対象に、林業の成長産業化の実現に必要な森林の経営管理能力や技術力、新たな森林管理システムを運営できるコーディネートを習得するための短期研修を開設します。
- 研修に必要な施設を整備するとともに、研修を運営するための協議会やサポートチームを設置します。
- 既就業者の定着を図るため、林業労働者の安全衛生の確保や福利厚生の実施を推進します。また、林業事業者の経営安定と雇用の維持・確保を図るため、各種制度資金の活用推進や情報提供により、経営の合理化や新たな事業展開を促進します。

25 (2) 次代を担う新規林業就業者の確保・育成

- 林業に就業を希望する者を対象に、多様な技能・技術等の習得に向けた研修施設を整備し、就業前長期研修講座を開設します。また、研修を運営するための協議会やサポートチームを設置します。(再掲)
- 林業労働力確保支援センターと連携した就職相談に取り組むとともに、高校生等を対象とした林業現場見学会・インターンシップの実施等により林業就業への意識醸成に取り組めます。
- 就業後間もない林業従事者の定着率を向上させるため、就労環境や雇用条件の改善、福利厚生の実施を図ります。

34 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名
新規林業就業者数

3 漁業担い手の確保・育成

■ 背景／課題

- 漁業経営体は、震災及び原子力災害により平成20年の743経営体から大きく落ち込みましたが、平成30年には564経営体まで回復してきています。
- 新規沿岸漁業就業者については、平成23年に3名でしたが、その後は増加傾向にあり、近年は年間10名を超えています。

■ 施策の方向性

将来にわたり本県水産業が産業として持続的に発展していくため、地域をけん引する優れた漁業経営体を育成するとともに、次代を担う新規漁業就業者の確保・育成に取り組めます。

■ 具体的な取組

(1) 地域漁業の核となる担い手の育成

- 地域漁業復興計画に基づく収益性の向上等の取組を通じ、優れた経営感覚を備えた漁業経営者の育成を推進します。
- 漁協青壮年部や女性部の販売促進などの活動を支援するとともに、青年漁業士の経営管理等の資質向上に向けた研修等の取組を推進します。
- 若手漁業者が地域漁業の核として安定した経営が実践できるよう、経営等に関する指導・助言を行うとともに、漁業者等自らが行う漁業地域の活性化に向けた取組を支援します。

(2) 次代を担う新規漁業就業者の確保・育成

- 若手漁業者が基本的な知識や技能を習得するための研修会や、経営力の優れた漁業経営体を育成するための研修会を実施します。
- 子どもたちが海の生き物に親しみながら漁業への理解を深め、将来の就業へ繋がるよう、関係団体等が行う小中学生を対象とした漁業体験学習や水産出前教室等の取組を支援します。

■ 施策の達成度を測る指標

指標名
沿岸漁業新規就業者数
沿岸漁業経営体数

4 経営の安定・強化

■ 背景／課題

- 頻発する自然災害や価格下落等のリスクへの対応を始め、経営体が抱える課題は多様化・高度化しており、関係団体や民間企業等との連携を強化しながら、各経営体の実情に即した総合的な支援が求められています。

資料 2 - 2

- 1 ○ 農林水産業は死亡事故等が他産業と比べて高い状況にあります。
- 2 ○ 農業については、繁忙期を中心に、労働力不足が顕著となっています。また、畜産
- 3 については、毎日の飼養管理や搾乳作業など労働負担が大きくなっています。
- 4 ○ 水産業については、水産物の水揚量及び金額が震災前の水準に回復しておらず、漁
- 5 業者や水産流通・加工業者の経営は厳しい状況です。
- 6 ○ 漁業操業中における救命胴衣（ライフジャケット）の着用率は完全ではなく、安全
- 7 航行に有効な船舶自動識別装置（AIS）の普及は大型船にとどまり、沿岸の小型漁
- 8 船には広く普及していません。

9 ■ 施策の方向性

11 地域の農林水産業を支える担い手に対して、経営安定に向けた技術や経営等を総合
12 的に支援していくとともに、経営改善や規模拡大等の取組に伴う負担軽減のため、資
13 金面の支援や、収入保険制度等の活用、雇用人材の調整・確保、労働安全の確保、他
14 産業との連携強化など、経営の安定化に向けた取組を推進します。

15 ■ 具体的な取組

17 (1) 経営安定に向けた支援

- 18 ○ 経営の改善や生産性向上・経営発展に資する高度な技術の導入、地域産業6次化な
19 ど、意欲ある農林漁業者が行う取組について、先進的農林漁業者や関係機関・団体、
20 民間企業、福島大学を始めとする教育機関等と連携して支援します。また、経営の安
21 定に必要な技術経営情報や、関連する支援策等の情報提供します。
- 22 ○ 制度資金の融資枠の確保と円滑な融通に努めるとともに、金融支援策についてホー
23 ムページ等を活用して効果的な周知を図ります。
- 24 ○ 効率的な操業を図るための漁船建造や中古船購入、エンジン交換に必要な資金の融
25 通に取り組みます。
- 26 ○ 災害や新たな感染症などにより収入が減少するリスクに備え、農業保険制度の目的
27 や仕組みの周知に努め、収入保険や農業共済等への加入を促進します。
- 28 ○ 安定的な農業経営を持続できるよう、経営所得安定対策を始め、野菜価格安定制度、
29 肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金等の活用を促進します。
- 30 ○ 高齢者等の農作業事故を防ぐため、農作業安全や熱中症対策の徹底等の啓発に取り
31 組むとともに、農業機械の安全操作等の研修や、トラクタ転倒通報アプリの活用を推
32 進します。
- 33 ○ 林業労働災害の低減に向け、安全衛生指導員による作業現場の巡回指導などにより
34 労働安全衛生対策に取り組みます。
- 35 ○ 漁労作業時の安全確保のため、海難防止講習会等において救命胴衣（ライフジャケ
36 ット）の着用や、船舶自動識別装置（AIS）の普及に向けた啓発に取り組みます。
- 37 ○ 漁船の安全航行のため、漁業無線局において海岸局（沿岸漁船向け安全情報）、ポ
38 ートラジオ（小名浜港の出入港情報）の運営を行うとともに、沿岸から遠洋まで対応
39 する各種無線機器の整備を進めます。

40
41

1 (2) 雇用人材の安定確保

- 2 ○ 労働力不足が深刻化する農業現場で必要な人材を確保するため、労働力確保システムを関係団体等と連携し、運用します。また、労働力を受け入れる農業経営体の労務管理
3 管理能力等の資質向上やGAPの導入・実践を図り、労働力を受け入れやすく、働きやすい環境づくりを推進します。
4
5
6 ○ 酪農ヘルパーやコントラクター（飼料生産組織）などの外部支援組織の育成と活用
7 に向けた取組を進めます。
8 ○ 外国人材の受入・活用を促進します。

9 (3) 他産業との連携促進

- 10 ○ 農業経営体の労働力の確保と、障がい者の自信や生きがいの創出、社会参画を実現
11 する農福連携を推進するため、農作業体験会の実施や農福連携のメリットの発信等を通じた農業・福祉相互の理解向上や、働きやすい環境の整備、コーディネート役としての専門人材の育成等に取り組みます。また、林福連携や水福連携の取組を検討するとともに、高齢者も含めた連携を推進します。
12
13
14

15 ■ 施策の達成度を測る指標

18	指標名
19	農業経営収入保険への加入件数

20
21



第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

■ 背景／課題

- 認定農業者等担い手への農地集積面積は、平成30年度で62,878haと県耕地面積の45%となり、年々増加しているものの、中山間地域等の条件不利地域や果樹地帯においては集積が進んでいない状況です。
- 導入が進みつつあるスマート農業の活用を可能とする生産基盤の整備が必要となっています。
- 多くの農業水利施設、農道では耐用年数を経過しているなど、老朽化が進行しています。
- 農業就業人口の減少が進む中、農業用施設の保全管理を担う土地改良区の運営は、今後ますます不安定になることが想定されます。

■ 施策の方向性

- 産地の生産力・競争力の強化のために、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を推進します。また、生産性向上のための農地の大区画化・汎用化、農業用施設等の適切な保全管理と長寿命化を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 担い手への農地集積の推進

- 経営規模の拡大や農地の集約による生産性の向上等を図るため、市町村地域の農業者、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の密接な連携による人・農地プランの実質化と実践の取組を支援するとともに、農地中間管理事業を効果的に活用し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を進めます。

(2) 農業生産基盤の整備

- 担い手への農地の集積・集約化や生産コストの削減による競争力強化のため、農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化や水田の畑地化、汎用化等の基盤整備を推進します。また、導入・普及を進めているスマート農業の活用に適した基盤整備を推進します。

(3) 農業水利施設等の保全管理と長寿命化の推進

- 農業用水の安定確保に向け、既存の基幹的農業水利施設の有効利用を図るため、機能保全計画の策定や、計画的な補修・更新による施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた取組を推進します。

資料 2 - 2

- 1 ○ 農道のストックマネジメントを進めるため、管理者の市町村等に対し、橋梁やトン
2 ネル等農道施設の点検、診断等の技術支援を行います。
- 3 ○ 土地改良区の管理体制と運営基盤を強化するため、准組合員制度の導入、土地改良
4 区の統合化、貸借対照表を活用した施設更新に必要な資金の計画的な積立等を推進し
5 ます。(再掲)

6 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名
担い手への農地集積面積
ほ場整備率
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積

15 2 林業生産基盤の整備

16 ■ 背景／課題

- 18 ○ 民有林内の林道、林業専用道及び作業道は令和元年までに6,471kmまでに整備されて
19 います。引き続き路網の整備や、高齢級化した人工林の適切な更新が必要です。
- 20 ○ 木材(素材)生産量は、平成27年に震災前の生産量を超えてからも増加傾向にあり
21 ます。木質バイオマス関連施設や国産材製材工場の新設・増設も踏まえ、引き続き需
22 要に応じた安定供給体制を整備していく必要があります。
- 23 ○ 今後ますます資源量が増加する大径材の需要の創出が求められています。

24 ■ 施策の方向性

26 林業生産基盤の整備と充実を図るため、効率的な森林整備のための林内路網整備を
27 進めるとともに、高性能林業機械等の導入による林業の生産性の向上を図り、県産材
28 の安定供給体制の整備を進めます。

29 ■ 具体的な取組

31 (1) 林内路網整備の推進

- 32 ○ 効率的な森林整備のために、林業専用道などの整備を図ります。
- 33 ○ 市町村等の公的主体による森林整備と併せて行う森林作業道の開設を支援します。

34 (2) 県産材の安定供給体制の整備

- 35 ○ 木材(素材)生産基盤及び県産材の安定供給体制を構築するため、高性能林業機械
36 の導入や木材加工流通施設等の整備を促進します。
- 37 ○ 資源量が増加する大径材の利用拡大に向け、需要創出や高付加価値化につながるサ
38 プライチェーンの構築を促進します。

39 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名
林内路網整備延長
木材(素材)生産量

3 漁業生産基盤の整備

■ 背景／課題

- 震災により被災した県内の漁港や、水産業共同利用施設、漁船等の復旧・整備は進んできましたが、操業拡大に向け漁場に残存した震災がれきの除去や、拡大する水揚量に対応する水産関連施設の整備等が必要となっています。
- 震災により浸食等を受けた漁場やがれき撤去後の漁場の生産性を高める必要があります。
- 磯焼け、漂砂の流入等による天然漁場の減少や海水温上昇による漁場生産力の低下が進んでいます。
- 流通拠点漁港（松川浦漁港、請戸漁港）及び生産拠点漁港（釣師浜漁港、真野川漁港、久之浜漁港、豊間漁港）の6漁港については、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」（平成29年3月 水産庁）に基づき防波堤等の耐震・耐津波・耐波浪対策を実施する必要があります。また、すべての漁港において、各漁港施設の健全度を見極めながら計画的に機能維持工事を実施していく必要があります。

■ 施策の方向性

- 漁業生産基盤の整備と機能強化を図るため、漁業活動を支える水産関連施設等の整備を進めるとともに、漁場の生産力の回復と向上を一体的に推進します。

■ 具体的な取組

(1) 漁場の整備

- 沿岸漁業の生産力回復のため、漁場内に残存したがれき等の撤去を進めます。（再掲）
- 震災や漁場環境の変化により生産力が低下した漁場の機能回復のため、食害生物の駆除、浚渫や客土、海水交流のための水路等の整備を推進します。また、ウニによる磯焼け等に起因する天然漁場の減少に対応するため、生産性の高い新規漁場の造成等を支援します。（再掲）
- 未利用海域や漁港周辺の静穏域等を活用した生産性の高い新規漁場の造成を推進します。

(2) 漁港周辺施設等の整備

- 操業拡大に伴い必要となる新たな水産関連施設（水産加工施設、流通施設等）の整備を支援するとともに、市場流通機能の向上を図る水産物産地市場の機能分担等、効率的な流通構造の改革に必要な取組を支援します。（再掲）
- 防波堤等の耐震・耐津波・耐波浪対策を実施し、漁業の効率化、安全性向上を図ります。
- 防波堤及び岸壁等の点検を行い、施設の老朽化、健全性の把握を踏まえた漁港毎の機能保全計画を立案した上で、施設の計画的な維持管理を行い、施設の適切な機能維持による漁業活動の安定確保を図ります。

■ 施策の達成度を測る指標

指標名
復旧した漁場等の生産機能の維持に取り組んだ件数

1 4 戦略的な品種・技術の開発

2 3 ■ 背景／課題

- 4 ○ 山菜やきのこ、内水面魚介類の一部に出荷制限が継続されているとともに、コナラ
- 5 等広葉樹のきのこ原木への利用が困難な状況が続いており、安全確保のための放射性
- 6 物質対策等の技術開発が必要となっています。
- 7 ○ 市場競争力を高めるため、県オリジナル品種の開発や付加価値向上のための技術が
- 8 必要となっています。
- 9 ○ 避難地域等における営農再開の加速化や、特定復興再生拠点区域における営農再開
- 10 に向けた課題解決が必要となっています。
- 11 ○ 資源量が増加する大径材を活用できる技術や、特色ある山菜やきのこの選抜と栽培
- 12 技術の開発が必要となっています。
- 13 ○ つくり育てる漁業の高度化に向けた新たな技術等の開発が必要となっています。
- 14 ○ 地球温暖化による気象変動や異常気象への対応が必要となっています。

15 16 ■ 施策の方向性

17 本県農林水産業に係る研究開発は、これまで放射性物質対策や被災産地の再生のため

18 の技術開発など震災対応を中心に進めてきました。

19 引き続き震災対応の研究を進めるとともに、産地の生産力・競争力の強化に向けて、

20 地域特有の課題解決や県オリジナル品種開発、地球温暖化への対策など、生産現場や

21 消費者等の多様なニーズに対応した研究開発を戦略的に推進します。

22 なお、「福島県農林水産業の試験研究推進方針」において、試験研究が目指す基本

23 方向や、重点的に推進する試験研究テーマを定め、着実な試験研究を推進します。

24 25 ■ 具体的な取組

26 (1) 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及

- 27 ○ 安全な農林水産物の生産のための放射性物質除去・低減等の対応技術の開発に取り
- 28 組みます。また、安全な農産物が生産できることの確認や、除染等により地力低下等
- 29 が懸念される中で収量・品質を確保するための肥培管理等の手法を検証する作付実証
- 30 を進めます。さらに、原子力災害に由来する水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、
- 31 栽培漁業の再開、資源管理及び調査研究等に取り組めます。(再掲)
- 32 ○ 産地の生産力・競争力の強化に向けて、水稻、野菜、花き、果樹、きのこ等の県オ
- 33 リジナル品種の開発や、家畜の優良系統の造成、農畜産物の品質向上技術（機能性成
- 34 分の特定、定量化等を含む）、水産物の鮮度保持技術等の開発に取り組めます。
- 35 ○ 福島大学食農学類や民間企業等との産学官連携を通じた知見の集積・共有により、
- 36 試験研究のスピードアップや効率化、「ふくしま」ならではの高付加価値の創出を図
- 37 るとともに、得られた成果の生産現場への速やかな普及に取り組めます。
- 38 ○ スマート農業・スマート水産業など、生産コストの大幅な削減につながる省力的、
- 39 効率的な生産技術の開発を進めます。
- 40 ○ 中山間地域等における林業所得向上のため、特色ある山菜やきのこの選抜と栽培技
- 41 術の開発を進めます。

資料 2 - 2

- 1 ○ コナラ等広葉樹の利用を進めるため、きのこ原木として安全に利用する技術に加え、
- 2 きのこ原木以外の用途にも利用拡大を図る技術開発を進めます。
- 3 ○ 資源量が増加するスギ大径材の利用を促進する技術の開発を進めます。
- 4 ○ 「ふくしま型漁業」の実現に向けて、水産資源の持続的かつ効率的な資源管理手法
- 5 の開発を進めるとともに、漁業者による資源管理の取組の拡大を支援します。
- 6 ○ つくり育てる漁業の高度化に向け、ホシガレイや内水面魚種の種苗生産・放流技術
- 7 の研究、新たな栽培対象種の研究に取り組みます。
- 8 ○ 内水面における生息環境保全のため、生態系に影響を与える外来生物の駆除技術の
- 9 開発等を進めます。また、アユなどの増殖対象種については、放流技術等の研究開発
- 10 を進めるとともに、コイなどの養殖対象種については、安定的な生産に向けた生産技
- 11 術の開発を進めます。
- 12 ○ 気候変動や極端な気象現象による農林水産物や森林・水産資源への影響の評価・予
- 13 測と対策技術の開発、環境と共生する生産技術や外来生物対策の確立に取り組みます。

14 ■ 施策の達成度を測る指標

17	指標名
18	戦略的な品種・技術の開発に関する普及に移しうる成果数
19	オリジナル品種等の普及割合
20	水産試験研究機関が開発した技術の導入魚種数

21

22

1
2
3
4

空



第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

■ 背景／課題

- 一部の品目で出荷制限指示等が続くなど、放射性物質による影響が残されています。
- 消費者庁の調査において、都市圏消費者の10%程度が依然として放射性物質を理由に本県産食品の購入をためらうと回答しているとともに、海外においては16の国・地域で輸入規制が継続（令和2年12月現在）されています。
- ムラサキイガイやアサリなどの貝類は有毒プランクトンが原因となって毒化するため、毒化貝類の出荷を防止する必要があります。
- 農薬誤使用や残留基準値超過の防止を徹底していく必要があります。
- 家畜疾病の発生予防や農場の衛生管理を徹底していく必要があります。
- 消費者等から選ばれる産地の確立や、食品表示の適正化を図っていく必要があります。

■ 施策の方向性

- 県産農林水産物の安全性を確保するため、科学的な知見に基づく生産段階の対策の推進と検査に引き続き取り組みます。
- 県産農林水産物に対する消費者の信頼を確保するため、積極的な情報発信に努めます。

■ 具体的な取組

(1) 県産農林水産物の安全性の確保

- 放射性物質に係る科学的な知見に基づく以下の取組を推進します。
 - 品目ごとの特性に応じた放射性物質の農作物への移行低減対策や吸収抑制対策等の取組を推進します。
 - 農林水産物の緊急時環境放射線モニタリングを継続し、基準値を超過する農林水産物の流通を防止するとともに、出荷制限等の計画的な解除を進めます。
 - 検査結果について、迅速にわかりやすく公表します。
 - 産地が自主的に行う農林水産物の放射性物質検査等の取組を支援します。
 - 安全な自給飼料を確保するため、牧草等の緊急時環境放射線モニタリング及び畜産農家における飼養状況の確認を実施します。
 - 安全な特用林産物の流通に向けた取組を継続して実施するとともに、安心きのか栽培マニュアル等に基づく栽培技術の普及を図ります。
 - 内水面魚種の出荷制限指示を早期に解除し、内水面における漁業再開、遊漁者数の回復を図るため、計画的な緊急時環境放射線モニタリングを実施します。

資料 2 - 2

- 1 ○ 農薬の適正使用を推進するため、GAPの普及推進と併せ、農薬使用者等を対象と
2 した講習会や研修会を開催するとともに、農薬管理指導士及び農薬適正使用アドバイ
3 ザーの認定等により、指導者の育成を図ります。
- 4 ○ 家畜衛生管理の徹底を図るため、飼育動物診療施設への指導を通じ、適正な獣医療
5 の提供を推進するとともに、慢性疾病の清浄化のための農場指導や清浄化事例を基に
6 した講習会の開催、広報配布等を実施します。
- 7 ○ 食中毒のおそれがある海産物の市場流通を防止するため、生産段階における貝毒検
8 査等の取組や流通段階における衛生管理の取組を推進します。
- 9 **(2) 県産農林水産物に対する消費者の信頼の確保**
- 10 ○ 農林水産物及び加工食品の放射性物質検査結果を多言語かつリアルタイムで公表し、
11 科学的根拠に基づく安全性を国内外へ情報発信します。
- 12 ○ 流通及び食品関連事業者から選ばれる農産物の産地づくりを目指し、安全と品質の
13 太鼓判となる認証GAPの取得を支援します。特に、認証取得の面的拡大に向け、団
14 体認証やグループでの認証取得を重点的に推進します。
- 15 ○ 生産段階のGAP及び食品加工段階のHACCPにより一貫した品質・衛生管理を
16 推進し、信頼のフードチェーンの構築に取り組みます。
- 17 ○ 食品関連事業者に対する食品表示制度の周知や相談への対応、不適正な表示事案の
18 改善指導により、適正表示を確保します。
- 19 ○ 消費者に選ばれる水産物の産地づくりのため、資源管理や環境に配慮した漁業に対
20 する認証である水産エコラベルの認証取得を推進します。

21 ■ 施策の達成度を測る指標

24 指標名
25 認証GAPに取り組む経営体数
26 食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示割合

29 2 戦略的なブランディング

30 ■ 背景／課題

- 32 ○ 社会構造、ライフスタイルの変化から消費者等の食に対するニーズは多様化し続け
33 ており、農林水産物の産地間競争が激化しています。
- 34 ○ このような環境下において、本県農林水産業が持続的に発展していくためには、県
35 産品の生産物が消費者等から選ばれる食材となるよう、その価値を高めていく必要が
36 あります。

37 ■ 施策の方向性

- 39 産地をけん引するトップブランドの育成や県産農林水産物の魅力の発信を戦略的に
40 進め、県産農林水産物の更なるブランド力強化を図ります。

41
42

1/2 ■ 具体的な取組

3 (1) ブランド化の推進

- 4 ○ 「ふくしま」ならではのブランドを確立するため、他県のブランド化の取組をしの
- 5 ぐ積極的なマーケティングを展開するとともに、全国でもトップレベルの品質を誇る
- 6 県産農林水産物を定時・定量・定質に生産・供給する体制を確立します。
- 7 ○ 米どころふくしまをけん引する県オリジナル品種「福、笑い」を戦略的にトップブラ
- 8 ンドへと育成するとともに、もも、りんご等の県オリジナル品種等を活用した産地づ
- 9 くりと販売促進を一体的に進め、県産農林水産物のブランド力を強化します。
- 10 ○ 地理的表示保護制度(G I)や地域団体商標の活用促進を図り、地域産品の評価、知
- 11 名度向上を図ります。
- 12 ○ G I登録農林水産物を始めとする地域産品について、消費者、実需者に一層求めら
- 13 れ、選択される商品へのブラッシュアップを図るため、パッケージデザインやロゴマ
- 14 ークの改善など魅力あふれる商品づくりに向けたブランディングの取組を支援します。
- 15 ○ 少量パックや小分けなど多様なライフスタイルに応じた商品形態への対応を促進し
- 16 ます。
- 17 ○ なめこ、ほんしめじの県オリジナル品種を活用し、特色あるきのこ産地の形成を図
- 18 ります。

19 (2) 県産農林水産物の魅力発信

- 20 ○ テレビCM、雑誌などのメディアやSNSの活用により、県産農林水産物の安全性
- 21 や魅力等の情報を積極的に発信します。
- 22 ○ トップセールス、量販店や飲食店等のフェアを通じて、本県農林水産物の更なる認
- 23 知度向上と魅力の発信によるブランド力の強化、県内外における需要の拡大を図りま
- 24 す。

25/26 ■ 施策の達成度を測る指標

28	指標名
29	「福、笑い」と他県高級ブランド米との価格比
30	ももの取引価格
31	銘柄「福島牛」の取引価格

34 3 消費拡大と販路開拓

35/36 ■ 背景／課題

- 37 ○ 米や牛肉、果物、しいたけなどの価格は震災前の水準に回復しておらず、震災後失
- 38 った販売棚は未だ回復していません。
- 39 ○ 多様化したライフスタイルに対応するため、消費者の購買形態の変化に応じた対策
- 40 を講じていく必要があります。
- 41 ○ 漁獲量の増大に向けて、需要の創出と販路の確保が必要となっています。

42

資料 2 - 2

- 1 ○ 震災後、本県産食品に対する輸入規制を敷いた54の国・地域の規制緩和・解除は進
2 んだものの、依然として16の国・地域で継続（令和2年12月現在）しています。

3 ■ 施策の方向性

- 4 多様化する消費・販売ニーズに対応するため、マーケットインの視点に立った生産
5 ・販売を基本に、国内外における戦略的な販売促進により販路の開拓を推進します。
6 また、県産農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消を推進します。
7

8 ■ 具体的な取組

9 (1) 国内における販売強化

- 10 ○ 「ふくしまプライド。」の下、県産農林水産物について、量販店におけるフェアや
11 オンラインストアの活用、食品事業者や中食・外食事業者、食品加工事業者等の業務
12 用事業者とのマッチング、商談機会の提供により販路拡大を推進します。
13 ○ 県産材の首都圏等における中・大規模建築物等非住宅分野への利用や海外輸出など
14 新たな販路拡大を促進します。
15 ○ 県産水産物への消費者の理解を深め、消費拡大を図るため、おさかなフェスティバル
16 ルや朝市など水産関係イベントの開催のほか、量販店や外食店、企業食堂を対象とし
17 た新たな販路開拓の取組や消費者ニーズを的確に捉えた流通の改善・効率化を図る取
18 組を支援します。
19

20 (2) 地産地消の推進

- 21 ○ 県民が県産農林水産物や加工食品の品質の高さ、美味しさを再確認し、地場産品の
22 消費が更に進むよう、「がんばろう ふくしま！」応援店の参加事業者の拡大に取り組
23 むとともに、県内量販店、農産物直売所等との連携による販売キャンペーン等の取組
24 を推進します。
25 ○ 農林漁業体験を通じて子どもたちが保護者と共に旬の県産農林水産物と触れ合える
26 機会を創出します。また、保育所や学校の給食での地場産品の活用などを通じて、県
27 産農林水産物への理解を深めるとともに、幼少期から健康的な食生活を浸透させ、県
28 民の健康長寿にもつながる地産地消を推進します。
29 ○ 学校給食における地場産品の活用を進めるため、啓発活動を実施するとともに、和
30 食献立の取入れなど、学校給食が生きた教材となるよう、日本型食生活の理解促進を
31 進めます。また、子どもたちの望ましい食習慣を形成するために、栄養バランスの整
32 った朝食摂取などを推進し、食べる力の育成を図ります。
33 ○ 県産材の利用を拡大するため、間伐材等の未利用材などの木質バイオマス利用への
34 促進や市町村等が行う熱源供給施設等の整備を支援します。

35 (3) 海外マーケットへの展開

- 36 ○ 海外の輸入規制の解除に向け、政府間の交渉を強力に進めるよう国に求めるととも
37 に、国と連携し、県産農林水産物の安全性や品質の高さ、魅力等に関する情報発信を
38 継続して取り組みます。（再掲）
39 ○ 海外への販路の拡大を通じて農林漁業者の所得向上を図るため、「福島県県産品振
40 興戦略」に基づき、生産者団体や日本貿易振興機構（JETRO）等の諸機関と緊密
41 に連携し、対象の国・地域のニーズに応じた品質のものを安定供給する施設等の整備

資料 2 - 2

- 1 や、鮮度保持や検疫対応など輸出物流技術の高度化、計画的な進捗管理の実施等によ
2 り、更なる輸出拡大を図ります。
- 3 ○ 海外での需要の創出に向け、実際に食べていただく機会を創出するなど、品質の高
4 さや美味しさを直接伝える取組を展開します。
- 5 ○ 県産水産物の安全性等に関する情報を発信し、輸出規制解除後の地域（特に東アジ
6 ア）については、海外の反応を見極めながら輸出再開の時期を検討します。

7 ■ 施策の達成度を測る指標 8

10	指標名
11	福島県産米の県外での新規定番販売店舗数
12	県内消費地市場における県産水産物取扱量の回復割合
13	地元産の食材を積極的に使用していると回答した県民の割合
14	学校給食において活用した県産地場産物の割合
15	県産農産物の輸出額

16
17
18

1
2
3

空



第5節 戦略的な生産活動の展開

1 県産農林水産物の生産振興

■ 背景／課題

- 米は本県農業産出額の約4割を占め、米の食味ランキング最高位の特Aの獲得数が3年連続日本一となるなど、高品質で良食味な米づくりを展開してきましたが、食の多様化や高齢化・人口減少により米の消費量が減少する中、需要に応じた米づくりをより一層進めていく必要があります。
- 園芸作物（野菜、果樹、花き）は本県農業産出額の約4割を占め、生産量日本一を誇る夏秋きゅうりや全国2位のももなど全国有数の生産県ですが、生産者の減少や高齢化等に対応した産地形成をこれまで以上に推進していく必要があります。
- 畜産物は本県農業産出額の約2割を占め、福島牛など高い評価を受けている一方で、原子力災害に起因する経営休止や高齢化等による畜産農家の離農が進み、飼養戸数・頭羽数は減少傾向となっていることから、生産基盤を強化していく必要があります。
- 木材生産額は本県林業産出額の約7割を占め、震災前の約9割まで回復してきているものの、本格的な収穫期を迎えた森林資源をより効果的・効率的に活用していく必要があります。
- 平成24年より開始した試験操業は増加傾向であり、全ての海産魚介類の出荷制限が解除されたものの、沿岸漁業産出額は震災前の25%にとどまっていることから、水産業の復興に向けた取組を進めていく必要があります。

■ 施策の方向性

食料の安定供給の役割を果たすとともに、消費者や実需者のニーズを的確に捉えるマーケットインの視点に立った生産・販売を基本に、国内外の産地間競争を勝ち抜けるよう、生産基盤の強化や、産地の生産性向上を図ることで、大規模経営体のみならず、中小・家族経営など多様な経営体がもうかる農林水産業の実現を目指します。

なお、別に定める品目毎の個別計画や方針において、年度毎の生産目標や、重点的に推進する施策などを定め、着実な生産振興を図ります。

■ 具体的な取組

(1) 土地利用型作物

- 高品質・良食味かつあらゆる需要に対応する米の産地確立のため、生産者と関係者が一体となり、品種特性やその年の気象条件に応じた栽培を行う取組を推進するとともに、中食・外食等の業務用需要に向けた取組を推進します。

資料 2 - 2

- 1 ○ 飼料用米や、加工用米、WCS（稲発酵粗飼料）等非主食用米の多収性品種を活用
2 した低コスト生産や、大豆、麦、そば、飼料作物等の戦略作物の計画的導入・安定生
3 産による水田フル活用の取組を支援します。
- 4 ○ 大豆、麦、そば等の畑作物の収量・品質の安定を確保するため、団地化や、基本技
5 術の励行、新技術の導入、生産体制の整備を支援します。また、関係団体と連携しな
6 がら、需要者ニーズにあった品種の導入を進めるとともに、1年2作、2年3作など
7 水田の高度利用を促進します。さらに、生産者と実需者の結び付きを強め、地域産業
8 6次化の取組を進めるなど、所得向上と産地の発展を支援します。
- 9 ○ 主要農産物（稲・麦・大豆）の種子の安定生産供給体制の整備と、そば「会津のかお
10 り」の種子生産を支援します。

11 (2) 園芸作物

- 12 ○ 野菜生産の振興のため、新規栽培者が取り組みやすい体制づくりや、雇用を活用し
13 た大規模経営体の育成、法人化を促進するとともに、集出荷施設等の整備・再編によ
14 り、出荷・調製労力の軽減や、ロットの確保・拡大、出荷規格の統一化等を推進しま
15 す。また、土地利用型野菜については、水田を活用した作付や機械化一貫体系の導入
16 を推進するとともに、加工・業務用野菜等の実需者と結びついた高収益産地を育成し
17 ます。
- 18 ○ 果樹生産の振興のため、以下の取組を推進します。
- 19 ■ 長期安定出荷が可能となる品種構成比率への改善を進めるとともに、県オリ
20 ジナル品種を始めとした優良品種の導入を進めます。
 - 21 ■ モモせん孔細菌病などの難防除病害虫に対して、防除機の導入等による防除
22 作業の更なる効率化を図るとともに、品種の団地化や病害の発生しにくい樹形、
23 防風ネットの導入など、総合防除の徹底により被害軽減を図ります。
 - 24 ■ 温暖化による着色不良に対応するため、優良着色系統の導入を促進するとと
25 もに、自然災害に対応するため、多目的防災網など被害防止のための施設の整備
26 を促進します。
 - 27 ■ 輸出の拡大に向けて、検疫条件を満たす体制の整備を進めるとともに、ニー
28 ズに対応した品質と生産量の確保が可能な品種構成への誘導を図ります。
 - 29 ■ 樹園地や技術の継承に向けて、生産者の確保や農地の有効活用を図るための
30 産地の取組を支援します。

- 31 ○ 花き生産の振興のため、バラ受け選花機等の導入による生産段階での省力化や、ス
32 トックポイントの整備による輸送費の低減を推進します。また、輸出の促進による販
33 路拡大や、日持ち認証制度等の活用による単価向上を図ります。さらに、避難地域等
34 を含む浜通り等では、冬期の温暖な気候特性を生かした枝物や施設花き類の導入を推
35 進します。

36 (3) 畜産物

- 37 ○ 肉用牛生産の担い手を確保するため、企業の新規参入や、新たな担い手等の就農支
38 援、高齢化に対応した省力化への取組を推進します。また、肉用牛の改良を促進する
39 ため、ゲノミック評価を活用した種雄牛造成と繁殖雌牛の能力向上を図ります。

40

資料 2 - 2

- 1 ○ 酪農の担い手を確保・維持するため、新規就農や企業参入に向けた取組を進めると
- 2 ともに、労力軽減の取組を進めます。また、個体乳量の増加による生産性向上を図る
- 3 ため、高能力乳用雌牛や性判別受精卵の導入、牛群検定の実施による遺伝的能力向上
- 4 の取組を促進します。
- 5 ○ 養豚、養鶏の生産基盤強化のため、畜舎・機械の整備や種畜の導入など規模拡大や
- 6 出荷頭・羽数等の増加に向けた取組を進めます。
- 7 ○ 自給飼料の生産拡大と効率化のため、優良品種の導入や栽培・収穫調製技術の改善
- 8 を推進するとともに、高性能機械の導入や水田を活用した飼料生産、コントラクター
- 9 (飼料生産組織)の育成を支援します。
- 10 **(4) 林産物**
- 11 ○ 人工林の齢級構成を平準化し森林の若返りやバランスのとれた森林資源へ誘導する
- 12 ため、主伐後の再造林・広葉樹林化など、多様な森林整備への取組を推進します。
- 13 ○ 資源量が増加する大径材の利用拡大に向け、需要創出や高付加価値化につながるサ
- 14 プライチェーンの構築を促進します。(再掲)
- 15 ○ 木材(素材)生産基盤及び県産材の安定供給体制を構築するため、高性能林業機械
- 16 の導入や木材加工流通施設等の整備を促進します。(再掲)
- 17 ○ 県産材製品の競争力を高めるため、付加価値の高い商品や優れた技術の開発を促進
- 18 します。
- 19 ○ 県産特用林産物の産地再生及び競争力強化のため、安定供給体制づくりを支援する
- 20 とともに、栽培きのこについては、安心きのこ栽培マニュアル等に基づく栽培技術の
- 21 普及を図ります。
- 22 ○ 社会問題となっている花粉症対策として、花粉の少ないスギの種子、穂木の供給体
- 23 制を整備します。また、桐、うるし等の特用樹について、生産技術の普及、消費拡大
- 24 などの取組を進めます。
- 25 **(5) 水産物**
- 26 ○ 早期の沿岸漁業の操業再開や、資源を有効に活用し生産の増大を促進するため、具
- 27 体的な資源管理方策を漁業者へ提示し、操業拡大に向けた協議を促進します。
- 28 ○ 水産業振興に必要な新たな水産関連施設(水産加工施設、流通施設等)の整備
- 29 を支援するとともに、市場流通機能の向上を図る水産物産地市場の機能分担等、効率
- 30 的な流通構造の改革に必要な取組を支援します。(再掲)
- 31 ○ 内水面増養殖の振興に向け、生産技術の開発・普及や、消費拡大に向けた取組を進
- 32 めます。
- 33 ○ 国や関係団体と調整しながら、沖合漁業の水揚げ促進に向けた計画の策定と進行管
- 34 理を支援します。また、省エネルギー機器の導入や安全に操業できるエンジンへの交
- 35 換、老朽化した漁船の更新を支援します。
- 36 ○ 県内で採卵・生産したヒラメ・アワビ・アユの放流量を震災前の水準まで回復し、
- 37 つくり育てる漁業の持続化・安定化を推進します。
- 38 ○ サケ漁における回帰資源の計画的な造成のため、種苗放流を継続し、資源維持を図
- 39 る取組を推進します。
- 40

1/3 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	
農業産出額	
	農業産出額（穀類）
	農業産出額（園芸）
	農業産出額（畜産）
農産物販売金額1,000万円以上の農家数	
林業産出額	
栽培きのこ生産量	
海面漁業・養殖業産出額	

15 **2 産地の生産力強化**

16 ■ 背景／課題

- 18 ○ 担い手の減少や高齢化の進展、労働力不足が進む中、生産性を向上し、農林水産業
19 の成長産業化を図っていくためには、省力化や効率化、規模拡大に資する先端技術を
20 活用していく必要があります。
- 21 ○ 先端技術を迅速に導入・普及していくためには、現場ニーズに応じた技術の最適化
22 や、コストを考慮した経営的な視点を踏まえた技術の導入を図っていく必要があります。
23

24 ■ 施策の方向性

26 産地の生産力を強化するため、省力化や効率化、規模拡大に資する施設整備や高性
27 能機械導入等を支援するとともに、先端技術の実証・導入・普及までの各段階におけ
28 る多様な取組を推進します。

29 ■ 具体的な取組

31 (1) 農業生産性の向上と低コスト化の推進

- 32 ○ 先端技術を取り入れた先進的な農業を全国に先駆けて実践するため、開発メーカー
33 や関係団体等と連携して現場実装に向けた取組を進めるとともに、実用化の目処が立
34 った先端技術の導入効果と収益性の検証を行いながら、地域の実情に応じたスマート
35 農業の普及拡大を進めます。
- 36 ○ きゅうりやトマト、アスパラガスなど本県の「顔」となる主要品目を対象に、園芸
37 用施設の導入推進により、生産量の増加と出荷期間の拡大を図るとともに、省力化機
38 械や先端技術等の導入による生産性の向上と低コスト化を図る取組を推進します。
- 39 ○ 「果樹王国ふくしま」の発展に向けて、ももや日本なし、りんごなど主要品目を対
40 象に、省力化・早期成園化が可能な樹形や仕立て法の導入、計画的な改植や規模拡大
41 を推進します。
- 42 ○ 花きの主要6品目（きく、宿根かすみそう、りんどう、トルコギキョウ、枝物類、
43 鉢物類）については、先端技術を活用した気候変動や需要時期に対応できる生産技術

資料 2 - 2

1 の確立により、生産の拡大を推進するとともに、施設化や省力化・低コスト技術等の
2 導入支援により、経営安定への取組を推進します。

3 ○ 肉用牛の生産基盤強化のため省力技術の導入を進めるとともに、増頭等による繁殖
4 農家及び肥育農家の規模拡大、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制への転換に向
5 けた取組を支援します。

6 ○ 酪農の生産基盤強化のため、省力技術の導入や、増頭等による酪農家の経営規模拡
7 大、法人化・協業化、経営能力・技術力向上のための取組を支援します。

8 ○ 地域の各種支援組織や関連産業等の関係者が連携・結集した畜産クラスター協議会
9 設立を支援し、地域ぐるみでの高収益型畜産経営への転換、生産性向上、畜産環境問
10 題への対策を支援します。また、規模拡大や協業化等を通じた担い手の確保・育成及
11 び機械導入や作業の共同化による省力化を図るとともに、地域資源活用による耕畜連
12 携や高付加価値化、コスト削減を図ります。

13 (2) 林業生産性の向上と低コスト化の推進

14 ○ 森林の計画的な経営管理を通じた施業の集約化に向け、森林経営計画制度を推進し、
15 一体的で効率的な施業と管理を進めるとともに、森林所有者自らが森林管理を行うこ
16 とができない森林等については、市町村による森林管理や意欲と能力のある林業経営
17 者への経営管理の集積・集約化のための取組を支援し、素材生産の拡大等を促進しま
18 す。

19 ○ 主伐期を迎えた森林の循環利用を進めるため、造林、保育及び素材生産の低コスト
20 化・省力化に向けた高性能林業機械の導入や、コンテナ苗、ICT、ドローン等の活
21 用など先進的な取組を支援します。また、地域資源の循環利用を進めるため、川上か
22 ら川下までの連携による生産・加工・流通の低コスト化の取組を支援します。

23 (3) 「ふくしま型漁業」の実現

24 ○ 水産業の復興に向け、水産資源を管理しながら水揚金額を拡大する「ふくしま型漁
25 業」の実現に向けた総合的な取組を推進します。(再掲)

26 ■ 長期の沿岸漁業の操業自粛により変化した資源状況に対応した管理方策の漁
27 業者への提言等により、有効かつ持続的な資源利用を促進します。

28 ■ 水産エコラベル等の第三者認証の取得や、付加価値向上に向けた鮮度保持流
29 通に必要な機器整備等を支援します。

30 ■ 緊急時環境放射線モニタリングの実施、関係団体等による自主検査への支援、
31 正確な情報発信など県産水産物の安全と消費者の安心を確保する取組を推進しま
32 す。

33 ■ 量販店での水産物常設販売棚の設置や外食店での県産水産物フェアの開催、
34 メディアを活用したPR等により、県産水産物の安全性やおいしさを直接消費者
35 に伝える取組を推進します。

36 ○ 海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築及びICTの活用による漁
37 業操業の効率化を推進します。また、資源管理の更なる高度化を推進するため、水産
38 資源解析に必要な情報収集・資源量推定及び現場への普及の迅速化を図ります。(再
39 掲)

40

1
2
3 ■ 施策の達成度を測る指標

4	指標名
5	スマート農業技術等導入経営体数
6	スマート農業技術等を導入した大規模稲作経営体数
7	スマート農業技術等を導入した園芸経営体数
8	スマート農業技術等を導入した畜産経営体数
9	夏秋きゅうり栽培における施設化割合
10	ももの10a当たりの生産量
11	県内肉用牛農家1戸当たりの飼養頭数
12	県内酪農家1戸当たりの飼養頭数
13	森林経営計画認定率
14	沿岸漁業水揚金額

15
16
17 **3 産地の競争力強化**

18 ■ 背景／課題

- 20 ○ 風評払拭のためには、安全な農林水産物の生産を基本としながらも、県産農林水産
21 物のイメージアップや、本県農林水産物を信頼・選択してもらうインセンティブを付
22 与していく必要があります。
- 23 ○ 本県は、首都圏に近接するという立地条件を生かし、夏秋きゅうりなど多種、多彩
24 な農林水産物を首都圏等へ供給し、国民に食料を安定的に供給する産地として大きな
25 役割を担っていますが、国内外の産地間競争が激化する中、消費者にとって魅力ある
26 農産物の生産や、市場優位性を高める「ふくしま」ならではの高付加価値化を推進し
27 ていく必要があります。
- 28 ○ 農林水産業はその活動を自然資本や環境に立脚しており、持続可能な社会・経済を
29 構築していくことが全世界で求められている中で、他産業に率先して環境に配慮した
30 生産を推進していく必要があります。

31 ■ 施策の方向性

33 消費者や実需者にとってもメリットのある農林水産物に係る認証の取得を推進する
34 とともに、認証を活用した販売拡大・PRを推進します。また、「ふくしま」ならで
35 はの高付加価値化の取組や、環境と共生する農林水産業の推進により、産地の競争力
36 の強化を図ります。

37 ■ 具体的な取組

39 (I) 認証を活用したPR

- 40 ○ 本県農林水産物の市場での優位性を高めるとともに、消費者や実需者から信頼・選
41 択される産地の確立に向けて、以下の取組を推進します。
- 42 ■ 認証GAP取得した農産物の消費者・実需者等への認知度向上に取り組みま
43 す。

資料 2 - 2

- 1 ■ 森林環境の適正な保全を通じた持続可能な社会づくりを進めるため、特定の
2 森林や経営体を認証する森林認証制度（F M 認証、C o C 認証）の普及を図りま
3 す。
- 4 ■ 水産資源や環境に配慮した漁業を推進し、他産地との差別化を図るため、MEL
5 等の水産エコラベル認証の取得及び認証を活用した P R 等の取組を支援します。
- 6 ■ より安全・安心な農産物の供給や持続的な農業の実現に向けて、有機 J A S
7 認証や特別栽培認証の取得を促進するとともに、有機農産物や特別栽培農産物の
8 P R 等に取り組みます。

9 (2) 「ふくしま」ならではの高付加価値化の取組推進

- 10 ○ 県産米のトップブランドとして育成する「福、笑い」の計画的生産と流通販売対策に
11 取り組むとともに、平坦地向けの「天のつぶ」、中山間地域向けの「里山のつぶ」な
12 ど県オリジナル品種を普及することにより、米どころふくしまの評価を更に高める取
13 組を推進します。
- 14 ○ 良質な県産日本酒の生産を支える、高品質かつ均質な「福乃香」等県産酒造好適米
15 の生産拡大を推進します。
- 16 ○ 機能性成分やうまみ成分などの含有率の高い農産物を生産する技術を確立します。
17 また、機能性成分やうまみ成分などの見える化を図るとともに、これらを活用した県
18 産農産物の販売促進・P R を図ります。
- 19 ○ 牛肉のおいしさに関与する霜降りの入り具合や、香り・口溶けに影響するオレイン
20 酸含有率、機能性成分等を有する優良な遺伝資源を持つ繁殖和牛を選定するため、ゲ
21 ノミック評価技術を活用した種雄牛造成と繁殖雌牛の能力向上を図ります。
- 22 ○ 輸出に取り組む競合産地との差別化を図るため、品質保持技術の開発・実証により、
23 ももや日本なしなどの品質を劣化させない輸出を推進します。
- 24 ○ 県産材製品の競争力を高めるため、付加価値の高い商品や優れた技術の開発を促進
25 します。（再掲）
- 26 ○ 県産水産物の競争力を高めるため、漁獲から流通までの各段階において、高鮮度を
27 維持し、品質や価値を高める手法・技術の開発と普及を推進します。また、消費者ニ
28 ーズに合致し、高い競争力を持つ水産加工品等の開発や、品質の向上に必要となる施
29 設、設備等の整備を支援します。

30 (3) 環境と共生する農林水産業の推進

- 31 ○ 循環型農業の実現に向けて、耕畜連携による堆肥等有機性資源を活用した土づくり
32 等を推進します。また、県内で発生する籾殻、落ち葉、竹などの有機性資源の堆肥化
33 及び農地還元等の循環利用を促進するとともに、資源循環に有効な新技術の導入を図
34 ります。
- 35 ○ 有機農業については、「福島県有機農業推進計画」により、安定生産に向けた生産
36 基盤の強化を図るとともに、技術開発・普及や人材の育成・確保、販路開拓・拡大の
37 取組を進めます。
- 38 ○ 「福島県地球温暖化対策推進計画」に基づき、以下の取組を推進します。
39 ■ 森林による二酸化炭素吸収量を確保するため、森林整備・保全や森林づくり
40 意識の醸成等を推進するとともに、住宅や非住宅建築物の木造化・木質化による

資料 2 - 2

- 1 県産材の活用を促進します。
- 2 ■ 一般家庭や公共施設等における熱利用や発電等、幅広い分野での木質バイオ
- 3 マス（チップ、ペレット等）利用を促進します。
- 4 ■ 高温耐性のある品種の導入や気候変動に適應する生産技術の導入を促進しま
- 5 す。
- 6 ■ 海洋観測等による環境変化の把握及び海況予測の高度化などを推進します。
- 7 ○ 「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、農林水産業が有する多面的機能の維持
- 8 ・発揮や農薬・化学肥料等の適正な使用、有機農業を始めとした環境と共生する農業
- 9 など、生物多様性及び環境保全に関する取組を推進します。
- 10 ○ 農業における廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用を促進するととも
- 11 に、生態系に影響を与える海洋プラスチックゴミの低減のため、漁業系プラスチック
- 12 ゴミの適切な処理と漁業者のみならず地域住民や都市住民による海浜清掃等の取組を
- 13 推進します。

14 ■ 施策の達成度を測る指標

17 指標名
18 認証GAPに取り組む経営体数
19 水稻オリジナル品種の作付面積割合
20 東京消費地市場における県産水産物の平均単価回復割合
21 環境保全型農業の取組面積

22

23

24



第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生

1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

■ 背景／課題

- 農林水産業及び農山漁村が持続的に発展していくためには、農林漁業者や関係者のみならず、県民一人ひとりが食料の供給や県土の保全、水源の涵養、安らぎをもたらす景観などの農林水産業・農山漁村が持つ役割の重要性について理解を深めることが重要です。
- 全国植樹祭によって高まった森林づくり活動への機運を継続していく必要があります。

■ 施策の方向性

- 多くの方々が農林水産業・農山漁村の持つ役割の重要性について理解を深められるよう、子どもから大人まで全ての世代において、「触れる」・「感じる」・「知る」機会の拡大を図ります。

■ 具体的な取組

(1) 農林水産業・農山漁村に関する情報発信

- 情報を伝えたい対象者や目的等に応じ、ホームページ・SNS等の電子媒体や、テレビ・新聞等のメディア媒体、広報誌・周知チラシ等の紙媒体など多様な媒体を通じて、農林水産業・農山漁村の現状や役割を分かりやすく発信します。

(2) 農林水産業・農山漁村に接する場の提供

- 農林漁業体験を通じて子どもたちが保護者と共に旬の県産農林水産物と触れ合える機会を創出します。また、保育所や学校の給食での地場産品の活用などを通じて、県産農林水産物への理解を深めるとともに、幼少期から健康的な食生活を浸透させ、県民の健康長寿にもつながる地産地消を推進します。(再掲)
- 子どもたちの望ましい食習慣を形成するために、栄養バランスの整った朝食摂取などを推進し、食べる力の育成を図ります。(再掲)
- 農業・農村の多面的機能の発揮に寄与する農業水利施設等について、地域の将来を担う学生を中心に、全ての世代に重要性を理解していただくため、体験学習や広報活動などの取組を支援します。
- 日常生活における花きの利用拡大等を推進するため、花にふれあう活動等を支援します。
- ふくしま県民の森などの公的施設の維持管理はもとより、木の良さや県産材を利用することの意義に関する普及啓発、森林環境教育指導者の育成などを通して、全ての

- 1 世代における森林に接する機会の創出に取り組みます。
- 2 ○ 植樹祭等の森林づくりイベント開催や森林づくり団体の活動を支援します。
- 3 ○ 漁業や魚食への理解を深めるため、子どもたちに対する漁業体験学習等の活動や消
4 費者が県産水産物に直接触れることができる機会の創出等を支援するとともに、水産
5 関係団体等による魚食普及や消費拡大に向けた取組を支援します。
- 6 ○ 河川や湖沼等、内水面の環境資源への理解を深めるため、研究機関による参観デー
7 や関係団体等が取り組む環境教育イベントの開催等の取組を進めます。

8 ■ 施策の達成度を測る指標

11 指標名
12 自然と伝統が残る農山漁村を大切にしたいと思う県民の割合
13 森林づくり意識醸成活動参加者数

14

15

16 2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

17 ■ 背景／課題

- 19 ○ 農山漁村は、農林水産業の営みを通じて、食料を安定的に供給する基盤であるとして
20 もに、生活する場でもあり、さらには、県土の保全、水源の涵養、洪水の防止、自然
21 環境の保全、良好な景観の形成など多面的機能を発揮する場でもあります。
- 22 ○ 農村では、人口減少や高齢化等により、地域の共同活動によって支えられてきた多
23 面的機能の発揮に向けた取組に支障が生じつつあるため、農業者のみならず多様な人
24 材が地域を支えていく必要があります。
- 25 ○ 豊かな森林環境を健全な状態で次世代に引き継いでいく必要があります。
- 26 ○ 漁場としても有用な藻場・干潟の保全活動を継続していく必要があります。

27 ■ 施策の方向性

- 29 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、生産活動を通
30 じた取組や地域ぐるみで行う共同活動を支援します。

31 ■ 具体的な取組

33 (1) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

- 34 ○ 多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度等を活用し、地域ぐるみで取り組
35 む農地等の保全管理や農道等の修繕活動等を支援します。
- 36 ○ 地域内外の様々な方々との交流活動を通じた多様な人材を確保する取組や、集落間
37 の連携などにより、農地保全や農村環境の維持を図る活動を支援します。
- 38 ○ 人・農地プランの実践のための地域の話し合いによる農地の集積などを通して、荒
39 廢農地の発生防止や再生・利活用を図る取組を支援します。

40 (2) 森林の有する多面的機能の維持・発揮

- 41 ○ 福島県森林環境税を活用し、荒廢が懸念される森林の整備を推進するとともに、森
42 林環境学習の機会の提供や県産材の利用促進を図ります。

43

資料 2 - 2

- 1 ○ 水源の涵養^{かん}や土砂災害の防備等が期待される森林の保全と適切な森林施業のため、
2 保安林の指定を推進します。また、森林被害の実態把握等を目的とした森林保全巡視
3 活動に取り組み、森林の適正な管理に努めます。
- 4 ○ 効率的な森林整備のために、林業専用道などの整備を図ります。また、人工林の齡
5 級構成を平準化し森林の若返りやバランスのとれた森林資源へ誘導するため、主伐後
6 の再造林・広葉樹林化など、多様な森林整備への取組を推進します。(再掲)
- 7 ○ 社会問題となっている花粉症対策として、花粉の少ないスギの種子、穂木の供給体
8 制の整備を進めます。(再掲)
- 9 ○ 松くい虫やカシノナガキクイムシ等による被害の拡大防止のため、予防・駆除など
10 の被害防止対策を進めます。
- 11 ○ 林野火災の発生予防、情報の収集及び関係機関への共有体制を整備し、健全な森林
12 を守ります。
- 13 **(3) 水産業・漁村の有する多面的機能の維持・発揮**
- 14 ○ 二酸化炭素吸収や水質浄化等の多面的機能を有する藻場・干潟の機能を保全するた
15 め、漁業者による生態系保全活動を支援します。
- 16 ○ 生態系に影響を与える海洋プラスチックゴミの低減のため、漁業系プラスチックゴ
17 ミの適切な処理と漁業者のみならず地域住民や都市住民による海浜清掃等の取組を推
18 進します。(再掲)
- 19 ○ 河川・湖沼の多面的機能の維持を図るため、関係団体等による環境保護や環境教育
20 等の取組を促進します。

21 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名
地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合
森林整備面積
河川・湖沼の漁場環境保全等に取り組む人数

30 3 快適で安全な農山漁村づくり

31 ■ 背景／課題

- 33 ○ 急速に人口減少が進む中山間地域等を始めとする農村地域に安心して暮らせるよう、
34 農村の活力向上に資する施設等を適切に維持管理していく必要があります。
- 35 ○ 震災後、県全域において、イノシシ等の野生鳥獣による被害が広域化・深刻化して
36 おり、地域の実情に応じた対策が求められています。
- 37 ○ 農山漁村の安全・安心な暮らしを守る対策を確実に進めていく必要があります。

38 ■ 施策の方向性

- 40 農山村の快適な生活環境を確保するため、生活環境基盤の整備を推進するとともに、
41 有害鳥獣による農作物・漁業等被害を低減させるため、関係機関と連携し、持続的な
42 生産活動を可能とする取組を推進します。

1 また、「福島県国土強靱化地域計画」等に基づくハードとソフトが一体となった総
2 合的な防災・減災対策などにより、安全で安心な農山漁村づくりを推進します。

3 ■ 具体的な取組

4 (1) 農山漁村の定住環境の整備

- 5 ○ 農道・林道、農業集落排水処理施設などの計画的な整備と適切な維持管理により、
- 6 農村地域の産業・生活基盤の維持・改善を図ります。
- 7 ○ 水路等への転落防止のための安全施設の整備など、農業水利施設の安全対策を推進
- 8 します。
- 9 ○ 生活環境の改善や持続可能な林業経営の実現に向けて、基幹的な林道の整備を推進
- 10 します。

11 (2) 鳥獣被害対策の推進

- 12 ○ 鳥獣被害対策を推進するため、「福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針」
- 13 により、住民が主体的に地域ぐるみで取り組む生息環境管理や、被害防止対策、有害
- 14 捕獲を組み合わせた総合的な対策の普及拡大を図ります。
- 15 ○ 市町村協議会の設置など鳥獣被害防止推進体制整備及び補助事業の円滑な実施等を
- 16 支援します。
- 17 ○ 里山林の林縁部の刈払いや除伐等の適正な整備により見通しの良い緩衝帯を設置す
- 18 る取組を支援します。
- 19 ○ 関係団体等が実施するカワウの駆除や追い払い等について、持続的かつ効果的な取
- 20 組を支援します。また、関係団体等による生物多様性の維持に資する外来魚の駆除等
- 21 の被害対策の取組を支援します。

22 (3) 災害に強い農山漁村づくり

- 23 ○ 防災重点農業用ため池の決壊等による被害から県民の生命・財産を保護するため、
- 24 防災工事等推進計画を策定し、計画的な工事着手を推進します。
- 25 ○ 農業用ダム及び防災重点農業用ため池の改修・補修等のハード対策と、ハザードマ
- 26 ップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせた防災対策を
- 27 推進します。
- 28 ○ 大雨による河川の氾濫や浸水軽減を図るため、農業用ダムの洪水調節機能の強化に
- 29 向けた取組を進めます。
- 30 ○ 森林の持つ多面的機能の維持を図り、山崩れ、地すべりなど山地に起因する災害か
- 31 ら県民の生命・財産を保護するため、治山施設の整備を推進します。
- 32 ○ 東日本大震災による大津波によって被災した海岸防災林を速やかに復旧します。(再
- 33 掲)

34 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名
林内路網整備延長
野生鳥獣による農作物の被害額
防災重点農業用ため池の整備着手数
治山事業により保全される集落数

4 地域資源を活用した取組の促進

■ 背景／課題

○ 地域資源を活用した地域産業6次化の取組は、農産物の加工や直売等の年間販売金額が平成22年度の328億円に対して平成29年度には465億円となり、一貫して増加傾向となっています。また、地域特産物を活用した産地・地域づくりや観光と連携した都市との交流、バイオマスや水力等の地域資源を活用した取組など、農林水産業を核とした農山漁村づくりが進められています。

■ 施策の方向性

地域産業6次化をより推進し、農林漁業者の安定的な所得と雇用機会の確保、農山漁村の活性化を図ります。また、地域特産物や観光資源など多様な地域資源を活用した活動など、農林水産業を起点とした農山漁村づくりを推進します。

■ 具体的な取組

(1) 地域産業6次化の促進

- 農林漁業者や就業希望者、学生、地域の企業・団体等、地域産業6次化に取り組む新たな担い手を育成するとともに、兼業農家や地域にゆかりのある方などが地域産業6次化に取り組みやすい環境づくりを行います。
- マーケットインの視点に基づく商品開発や商談機会の充実、商品のPR強化などを支援し、販売拡大とブランド力の向上を図ります。
- 多様な県産農林水産物と、観光を始めとする「食」に関連する分野との連携を強化し、6次化商品の新たな需要を発掘します。
- 生産者のみならず多様な職種、地域住民を巻き込んだネットワークの構築や地域全体で取り組める仕組みづくりを進め、本県の豊かな農林水産物や加工技術、伝統食や郷土食、伝統文化などの地域資源を活用した地域産業6次化を推進します。

(2) 地域資源を活用した地域づくり

- おたねにんじんやエゴマ等の保健機能を有する地域特産物の生産拡大を図るため、新規栽培者確保に向けた活動や研修会等を通じた栽培技術向上を支援するとともに、地元飲食店等と連携した新たな需要創出や特色ある加工品づくりを支援します。
- 県が開発した「うつくしまエゴマ豚」や「会津地鶏」、「ふくしま赤しゃも（川俣シヤモ）」の高品質化に向けた取組を進めます。
- 農村の活性化を図る取組をけん引する地域リーダーの確保・育成を促進するとともに、地域特産物や棚田などの資源を活用した地域振興の取組を支援します。

(3) 都市との交流の促進

- 女性・高齢者の活躍の場や交流の拠点として地域活性化等に資する農産物等直売所等の整備を支援します。
- 都市住民に対する情報発信や地域維持活動に参加する都市住民の受入体制の強化など、関係人口等の拡大につながる取組を促進します。

資料 2 - 2

- 1 ○ 豊かな地域資源を生かしたグリーン・ツーリズムや観光と連携した農林漁業体験な
2 ど、農山漁村と都市住民の交流活動を推進する以下の取組を展開します。。
- 3 ■ 地域における受入体制づくりやグリーン・ツーリズムインストラクターの育
4 成を進めます。
 - 5 ■ 農村地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動などの様々
6 な魅力を県内外に発信し、誘客を図る取組を支援します。
 - 7 ■ 農林漁業体験民宿施設等の開設が迅速かつ円滑に進むよう支援します。
 - 8 ■ 新たな産業の育成や、雇用の創出を図るため、農林漁業者自らが行う農家レ
9 ストラン、農泊、農林漁業体験の受入などの取組を支援します。

10 (4) 再生可能エネルギーの導入促進

- 11 ○ 森林整備に伴い発生する間伐材等の未利用材など木質バイオマスの安定的な供給を
12 促進するとともに、熱利用施設等における木質バイオマス等の利用を促進します。
- 13 ○ 農業用水路等の管理に係る費用の負担軽減を図るため、農業用水を活用した小水力
14 発電を市町村や土地改良区等が迅速かつ円滑に導入できるよう支援します。

15 ■ 施策の達成度を測る指標

18	指標名
19	農産物の加工や直売等の年間販売金額
20	グリーン・ツーリズムインストラクターによる受入人数
21	木質燃料使用量

22
23

1
2
3
4

空

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

第 5 章 地方の振興方向

第 1 節 県北地方

第 2 節 県中地方

第 3 節 県南地方

第 4 節 会津地方

第 5 節 南会津地方

第 6 節 相双地方

第 7 節 いわき地方

1 第1節 県北地方

3 「(仮) くだもの・きゅうり・花き王国の飛躍と農林業の持続的な発展」

5 1 地方の特色

6 県北地方は、果樹・野菜を中心とした福島市・伊達市・伊達郡の北部平坦地域、稲
7 作を中心とした二本松市・本宮市・安達郡の南部平坦地域、畜産・特産作物を中心と
8 した阿武隈山地と奥羽山系に広がる中山間地域の三つに大別されます。

9 販売農家数のうち農業所得を主とする主業農家が占める割合は20.2%であり、県平
10 均の17.2%より高くなっています。耕地面積については、果樹生産が盛んなことを反
11 映して樹園地の割合が21.2%と高く、県全体の樹園地面積の6割以上を県北地方が占
12 めています。

13 東日本大震災及び原子力災害で避難指示が出された川俣町山木屋地区では、平成29
14 年3月31日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域が解除され、一層の営農再開に
15 向けた取組が必要となっています。

16 民有林面積は、県全体の約10%となっています。管内2箇所ある木材市場における
17 原木の取扱量は、県全体の約20%を占めています。

19 2 振興方向

20 (1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

21 川俣町山木屋地区の本格的な営農再開に向け、農業生産基盤の整備や、担い手の確
22 保・育成、栽培技術の支援等により復興を加速化させます。

23 安全・安心な農林産物の提供に向け、緊急時環境放射線モニタリングの実施と正確
24 な情報発信、安全な流通体制を堅持するとともに、出荷制限解除に取り組みます。

26 (2) 農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化

27 地域農林業の担い手の確保・育成を図るとともに、効率的かつ持続的な農林業経営
28 の実現に向け、生産基盤を強化します。

29 (3) 安全で魅力的な農林産物の安定供給と販売促進

31 県オリジナル品種の導入などによりブランド力の強化を図るとともに、農林産物の
32 おいしさや品質の高さを積極的にPRします。また、輸出を含め販路拡大に取り組み
33 ます。

34 (4) 豊かな農山村の形成と活性化

36 農山村や森林の多面的機能を発揮させる取組や、農山村の魅力（自然・食・くらし
37 ・人）等の地域資源を生かした活動を支援します。

1 3 重点的な取組内容

2 (1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

3 【現状／課題】

- 4 ○ 川俣町山木屋地区では、農地の保安全管理から営農再開の取組への円滑な移行が必要
5 となっています。
- 6 ○ 里山等の除染や森林整備の実施、ため池の底質土の放射性物質対策、除染に伴い生
7 じた土壌等の仮置き場となっていたほ場の原状回復が求められています。
- 8 ○ ユズや、一部の山菜・きのこなどの出荷制限が続いています。

9 【具体的な取組】

- 10 ○ 川俣町山木屋地区の本格的な営農再開に向け、用排水路等農業生産基盤の整備、担
11 い手の確保・育成を図るとともに、水稻や飼料作物など土地利用型作物の作付拡大、
12 トルコギキョウ、ミニトマトなどの花き・野菜類の栽培管理支援及び山木屋在来そば
13 等の地域特産品の振興等を進めます。
- 14 ○ 市町村によるため池底質土の除去の取組を支援します。また、除染に伴い生じた土
15 壌等の仮置き場となっていた農地の用排水路及び暗きょ排水の整備など、基盤整備を
16 進めます。
- 17 ○ 里山の再生に向け、森林整備と放射性物質対策を一体的に進めるとともに下流域農
18 地の安全を確保します。
- 19 ○ 農林産物の緊急時環境放射線モニタリングの実施や適切な栽培管理支援により、引
20 き続き農林産物の安全性を確保するとともに、農林産物の出荷制限の解除に向けた取
21 組を進めます。また、安全な農林産物が出荷・販売されるよう直売所等の出荷状況調
22 査を行います。

23 (2) 農林業の持続的な発展を支える担い手の確保・育成と生産基盤の強化

24 【現状／課題】

- 25 ○ 年間約45名が新規就農し、果樹栽培農家や法人経営体に就農するケースが多く見ら
26 れますが、年次間差や就農する品目・雇用形態に偏りがあります。
- 27 ○ 効率的な農作業・農業経営の支障となる小区画の水田等が存在しています。また、
28 農業用水利施設の老朽化が進んでおり、計画的な整備と防災機能の強化が求められて
29 います。
- 30 ○ 林業を担う森林組合や林業事業体の求人数に対し、新規林業就業者は半数程度で推
31 移しており、就業者の確保が難しい状況にあります。
- 32 ○ 森林整備や木材搬出作業の効率化、素材（丸太）の用途に応じた利用を推進する必
33 要があります。

34 【具体的な取組】

- 35 ○ 市町村、JA等と連携して新規就農者の受入体制を整備し、新規就農者の農地確保
36 や技術習得などを支援します。また、地域の担い手である認定農業者の確保・育成に
37 向けて、認証GAPの取得などの経営改善に資する取組を推進します。
- 38 ○ 担い手の効率的な農業経営に資するほ場整備を計画的に進めます。また、農業水利
39 施設の補修・更新を進めるとともに、防災に関する施設機能を強化し、持続的な農業
40

- 1 生産体制を確保します。
- 2 ○ 新規林業就業者の確保及び定着を図るため、林内作業作業の効率化や雇用環境の改
3 善を推進するとともに、必要な技術を習得するための研修機会を確保します。
- 4 ○ 森林資源の適切な管理と林業の成長産業化を推進するため、林内路網の整備と高性
5 能林業機械の導入により林業生産基盤の整備を推進するとともに、素材（丸太）の有
6 効利用に向けた取組を支援します。

7 8 (3) 安全で魅力的な農林産物の安定供給と販売促進

9 【現状／課題】

- 10 ○ もも、なし、きゅうり等の園芸産地を維持するため、計画的な果樹の改植や施設栽
11 培の拡大が必要です。
- 12 ○ 果実やあんぽ柿は、国内外から高い評価を受けています。引き続き、輸出を含めた
13 販路の拡大を図る必要があります。
- 14 ○ 素材（丸太）の安定供給を図るため、県産材の安全性をPRするとともに、森林整
15 備を推進する必要があります。
- 16 ○ 県オリジナル品種を活用したブランディングなど、販売促進に向けた取組が必要で
17 す。

18 【具体的な取組】

- 19 ○ 県内屈指の園芸産地の維持・発展に向けて、スマート農業の導入等による規模拡大、
20 省力化、施設化を推進するとともに、老朽樹園地の改植や、灌水設備の整備、担い手
21 への園地集積などにより産地の生産力の強化を図ります。
- 22 ○ 輸出を含む農林産物の販路拡大を推進するとともに、認証GAPの取得支援や、農
23 林産物のおいしさや品質の良さの積極的なPR、認証GAPや農場HACCP等に関
24 する生産者・消費者の理解を深める取組を進めます。また、有機農業の生産技術の向
25 上や、有機農産物の販路拡大に向けた取組を支援します。
- 26 ○ 木材市場や製材工場における適正な放射線量の測定など、県産材の安定供給に向
27 けた取組を支援します。
- 28 ○ 農林産物のブランド化に向けて、水稻「福、笑い」、きのこ「ふくふくしめじ」など
29 の県オリジナル品種の導入などの取組を支援します。

30 31 (4) 豊かな農山村の形成と活性化

32 【現状／課題】

- 33 ○ 地域の人口減少・高齢化・担い手不足等により、地域における農山村の維持・保全
34 管理が困難となっています。
- 35 ○ 近年は、豪雨に起因する山地災害が発生しています。
- 36 ○ 荒廃農地や森林に隣接する農地でイノシシ等による鳥獣被害が年々増加しています。
- 37 ○ 原発事故の影響により、グリーン・ツーリズムや森づくり体験等による交流人口が
38 減少しています。
- 39 ○ 道の駅等の整備により、地域農林産物が購入しやすくなるとともに、直売所の販売
40 額は増加傾向で推移しています。

41

1

2 【具体的な取組】

- 3 ○ 地域住民の共同活動など、農山村の維持・保全管理を適切に行うための体制づくり
4 を支援します。
- 5 ○ 森林の多面的機能の維持・発揮を図るため、森林の計画的な保安林指定や、適切な
6 森林整備、治山事業による防災・減災対策を進めます。
- 7 ○ 荒廃農地の解消や、森林整備、防護柵の設置など、地域ぐるみによる総合的な鳥獣
8 被害防止対策を支援します。
- 9 ○ 農業体験等を通し、子どもたちへ農業の魅力や食への理解を深めるとともに、教育
10 旅行や都市住民との交流を促進します。
- 11 ○ 自然と人との関わりや森林づくり意識醸成を図るため、フォレストパークあだたら
12 等を活用した森林環境教育や森林ボランティア活動などの取組を支援します。
- 13 ○ 地域の活性化や生産者の所得向上を図るため、酒造好適米「福乃香」を利用した日
14 本酒、ぶどうやりんごを生かしたワインの製造など地域産業6次化の取組を促進しま
15 す。

16 4 施策の達成度を測る指標

18

19

20

21

22

23

24

25

26

指標名
新規就農者数
ももの販売額
きゅうりの販売額
森林整備面積
森林づくり意識醸成活動参加者数

1 第2節 県中地方

2
3 「(仮) 多彩なひと・もの・地域を育み未来へ繋ぐ、
4 持続可能な県央の農林水産業」
5

6 1 地方の特色

7 県中地方は県の中央に位置し、3市6町3村の総面積は241千haと県全体の17.5%を
8 占めています。東に阿武隈高地、西に猪苗代湖を擁し、南北に流れる阿武隈川流域に
9 は安積平野が広がっており、高速交通網の要衝や本県経済の中心地となっています。

10 農林水産業では、あさか舞や天栄米等の米を始め、すかがわ岩瀬地域のきゅうり、
11 田村地域のピーマン等の園芸作物、肉用牛・酪農等の畜産、椎茸等の生産が盛んで、
12 本県農業産出額の約3割を占めており、木材関連工場も多数立地しています。また、
13 食用コイ養殖は、全国2位の生産量となっています。
14

15 2 振興方向

16 (1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

17 田村市都路町における営農再開及び農地整備・森林整備の推進等により、被災農林
18 業者の活動再開や復興の加速化に向けた取組を支援します。

19 (2) 農林業の担い手の確保・育成と生産基盤の整備

21 農林業の担い手が安心して農林業に取り組める環境を整備し、多様な担い手の確保
22 ・育成に取り組むとともに、農地や森林等を次世代に引き継いでいけるよう、生産基
23 盤を整備します。

24 (3) 産地体制の強化と農林水産物の魅力向上・発信による需要の創出

26 産地体制や産地競争力を強化するとともに、農林水産物の魅力向上・発信など需要
27 創出に向けた販売戦略により、消費者から選ばれる産地づくりを推進します。

28 (4) 豊かで活力ある農山村の形成

30 農山村の地域環境やコミュニティーの維持・向上を図るとともに、豊かな地域資源
31 の活用や都市農村交流活動等を通じた地域の活性化を促進します。
32

33 3 重点的な取組内容

34 (1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興の加速化

35 【現状／課題】

36 ○ 田村市都路町の水稲作付面積は震災前の約7割までしか回復しておらず、引き続き
37 営農再開に向け、支援していく必要があります。

38 ○ 田村市都路町を含む阿武隈山地では、林業生産拡大に向けた支援と併せて放射性物
39 質対策の必要があります。
40
41

1 【具体的な取組】

- 2 ○ 農業生産基盤整備の推進と農業用機械や家畜等の導入、施設の整備を支援するとと
3 もに、新たな担い手を確保し、安定した生産体制を確立します。
- 4 ○ 農林水産物の安全性に関する情報発信に取り組むとともに、販路拡大に向けた支援
5 など総合的な風評対策を推進します。
- 6 ○ 木材の安定供給やきのご原木林の再生等による林業生産活動再開に向け、森林整備
7 と放射性物質対策を一体的に行う取組を支援します。

8 (2) 農林業の担い手の確保・育成と生産基盤の整備

10 【現状／課題】

- 11 ○ 農林業従事者の高齢化や担い手の減少が進んでいます。
- 12 ○ 収益性の高い経営を実現するため、経営改善を支援し、経営の安定化を図る必要が
13 あります。
- 14 ○ 持続可能な農林業を推進するため、中山間地域を中心とした生産基盤の整備を実施
15 する必要があります。

16 【具体的な取組】

- 17 ○ 新規就業者の確保・育成を図るため、広域的な担い手確保体制の整備や就業サポー
18 ト体制の強化への支援、技術・経営支援に取り組みます。
- 19 ○ 認定農業者や人・農地プランに位置付けられている農業者、青年農業者・女性農業
20 者等の多様な担い手の確保・育成を図るとともに、地域の合意形成による集落営農組
21 織や法人経営体の育成、企業等の農業参入や農福連携を支援します。
- 22 ○ 林業研修施設「林業アカデミーふくしま」等の積極的な活用により、新たな林業の
23 担い手の確保・育成を図るとともに、インターンシップ制度を活用したマッチング等
24 により林業事業体への雇用創出を促進します。
- 25 ○ 農林業者の経営改善計画の策定・フォローアップや、農業協同組合等の労力調整シ
26 ステムの運営支援による労働力の安定確保、第三者を含めた経営継承を支援します。
- 27 ○ 担い手への農地集積やスマート農業に対応した農業生産基盤の計画的な整備を進め
28 るとともに、機能保全計画の策定による農業水利施設等の長寿命化を促進します。
- 29 ○ 林内の路網整備を推進し、木材の生産拡大を図ります。

30 (3) 産地体制の強化と農林水産物の魅力向上・発信による需要の創出

32 【現状／課題】

- 33 ○ 食の安全・安心や消費者からの信頼を確保するための取組を継続して実施していく
34 必要があります。
- 35 ○ 生産者の高齢化や労働力不足により経営規模の縮小等が進んでおり、産地体制の維
36 持・強化を図る必要があります。
- 37 ○ 選ばれる産地づくりを進め、大消費地でもある域内流通を始め、国内外への販路拡
38 大をさらに促進する必要があります。
- 39 ○ 産地競争力の強化を図るため、消費者等から信頼される産地づくりを推進する必要
40 があります。

41

資料 2 - 2

- 1 ○ 内水面養殖業の経営安定に向けて、生産量が減少している食用コイ養殖の生産拡大
2 や消費拡大を推進する必要があります。
- 3 【具体的な取組】
- 4 ○ 緊急時環境放射線モニタリングの実施により安全性の確認を徹底するとともに、結
5 果を迅速に情報発信します。
- 6 ○ 戦略作物の計画的導入・安定生産による水田のフル活用を推進するとともに、施設
7 化や環境制御技術等の導入等により高収益化を図り、きゅうりやピーマン等園芸作物
8 の持続可能な産地の確立を目指します。また、効率的な飼養管理等による畜産の振興
9 を図ります。
- 10 ○ 栽培技術の確立・普及によるきのこ類の振興、新たな加工技術の開発支援や加工機
11 械の整備支援による木材振興を図ります。
- 12 ○ 認証GAPの取得促進による品質の向上や安定化、有機農業や特別栽培、エコファ
13 ーマー等の取組支援など、環境と共生する産地づくりを推進します。
- 14 ○ あさか舞や天栄米を始めとする農林水産物のブランド化を推進するとともに、県の
15 中央に位置する地理的条件や県内有数の人口集中地域であるなど、「県中地方」なら
16 ばは条件を生かし、農林水産物の魅力発信や販売PR、地産地消を推進します。
- 17 ○ 食用コイ養殖の安定生産のため、魚病まん延防止の徹底や、効率的な生産技術の普
18 及、消費拡大に向けた取組を推進します。

19 (4) 豊かで活力ある農山村の形成

20 【現状／課題】

- 21 ○ 過疎化・高齢化等によって農山村地域の維持・保全管理が困難になり集落機能が低
22 下していることから、食や農林業等への理解促進、農山村や森林が有する多面的機能
23 の発揮に向けた農地等の保全管理・農林道の整備や生活環境の保全等が必要です。
- 24 ○ 農山村活性化のため、豊かな地域資源の活用や都市住民等との交流促進が必要です。

25 【具体的な取組】

- 26 ○ 学校給食における地場産食材の活用を進めるための啓発活動の実施や、ごはんを主
27 食とする日本型食生活の理解促進を図ります。
- 28 ○ ふくしま植樹祭や市町村が行う森林環境教育への支援等により森林づくり意識醸成
29 活動を推進します。
- 30 ○ 集落排水施設や防災安全施設等の整備、治山施設や農林道の整備・維持保全、日本
31 型直接支払制度の活用など、多面的機能が発揮できる環境づくりのための取組を支援
32 します。
- 33 ○ 有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、被害防除や、生息環境管理、個体
34 数管理、市町村等と連携した自衛意識の啓発など、地域ぐるみで取り組む総合的な対
35 策を促進します。
- 36 ○ 農業用水路、ダム、ため池及び保安林の整備による防災・減災対策を推進します。
- 37 ○ 木材（素材）生産基盤の整備や広葉樹の更新伐等による森林再生を進め、かつて県
38 内有数の木材供給地であった阿武隈地域の活性化を図ります。

40

資料 2 - 2

- 1 ○ 「県中地方・地域産業6次化ネットワーク」を拡大するとともに、商品開発や販売
2 促進等に関する取組を支援します。
- 3 ○ 農家民宿・民泊や農作業体験、地域文化とのふれあい、関係人口の創出・拡大、グ
4 リーン・ツーリズムや観光と連携した「食」の提供など、都市と農山村の交流を促進
5 します。

6

7 4 施策の達成度を測る指標

8

9 指標名
10 新規就農者数
11 きゅうり生産農家1戸あたりの販売額
12 森林整備面積

13

14

15

16

17

18

1 第3節 県南地方

3 「(仮) 清流が育む、豊かな未来を拓く県南の農林業」

5 1 地方の特色

6 県南地方は、首都圏に隣接した中通り南端に位置し、阿武隈川や久慈川、鮫川の源
7 流域を有する自然豊かな地域です。かんがい施設等の農林業生産基盤の整備により、
8 米やトマト、ブロッコリー、鉢花、スギを始めとする木材等、様々な農林産物が生産
9 され、首都圏を始めとした県内外の消費地に出荷されています。

10 また、野菜の収穫機などの先端技術の導入や豊富な森林資源を活用した高品質な製
11 材品の生産などが進められています。

13 2 振興方向

14 (1) 多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化

15 担い手の減少や高齢化が進んでいることから、地域を支える意欲ある多様な担い手
16 の育成を図るとともに、所得の安定的な確保を目指します。また、経営や生産基盤が
17 次の世代に継承されるよう、効率的かつ安定的な生産に向けた基盤の強化を進めるこ
18 とにより、農林業の持続的発展を図ります。

19 (2) 安全で質の高い農林産物の供給

21 原子力災害に伴う風評の払拭を図るため、環境にも配慮しながら安全・安心な農林
22 産物を安定的に生産する体制を目指します。また、スマート農業などの技術革新への
23 対応や、消費者ニーズを捉えた質の高い農林産物の生産に取り組みます。

24 (3) 活力と魅力ある農山村の形成

26 活力と魅力ある農山村を形成するため、農林業及び農山村が有する多面的機能の維
27 持に取り組みます。また、地域に根ざした農林産物や農村景観、豊かな森林など様々
28 な地域資源を生かし、地域産業6次化を促進するとともに、都市住民との交流等を進
29 めます。

31 3 重点的な取組内容

32 (1) 多様な担い手の育成と発展を支える生産基盤の強化

33 【現状／課題】

- 34 ○ 担い手の減少・高齢化により現在の生産体制が維持できなくなる懸念があることか
35 ら、安定した担い手の確保・育成が必要となっています。
- 36 ○ 将来にわたって農林業を継続していくため、地域を支える担い手の所得を安定的に
37 確保する必要があります。
- 38 ○ 労働力が不足している中、農林業の生産の拡大、森林の適正管理を行っていく必要
39 があります。

1 【具体的な取組】

- 2 ○ 新規就農や企業参入など新たな担い手の確保・育成のため、就農に向けた相談やフ
3 ォローアップにより就農しやすい環境づくりを進めるとともに、親子間だけでなく第
4 三者を含めた経営継承を進めます。
- 5 ○ 認定農業者、農業法人など経営感覚に優れた多様な担い手を育成するため、新技術
6 導入や生産工程管理の導入を促進します。また、新規就農者への技術・経営面での支
7 援を行い定着を図ります。
- 8 ○ 林業就業者の増加を図るため、教育機関や関係団体と連携し、林業の現場見学会の
9 実施や実技演習の支援などにより、林業事業者への新規就業を促進します。また、林
10 業技術と森林経営管理を担う人材の育成に取り組みます。
- 11 ○ 人・農地プランに位置づけられた担い手が安定的に所得を確保するため、担い手へ
12 の農地の集積・集約や省力・低コスト技術の導入を促進します。
- 13 ○ 担い手が継続して効率的な営農活動が行えるよう、農地の大区画化を進め、経営基
14 盤の強化を図ります。
- 15 ○ 効率的な森林整備に向け、森林施業に必要な林道等の路網整備を促進します。また、
16 森林施業の集約化と高性能林業機械の導入等を促進し、森林整備の効率化・低コスト
17 化を図ります。
- 18 ○ 森林の適正管理のため、伐採後の再生林を前提とした計画的な主伐や年間を通じた
19 利用間伐の実施など、木材の安定供給と一体となった森林整備を推進します。

20 (2) 安全で質の高い農林産物の供給

21 【現状／課題】

- 22 ○ 安全・安心な農林産物を供給するため、緊急時環境放射線モニタリングを継続して
23 実施するとともに、生産工程管理の取組を拡大する必要があります。
- 24 ○ 主食用米の生産のみならず、多様な水稻生産の取組を支援していく必要があります。
- 25 ○ トマト、ブロッコリー、イチゴ等の主要園芸品目では夏期の高温による影響や病害
26 虫の発生等により生産が不安定となっており、安定した生産が求められています。
- 27 ○ 畜産では高齢化により生産農家が減少し、肉用牛の生産基盤の弱体化が懸念される
28 ことから、肉用牛繁殖の生産基盤を維持していく必要があります。
- 29 ○ 消費者ニーズを捉えた農林産物生産等の取組を拡大する必要があります。
- 30 ○ 木材生産・加工等関係者が一体となった木材の安定供給体制の整備を進め、県産材
31 の安定供給に取り組む必要があります。
- 32 ○ 生産者や地域住民の地域環境保全に対する意識が高まっていることから、環境と共
33 生する農業を進める必要があります。

34 【具体的な取組】

- 35 ○ 産地における緊急時環境放射線モニタリングを継続して行うとともに、安全・安心
36 な農林産物供給に向けた産地の取組を消費者へ情報提供します。また、認証GAPや
37 農場HACCP等の取得拡大により農林産物の安全性を確保し、消費者の信頼確保を
38 図ります。
- 39 ○ 水稻生産では「天のつぶ」等の県オリジナル品種の作付けや業務用米など様々な需
40

資料 2 - 2

- 1 要に対応した売れる米づくりに向けた取組を推進します。また、稲WCS等の生産性
2 の向上を図るため、栽培管理技術向上の支援及び作業受託組織の運営支援による適期
3 作業を推進します。
- 4 ○ 高品質な園芸作物を安定して生産するため、環境制御技術やかん水同時施肥システ
5 ム等の先端技術を実証し、生産現場への導入を促進します。
- 6 ○ 肉用牛産地としての生産基盤を維持するために、肉用牛繁殖農家の飼養管理技術の
7 向上と規模拡大を促進します。
- 8 ○ 既存の販売チャネルを活用した取組に加え、消費者のニーズを的確に捉えた農産物
9 直売所における販売拡大や、食品産業と連携した農林産物・加工品の生産の取組を支
10 援します。
- 11 ○ 木材生産・加工等関係者の連携を強化し、ICTを活用しながら多様なニーズに対
12 応できる素材流通体制の整備を推進します。
- 13 ○ 地域資源であるたい肥や未利用材等バイオマス資源の有効利用などにより、耕畜連
14 携を始めとした環境に配慮した持続性の高い農林業を推進し、源流地域にふさわしい
15 環境の維持を図ります。

16 (3) 活力と魅力ある農山村の形成

18 【現状／課題】

- 19 ○ 農業者が減少する中で農山村環境の維持・保全を懸念する声が高まっています。
- 20 ○ 県民参加の森林（もり）づくり等を、更に推進していくことが必要です。
- 21 ○ 住民の安全を確保するため、災害に強い農山村を形成する必要があります。
- 22 ○ イノシシを始めとした鳥獣被害が顕在化しており、地域一体となった被害防止の取
23 組が求められています。
- 24 ○ 地域産業6次化や都市住民との交流を促進して、農山村の活性化を図る必要があり
25 ます。

26 【具体的な取組】

- 27 ○ 多面的機能支払交付金を活用する地区の維持・拡大により、地域の共同活動を通し
28 て、農用地、農道、水路等を適切に管理し、農村環境の維持・保全を図ります。
- 29 ○ 森林の有する多面的機能の発揮に向け、森林環境基金事業等を活用した森林所有者
30 等による森林整備を促進します。
- 31 ○ 豊かな森林資源を維持・保全するため、全国植樹祭の理念を引き継ぎ、植樹・育林
32 活動など県民参加の森林（もり）づくりを進めます。
- 33 ○ 災害から生命財産を守るため、農業用ダムやため池などの防災・減災対策や、山地
34 災害防止のための治山施設整備を推進します。
- 35 ○ 鳥獣被害を防止するため、有害鳥獣捕獲や、侵入防止柵の設置等による防除、里山
36 林の整備による生息域の制限などの対策を総合的に組み合わせた地域ぐるみによる取
37 組を関係機関・団体と連携して推進します。
- 38 ○ 農林水産業者、商工業者、食品関連事業者、観光関連業者等のネットワークによる
39 新たな商品づくりや特産品の販路拡大を支援し、地域産業6次化による農林業者の収
40 益向上を目指します。

資料 2 - 2

- 1 ○ 首都圏に隣接する地域特性を生かし、教育旅行を始めとした都市住民との多様な交
2 流拡大を推進するとともに、農業・農村体験や森林（もり）づくり活動等を通して農
3 山村地域の活性化を図ります。

4

5 4 施策の達成度を測る指標

6

7

8

9

10

11

12

指標名
新規就農者数
ほ場整備率
森林整備面積

1 第4節 会津地方

2

3 「(仮)「会津の誇り」豊かな自然と匠の技できらめく会津の農林水産業」

4

5 1 地方の特色

6 会津地方は福島県の北西部に位置し、磐梯山や飯豊連峰、只見川、猪苗代湖を始め
7 とする美しい自然に囲まれ、会津藩からの伝統も有する県内屈指の観光地となってい
8 ます。

9 内陸性かつ日本海側気候のため、夏の暑さも冬の寒さも厳しく、山間部は日本屈指
10 の豪雪地帯となっています。

11 良質米の産地として知られる水稻を始め、アスパラガス、きゅうり、トマトなどの
12 野菜、りんごなどの果樹、宿根かすみそうなどの花き、会津牛や会津地鶏の畜産など、
13 多彩な品目による農業が営まれています。

14 また、森林面積は県全体の23%を占め、山菜やきのこに加え、伝統工芸品に利用さ
15 れる桐や漆などの森林資源も豊富です。

16

17 2 振興方向

18 (1) 地域をリードする担い手の確保・育成と生産基盤の強化

19 農林業への新規就業者に対して重点的な支援を展開し、地域農林業を支える担い手
20 の確保と経営安定を図ります。また、農地や林道など生産基盤の整備を進め、担い手
21 への農用地利用・集積による規模拡大や法人化を支援するとともに、先端技術を活用
22 したスマート農林業の導入による省力化を進めます。

23 (2) 収益性が高く競争力のある産地づくり

25 マーケット・インの考え方に基づき、需要に応じた米生産を進めるとともに、高収
26 益作物等の導入や園芸品目の施設化等による経営の改善と安定を図り、高品質で収益
27 性の高い農林業を推進します。

28 (3) 資源を守り生かす、活力ある農山村の形成

30 自然災害に強い農業用施設の導入や鳥獣害に強い地域づくりを進めるとともに、地
31 域資源の有効活用や森林資源の循環利用を促進し、地域の農林業の活性化を図ります。
32 また、森林や農村が持つ多面的機能が効果的に発揮されるよう、地域が行う維持・保
33 全活動を支援します。

34

35 3 重点的な取組内容

36 (1) 地域をリードする担い手の確保・育成と生産基盤の強化

37 【現状／課題】

38 ○ 水稻を基幹とする経営体の法人化による規模拡大が進んでいますが、担い手の減少
39 による耕作面積の減少に追いついていません。

40

資料 2 - 2

- 1 ○ 就農者の約7割が65歳以上と著しい高齢化が進む中、毎年50名前後の新規就農者（雇
2 用就農を含む）が確保されています。しかし、栽培技術が未熟なため経営の安定に至
3 らず、離農するケースもあります。
- 4 ○ 担い手の経営耕地が分散していることや、老朽化した農業水利施設の維持管理労力
5 の増大が、経営規模拡大や収益性向上の大きな障害となっています。
- 6 ○ 森林所有者の高齢化と木材価格の低迷等により、森林への関心が薄れ、森林整備が
7 停滞するなど、林業の生産性が低迷しています。
- 8 **【具体的な取組】**
- 9 ○ 地域農業の将来像となる人・農地プランの実践及び農地中間管理事業等の活用によ
10 る規模拡大を支援し、地域をリードする担い手の確保・育成を図ります。
- 11 ○ 農業経営の効率化や法人化を推進し、経営の安定化及び新規就農者の受入れ体制づ
12 くりを図ります。
- 13 ○ 就業相談会や農林業体験、就業に向けた情報発信などを行うとともに、各種支援策
14 の活用や経営の安定化に向けた栽培技術指導など、新規就業者の確保・定着に向けた
15 取組を重点的に展開します。
- 16 ○ 担い手の労働生産性を向上させるため、病害虫防除や肥培・用水・森林資源の管理
17 等にスマート農林業など先端技術の導入を促進するとともに、高性能作業機の導入に
18 必要となる耕作条件の改善や、農業水利施設の維持管理の省力化を推進します。
- 19 ○ 森林環境税や森林環境譲与税、補助事業などを効果的に活用し、間伐や主伐・再造
20 林による森林整備を加速させるとともに、作業路等の路網整備を進め、林業の生産性
21 の向上を図ります。

22 (2) 収益性が高く競争力のある産地づくり

24 **【現状／課題】**

- 25 ○ 米の消費が減少し、需要が伸びない中、風評や産地間競争の激化により、食味で優
26 位な会津産米の価格も低迷しているため、需要に応じた米の生産と経営の安定を図る
27 必要があります。
- 28 ○ 園芸品目では、気象条件を生かして、きゅうりやアスパラガス、宿根かすみそうな
29 ど5品目で30億円を超える産地が形成されています。
- 30 ○ 畜産では、中小規模の複合経営が多く、畜産部門の生産体制を強化する必要があり
31 ます。また、排出される糞尿の効果的な活用が求められています。
- 32 ○ 山菜やきのこ、きのこ栽培に必要な原木等については、重要な収入源でしたが、原
33 発事故以降、出荷が制限されている品目もあり、生産が停滞している状況にあります。
- 34 ○ 有機農産物では、省力化と安定生産が課題となっています。
- 35 ○ 米や「会津身不知」柿で輸出に取り組む地区があるように、販路をさらに拡大し、
36 収益性の向上を図る必要があります。
- 37 ○ 県内屈指の観光地であることから、インバウンドなど多くの観光客に向けて、会津
38 産農林産物の魅力を発信する取組を進める必要があります。

39 **【具体的な取組】**

- 40 ○ 水稻では、GAPによるリスク管理を徹底した県オリジナル品種の導入により競争

資料 2 - 2

- 1 力の強化を図るとともに、規模拡大による低コスト化や法人化を推進します。また、
2 市場動向を見極め、付加価値の高い主食用米と高収益作物の組み合わせなど、地域を
3 リードする担い手の戦略的な複合経営を重点的に支援します。
- 4 ○ 園芸品目では、広域集出荷施設を核とした流通体制の構築と、先端技術を活用した
5 生産性・品質の向上により、産地のブランド力強化と産地の拡大、大規模経営体の育
6 成を図ります。
- 7 ○ 畜産では、市町村の枠を超えた経営体の連携を進め、経営規模の拡大や生産性の向
8 上、家畜排せつ物の循環利用を推進します。
- 9 ○ 山菜・きのこでは、出荷制限の解除に向けた取組を強化するとともに、緊急時環境
10 放射線モニタリングを継続し、マニュアルに基づく栽培を支援します。また、きのこ
11 原木林については、伐採後の萌芽の調査を進める等、原木林再生に向けた取組を推進
12 します。
- 13 ○ 有機農産物生産の安定化や省力化を図る新技術の導入や機械化を推進します。
- 14 ○ 米や「会津身不知」柿など、特色ある会津産農林産物の輸出を促進するとともに、
15 オンラインショップの活用や地域産業6次化などによる、販路の多様化と拡大を支援
16 します。
- 17 ○ 会津産農林水産物の魅力を広くPRするとともに、観光業での利活用を推進し、観
18 光客をターゲットとした需要の拡大と地産地消を図ります。

19 (3) 資源を守り生かす、活力ある農山村の形成

20 【現状／課題】

- 21 ○ 有害鳥獣による農作物や漁業の被害が会津全域に拡大しています。
- 22 ○ 近年、頻発・激甚化する自然災害により農林水産業経営が打撃を受けています。
- 23 ○ 人口減少や高齢化により、集落内の農地や農業用施設など地域農業を保全する共同
24 活動が停滞しています。
- 25 ○ 落花生、「金山赤カボチャ」、エゴマ、桐や漆、ワカサギやヒメマスなど、地域特産
26 物の振興が図られていますが、生産量の確保や収益性の向上が課題となっています。
- 27 ○ 豊富な森林資源について、環境に優しい循環型の材料としての利活用が求められて
28 います。
- 29 ○ 水源の涵養^{かん}や土砂災害防止等、森林の持つ多面的機能を十分発揮させる必要があり
30 ます。

31 【具体的な取組】

- 32 ○ 鳥獣害防止対策の実施に向けた地域リーダーの育成に取り組むとともに、環境整備、
33 被害防除、有害捕獲など総合的かつ集落ぐるみによる対策を支援します。また、鳥獣
34 や被害の発生状況について、会津全域での情報共有を図るとともに、広域的な対策を
35 講じるための市町村の連携強化を支援します。
- 36 ○ 自然災害への備えを強化するため、収入保険等のセーフティネットの活用を推進し
37 ます。また、地域における共同活動組織への支援、ため池のハザードマップや土砂災
38 害危険地マップの周知等により農山村地域の防災力の向上を図ります。
- 39 ○ グリーン・ツーリズムの推進や、学生による地域活動への関わりなど、地域外住民
40

資料 2 - 2

- 1 の交流人口を増やし、地域の活性化を図ります。
- 2 ○ 地域特産農林水産物の生産者の確保や、栽培技術の向上による生産量の確保を図る
- 3 とともに、加工品への利用や、地域ブランド化を推進します。
- 4 ○ 森林資源について、市町村や関係団体等と連携し、建築物や木製品としての利用の
- 5 ほか、再生可能エネルギー源としての木質バイオマス等への有効利用を推進します。
- 6 ○ 森林整備や保安林の指定、治山施設の整備を計画的に進めるとともに、松くい虫等
- 7 の病虫獣害対策により、森林の持つ多面的機能の発揮を図ります。

8

9 4 施策の達成度を測る指標

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

指標名
新規就農者数
大規模経営体が占める水田面積の割合
主要園芸品目の販売額
森林整備面積

1 第5節 南会津地方

2
3 「(仮) 活力ある農林業と人の交流が織りなす、輝く南会津」

4 5 1 地方の特色

6 南会津地方は豊かな自然と伝統文化が根付く一方、過疎化・高齢化が深刻な問題と
7 なっています。冬は積雪が4mを超える地域もある豪雪地帯ですが、夏の冷涼な気候
8 を生かした夏秋トマトやソバなどの生産が盛んです。また、首都圏等他地域と当地域
9 を結ぶ交通網の整備が進んでおり、人の交流促進による地域や産業の活性化が期待さ
10 れます。

11 12 2 振興方向

13 (1) 農林業の持続的な発展を支える基盤の強化

14 地域の特性を生かしながら農林業を持続的に発展させるため、ほ場の大区画化や汎
15 用化、農業水利施設や林道の整備等を進めるとともに、地域の核となる担い手を確保
16 ・育成します。

17 (2) 安全で魅力的な農林産物の供給

18 消費者に安全で魅力的な農林産物を届けるため、認証GAPの取組を支援するなど、
19 地域農林産物の信頼確保とブランド力の強化を図ります。また、豊かな森林資源の有
20 効利用を図りながら林業の成長産業化を推進します。

21 (3) 活力と魅力のある農山村づくり

22 次世代に繋ぐ魅力ある地域づくりと農山村の多面的機能の維持・発揮を図るため、
23 農村生活環境の改善や森林の適正な整備・保全を推進します。また、集落ぐるみの鳥
24 獣被害対策や住民参加の森林づくりを支援します。さらに、売れる6次化商品の開発
25 や、地域の特色を生かした農山村生活体験の受入体制の強化を支援します。
26
27
28

29 3 重点的な取組内容

30 (1) 農林業の持続的な発展を支える基盤の強化

31 【現状／課題】

- 32 ○ 認定農業者の高齢化や後継者不足により、地域農業を担う担い手の確保が困難とな
33 っています。
- 34 ○ 営農活動の維持・発展のため、ほ場整備等生産基盤を強化し、農業の生産性と所得
35 向上を図る必要があります。
- 36 ○ 農業用水利施設等の老朽化や共同管理を行う農業者の減少、高齢化に伴い、農業用
37 水利施設等の維持管理が困難となってきました。
- 38 ○ 林業収益の伸び悩み、林業従事者の高齢化や不足等により、森林整備が停滞してい
39 ます。

1 【具体的な取組】

- 2 ○ 町村や生産者団体等と連携し、就農希望者の受入や新規就農者のサポート体制を強
3 化するとともに、新規就農者や定年帰農者等を認定農業者へ誘導しながら、地域農業
4 の担い手の確保・育成を図ります。
- 5 ○ 土地利用型作物や園芸作物の生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化や汎用化、
6 農業水利施設や農道等の整備を推進します。
- 7 ○ 担い手への農地集積や高収益作物の導入により、農業生産コストの削減と所得の向
8 上を図るとともに、人・農地プランの実質化を進め、大規模経営体などの担い手が育
9 つ営農環境を構築します。
- 10 ○ 老朽化した農業水利施設等の計画的な保全・更新を推進し、安定的な機能発揮及び
11 長寿命化を図ります。
- 12 ○ 町村や関係団体等と連携し、林業担い手の確保・育成、林業事業体の経営基盤強化
13 を図るとともに、林内路網整備や高性能林業機械導入等による林業生産基盤の整備を
14 推進します。

15 (2) 安全で魅力的な農林産物の供給

16 【現状／課題】

- 17 ○ 安全・安心で環境に配慮した農産物への需要が高まっています。
- 18 ○ 高齢化の著しい進行等により担い手不足が深刻化し、産地の維持が困難な状況にあ
19 ります。
- 20 ○ 農林産物の一部の品目については震災前の価格水準に回復していません。また、一
21 部の野生山菜・きのこに関しては、出荷制限が継続しています。
- 22 ○ 南会津地方は面積の93%を森林が占めており、森林資源の利活用を図り、林業の収
23 益性を高めていくことが必要です。

24 【具体的な取組】

- 25 ○ 南郷トマト生産組合や水稻部会等の各生産部会を中心に、認証GAPの取組を支援
26 し、消費者に信頼される農産物づくりを推進するとともに、地域団体商標の活用や県
27 オリジナル品種など特色ある品目の生産・販売の促進により、ブランド力の強化を図
28 ります。
- 29 ○ ドローンやICT等を活用した先端技術の導入により、収量や品質の向上等、高位
30 安定生産を実現し、産地の維持・発展を図ります。
- 31 ○ 緊急時環境放射線モニタリングや直売所等への出荷管理指導により、農林産物の安
32 全性を確保するとともに、様々な機会を活用し農林産物の安全性や魅力の更なる発信
33 を推進します。また、野生山菜・きのこの出荷制限解除に向けた取組を進めます。
- 34 ○ 森林施業の集約化を図り、主伐・再生林の森林整備を促進するとともに、地域の特
35 徴的な樹種であるカラマツや広葉樹など地域材の有効活用を進めることにより、林業
36 の成長産業化を推進します。

37

38

39

40

41

1 (3) 活力と魅力のある農山村づくり

2 【現状／課題】

- 3 ○ 全域で鳥獣被害が深刻化し、生産意欲の低下など営農活動に支障が生じています。
- 4 ○ 人口の減少や高齢化により、農村環境の維持管理体制や保全活動が弱体化し、防災
- 5 機能の低下や農村コミュニティの崩壊が懸念されています。
- 6 ○ 近年の局地的豪雨等により山地災害の発生リスクが高まっています。
- 7 ○ 地域林業の振興にあたっては、県民の森林づくりに対する意識醸成を図る必要があ
- 8 ります。
- 9 ○ 農林産物の直売や高付加価値化のための加工等の取組は年々活発になっているもの
- 10 の、小規模経営が多くなっています。
- 11 ○ 教育旅行受入者数は震災前程度に回復してきていますが、高齢化による農家民宿の
- 12 稼働率の低下等が課題となっています。

13 【具体的な取組】

- 14 ○ 生産意欲の向上など営農活動を活性化するため、地区の話し合いを通じた集落ぐる
- 15 みの鳥獣被害対策を支援します。
- 16 ○ 農村の多面的機能の維持・発揮を図り、災害に強い地域づくりを進めるため、農業
- 17 水利施設の点検・維持管理や整備等を推進するとともに、地域住民による共同活動を
- 18 支援します。
- 19 ○ 森林の持つ山地災害防止機能等の多面的機能の高度発揮を図るため、適正な森林整
- 20 備の推進と計画的な治山事業に取り組みます。
- 21 ○ 幼少期からの木育や小中学校における森林環境学習を推進するとともに、住民参加
- 22 による森林づくり活動を支援します。
- 23 ○ 売れる6次化商品の開発を支援するとともに、農林産物の販路・消費拡大のための
- 24 取組を推進します。
- 25 ○ 町村や関係団体等と連携して、更なる教育旅行の誘致や農家民宿の開設を支援し、
- 26 交流人口の拡大を図ります。

27

28 4 施策の達成度を測る指標

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

指標名
新規就農者数
ほ場整備地区における農地集積面積
森林整備面積
教育旅行における農家民泊受入者数

1
2
3
4

空

1 第6節 相双地方

3 「(仮) 相双地方ならではの農林水産業の再生を目指して 4 ～地域に寄り添った復興の推進～」

6 1 地方の特色

7 相双地方は、福島県の東部に位置し、阿武隈高地と太平洋の間に広がる平野部と、
8 阿武隈高地の狭い山間部が生活圏となっています。この阿武隈高地を水源とする
9 河川は勾配が急で延長が短く、流量の変動も大きいため、古くから農業用水の確保が
10 課題となっており、多くのため池やダムが整備されてきました。

11 海沿いの平野部は比較的温暖ですが、夏季はやませの影響により冷害を受けやすく、
12 冬季は乾燥した晴天が続きます。一方、阿武隈高地は平野部に比べ、夏季はやや涼し
13 く、冬季は冷え込みが厳しくなります。そのような地勢を生かし、平野部では米を中
14 心に野菜や花きの生産、阿武隈高地では、林業や畜産業が盛んでした。また、沿岸部
15 は遠浅で、親潮と黒潮が交わる「潮目の海」という海域の特性の下、ヒラメやカレイ
16 類を対象とした沿岸漁業が盛んでした。

17 しかしながら、東日本大震災に伴う津波と原子力発電所の事故により取り巻く状況
18 が大きく変化しました。原発事故に伴う避難指示という我が国でこれまで経験したこ
19 とのない事態は、地域住民の生活や農林水産業を始めとする様々な産業に大きな影響
20 を与えました。そのような中、避難指示が解除された地域から農林水産業の再開が徐
21 々に進んできていますが、一部地域において、依然として避難指示や河川・湖沼の水
22 産物の出荷制限指示が継続されており、原発事故の影響は現在も大きく残っています。

24 2 振興方向

25 (1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

26 農林水産業の再生を図るため、地域の状況に応じた生産基盤の復旧や整備、被災し
27 た農林漁業者への支援、水揚げの拡大、風評の払拭に向けた施策に取り組みます。

28 (2) 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

29 持続的な農林水産業が展開できるよう、復興・再生の進度に応じた生産基盤の整備、
30 多様な担い手の確保・育成、経営の安定・強化に向けた施策に取り組みます。

31 (3) 地域の特性を生かした産地づくり

32 収益性の高い農林水産業の実現のため、販路を見据えながら地域の特性に合った品
33 目導入による産地化とその拡大、経営体に応じたスマート農林水産業・省力化技術の
34 導入など、産地の生産力・競争力強化、販路の回復・拡大に向けた施策に取り組みま
35 す。

36 (4) 地域の特性を生かした農山漁村の形成

37 避難指示が出された地域の住民帰還が進んでいない農山漁村や人口減少が著しい中
38 山間地域の生活環境を整えるため、ため池等の防災・減災対策や、農村地域の共同活
39

1 動・森林整備等による多面的機能の発揮、鳥獣被害対策、更には地域資源や人的資源
2 の発揮による新たな価値の創造に向けた施策に取り組みます。

3

4 3 重点的な取組内容

5 (1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

6 【現状／課題】

7 ○ 依然として避難指示が解除されていない地域があり、被災した農地・農林水産業施
8 設の復旧に着手できないことに加え、避難指示の解除から間もない地域においては、
9 生業としての農林水産業の再開が十分に進んでいない状況にあるなど、避難指示解除
10 の時期の違いにより農林水産業再開の進捗の地域差が大きいことが課題となっていま
11 す。

12 【具体的な取組】

13 ○ 避難指示解除や特定復興再生拠点区域の整備の進捗に応じた農地・農林水産業施設
14 の復旧を始め、地域営農再開ビジョンの策定、地域の状況に応じた営農体制の構築、
15 農林水産業の再開・拡大を目指す方の施設整備を支援します。また、放射性物質対策
16 と併せて行う森林整備や、きのこ原木林再生に向けた調査を踏まえた広葉樹林の更新
17 などによる素材生産の拡大等を支援します。
18 ○ 沿岸漁業では、水揚げの拡大及び早期の本格的な操業再開に向けて、漁業者、漁業
19 系統団体、水産流通・加工業者等による協議を促進するとともに、内水面では、内水
20 面漁協等の増養殖事業再開や、サケ増殖事業の再開を支援します。

21 (2) 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

22 【現状／課題】

24 ○ 避難指示が出された地域の住民帰還が進んでいない状況にあり、担い手の確保度合
25 いなど、地域差が大きいことが課題となっています。
26 ○ 県内外からの多様な担い手（自営、雇用、企業参入）の確保・育成、経営の体質強
27 化に加え、住民帰還や新規就業者等の参入を促すための地域の受入体制整備と定着に
28 向けた支援が必要となっています。

29 【具体的な取組】

30 ○ 農用地利用改善団体の設立や人・農地プランの策定とその実現に向け、市町村等の
31 取組を支援し、県内外からの多様な担い手の確保・育成と、農地の集積を進めます。
32 ○ 担い手の営農条件を整備するため、ほ場整備による農地の大区画化及び農業用施設
33 の整備等を進めます。
34 ○ 市町村等と連携し、農林水産業の新規就業者等の定着や経営の体質強化に向けた取
35 組、将来の就業に繋げるための体験学習等を推進します。
36 ○ 効率的な森林整備及び素材の生産拡大に必要な林業就業者の確保・育成を図るとと
37 もに、高性能林業機械の導入や林道等の路網整備を促進します。
38 ○ 漁業担い手を確保・育成するために、漁協、漁連と連携して青壮年部・女性部によ
39 る技術の研究や環境保全、魚食普及といった活動の一層の活性化を図ります。また、
40 漁業者、水産流通・加工業者の経営安定を図るため、必要となる資金の円滑な融通に

1 取り組むとともに、漁業共済への加入を促進します。

2 3 (3) 地域の特性を生かした産地づくり

4 【現状／課題】

5 ○ 農林水産物の放射性物質検査等による安全性の確保を前提として、震災前に生産が
6 盛んであった品目の復興、地域の現状・気候・風土を生かしつつ、販路を見据えた新
7 たな産地の形成、産地の信頼性（価値）の向上を図る必要があります。

8 ○ 地域の特性に合った農林水産物の生産性や品質の向上による所得の確保と産地の生
9 産力・競争力の強化が必要となっています。

10 ○ 沿岸漁業の操業自粛により、一部の魚種が増加し、サイズが大型化している等の変
11 化が確認されています。

12 【具体的な取組】

13 ○ 既存産地の復興と新たな産地形成、更には、販売先を踏まえ、市町村域を超えた広
14 域的な生産・出荷体制の構築など、特色ある産地づくりに取り組みます。

15 ○ 経営体に応じたスマート農林水産業や省力化技術の導入、経営規模拡大に対応する
16 生産体系の導入、認証GAPや水産エコラベル認証取得の推進等により収益性の高い
17 農林水産業の実現に取り組みます。

18 ○ 集成材等の製品・技術開発を行う拠点整備や木質バイオマス資源を利用する施設整
19 備への支援を通して、地元産はもとより、県産材の利用や木材の需要拡大を推進しま
20 す。

21 ○ 水産物の販路回復・拡大に向けて、沿岸漁業により水揚げされる「常磐もの」や、
22 松川浦のアサリ、浜通り河川のサケなどの特産品のPRやブランド化を図ります。ま
23 た、水産エコラベル認証の取得や先端技術を導入した高鮮度化、操業の効率化等の取
24 組を促進します。

25 ○ 水産資源を管理しながら水揚金額を増大する「ふくしま型漁業」を実現するため、
26 漁業者等への資源管理方策の提言等を通して、漁業資源の持続的かつ効率的な利用を
27 促進します。

28 29 (4) 地域の特性を生かした農山漁村の形成

30 【現状／課題】

31 ○ 避難指示が出された地域の住民帰還が進んでおらず、地域で守ってきた農山漁村や
32 人口減少が著しい中山間地域の環境維持が難しい状況となっています。

33 ○ 鳥獣被害対策については、住民が少なく個々での対応が難しいことに加え、総合的
34 な対策が進んでいないことが課題となっています。

35 ○ 農産物加工等の取組については、避難指示解除時期の違い等により地域や事業者の
36 復興状況の差が大きいことが課題となっています。

37 【具体的な取組】

38 ○ 農村地域の共同活動や森林整備、漁業者等が行う藻場・干潟の保全活動等による多
39 面的機能の発揮、ため池の防災・減災対策や海岸防災林・治山施設の整備による国土
40 強靱化、先端技術の活用による中山間地域の農地保全など、地域の特性を生かした農
41 山漁村の形成に取り組みます。

1

2 ○ 農林水産業・農山漁村の活性化を図るため、関係機関と連携した地域ぐるみによる
 3 鳥獣被害対策の徹底や、多面的支払交付金等を活用した集落機能の回復、地域資源を
 4 活用した中山間地域の活性化に向けた取組の支援、直売活動の活性化、地域産業6次
 5 化の推進による販路の開拓・拡大の支援などに取り組めます。

6 ○ 農山漁村における各種イベント、食育活動、環境保全活動等の機会やホームページ
 7 等の媒体を活用して効果的に情報を発信します。

8

9 4 施策の達成度を測る指標

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

指標名
営農可能な面積のうち再開した面積の割合
新規就農者数
ほ場整備率
森林整備面積
沿岸漁業水揚金額

1 第7節 いわき地方

2

3 「(仮)「サンシャインいわき」笑顔あふれる農林水産業の未来を目指して」

4

5 1 地方の特色

6 いわき地方は、福島県の南東部に位置し、東は太平洋に面しており、年間日照時間
7 が2,000時間を超える本県で最も温暖な気候と標高差を生かして、トマトやいちご、ね
8 ぎ、日本なし、米などが生産されています。また、当地方の7割以上を森林が占め、
9 人工林の割合が高く、県内有数の木材生産地です。さらに、親潮と黒潮が交わる「潮
10 目の海」から、いわき地方のみで行われている沖合漁業ではカツオ、サバ、サンマな
11 どが、沿岸漁業ではいわき市の魚であるメヒカリを始め、ウニ、シラスなど多彩な水
12 産物が水揚げされており、水産加工業も盛んです。

13

14 2 振興方向

15 (1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

16 東日本大震災及び原子力災害からの農林水産業の再生、被災した農林漁業者への支
17 援、水揚げの拡大、風評の払拭に向けた施策に取り組みます。

18 (2) 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

20 森林から里山、海へとつながる農林水産業を発展させるため、ICT等のスマート
21 農林水産業の普及により技術革新を図るとともに、生産基盤の整備、農林水産業の担
22 い手の確保・育成、経営の安定・強化に向けた施策に取り組みます。

23 (3) 地域の特性を生かした安全・安心な農林水産物の提供

25 消費者が求める安全・安心な農林水産物の生産振興と、産地の生産力・競争力強化、
26 販路の回復・拡大に向けた施策に取り組みます。

27 (4) 地域の特性を生かした農山漁村の形成

29 農山漁村が有する多面的機能の維持と生活環境を整えるため、森林整備や鳥獣被害
30 対策、防災・減災対策等により農山漁村の維持・形成に向けた施策に取り組みます。

31

32 3 重点的な取組内容

33 (1) 東日本大震災及び原子力災害からの復興

34 【現状／課題】

35 ○ 被災した農地・農林水産業施設の復旧が進んでいるものの、依然として根強い風評
36 が残っていると同時に、野生きのこ及び一部の山菜の出荷制限が続いています。沿岸
37 漁業は試験操業を、沖合漁業は震災前と同様の操業を行っているものの、水揚げが震
38 災前の水準を大きく下回る状況となっています。

39 【具体的な取組】

40 ○ 出荷等制限品目の解除に向けた緊急時環境放射線モニタリングの継続や、安全性に
41 関する正確な情報発信を行うとともに、地元産農林水産物の学校給食での活用を促進

1 します。

- 2 ○ 沿岸・沖合漁業の水揚げの拡大を図るため、水産関連施設の復旧を支援するととも
3 に、早期の沿岸漁業の本格的な操業再開に向けた漁業者、漁業系統団体、水産流通・
4 加工業者等による協議を促進し、必要な助言・指導を行います。

5 (2) 持続的な発展を支える生産基盤の整備と担い手の確保

7 【現状／課題】

- 8 ○ 農林漁業者は年々減少していることに加えて高齢化が進んでおり、次世代の担い手
9 不足や生産技術の継承が課題となっています。
10 ○ 経営耕地 1 ha未満の小規模農家が6割以上を占めています。
11 ○ 森林は人工林率が高く、間伐などの森林整備が必要な年齢や伐期を迎えた高齢級の
12 森林が多くなっています。
13 ○ 漁業は、水揚げが震災前より大幅に少ないことから、水揚げの拡大及び漁業者、水
14 産流通・加工業者の経営の安定化が課題となっています。

15 【具体的な取組】

- 16 ○ 持続可能な農林水産業・農山漁村を支える多様な担い手の確保・育成のため、将来
17 の就業へ繋げるための体験学習への支援や経営モデルの作成などにより新規就業の相
18 談・受入体制を強化するとともに、新規就業後の研修や技術・経営指導の充実などフ
19 ォローアップによる定着支援、外国人材の受入・活用等を支援します。
20 ○ 高付加価値化、高収益化を図るため、ほ場の大区画化や汎用化、農林水産業の関係
21 施設の改修、法人化による経営の高度化、ロボット技術やICTを活用した超省力化
22 及び高品質生産等のスマート農林水産業の普及を推進します。また、必要な資金の円
23 滑な融通に取り組むとともに、自然災害、市場価格低下等のリスクに備え、農業共済
24 組合と連携し、収入保険への加入を促進します。
25 ○ 人工林の適正な管理のため、生産基盤となる林道等の路網を整備するとともに、主
26 伐・再造林などを促進します。
27 ○ 漁業担い手を確保・育成するために、漁協、漁連と連携して青壮年部・女性部によ
28 る技術の研究や環境保全、魚食普及といった活動の一層の活性化を図ります。また、
29 漁業者、水産流通・加工業者の経営安定を図るため、必要な資金の円滑な融通に取り
30 組むとともに、漁業共済への加入を促進します。

31 (3) 地域の特性を生かした安全・安心な農林水産物の提供

33 【現状／課題】

- 34 ○ 野生きのこや一部の山菜の出荷制限等が続いています。
35 ○ 夏涼しく冬温暖で多日照の気象条件を生かし、トマト、いちご、ねぎ、日本なしな
36 ど園芸振興が図られてきましたが、特にねぎや日本なしは生産者の高齢化等により、
37 競争力の高い園芸産地の形成までは至っていません。
38 ○ 人工林の高齢級化に伴い増加している大径材等の木材の需要拡大が必要です。
39 ○ 沿岸漁業の操業自粛により、一部の魚種が増加し、サイズが大型化している等の変
40 化が確認されています。

41

1 【具体的な取組】

- 2 ○ 安全性に関する正確な情報発信や緊急時環境放射線モニタリング、出荷制限品目の
3 管理や解除を推進するとともに、認証GAP取得を支援します。
- 4 ○ 産地の生産力・競争力の強化を図るため、標高差等の地理的条件を生かした周年生
5 産の拡大、県オリジナル品種やGAP等の認証制度を活用したブランド化、消費者ニ
6 ーズに即した園芸作物等の導入を促進します。また、輸出の取組など多様な販売戦略
7 の実践や、6次化商品の開発など付加価値を高める取組により販路回復を図ります。
8 さらには、有機性資源の有効活用による土づくりを基本に、有機栽培等、環境への負
9 荷を軽減した農業を推進します。
- 10 ○ 林業の成長産業化の実現に向け、木材の生産、加工、流通において、関係者の連携
11 強化、ICTなど先端技術の活用等による効率化・低コスト化を推進します。
- 12 ○ 水産物の販路を回復・拡大するために、いわき市の「さかなの日」の取組と連携し
13 て、引き続き沿岸漁業により水揚げされるメヒカリを始めとする「常磐もの」や、沖
14 合漁業により水揚げされるカツオ等の特産品のPRやブランド化を図ります。また、
15 水産エコラベル認証の取得や先端技術を導入した高鮮度化、操業の効率化等の取組を
16 促進します。
- 17 ○ 水産資源を管理しながら水揚金額を増大する「ふくしま型漁業」を実現するため、
18 漁業者等への資源管理方策の提言等を通して、漁業資源の持続的かつ効率的な利用を
19 促進します。

20 (4) 地域の特性を生かした農山漁村の形成

22 【現状／課題】

- 23 ○ 農林漁業者の減少が著しく、地域で守ってきた農山漁村の環境維持が難しい状況と
24 なっています。また、頻発化、激甚化する豪雨・地震等の自然災害に対する国土強韌
25 化等の取組が必要となっています。
- 26 ○ 担い手不足や高齢化に伴う荒廃農地の増加や、遊漁料収入の減少に伴う被害対策の
27 縮小等により、イノシシやカワウ等の鳥獣被害が拡大しています。
- 28 ○ 良好な営農条件を確保するためのほ場整備が進んでいないほか、荷さばき場などの
29 水産関連施設の老朽化が課題となっています。
- 30 ○ 未利用の間伐材等の再生可能エネルギーへの活用が課題となっています。

31

32 【具体的な取組】

- 33 ○ 中山間地域等を対象とした農村地域コミュニティの維持・向上の促進や、自然環境
34 の保全、水源の涵養、景観形成等の発現のため、住民共同の管理活動による農山漁村
35 の地域資源の保全に向けた取組など、農山漁村の多面的機能を発揮する取組を支援し
36 ます。
- 37 ○ 山地災害防止のため、県土を保全する上で重要な森林を保安林に指定するとともに、
38 治山施設等の整備を進めます。
- 39 ○ 若い世代の農林水産業に対する意識醸成を図るため、児童・生徒を対象とした食や
40 ぶるさつに対する理解促進の取組、森林ボランティア活動の支援等による県民参加の

- 1 森林づくりを進めます。
- 2 ○ 人・農地プランの策定等により集落内の合意形成を図りながら、荒廃農地の発生防
3 止や、イノシシ等による農作物被害防止など、地域ぐるみによる取組を支援します。
- 4 また、カワウの効果的な追い払い等による漁業被害防止の取組を支援します。
- 5 ○ ほ場整備や農業水利施設等の長寿命化・耐震化等のハード整備と、ハザードマップ
6 作成や地域住民への啓発活動等のソフト整備により、農村地域の防災・減災対策を推
7 進します。
- 8 ○ 間伐材等の木質バイオマスへの利用による再生可能エネルギーに関する取組を推進
9 します。

10

11 4 施策の達成度を測る指標

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

指標名
新規就農者数
新規就農者の雇用受入（研修含む）を行う農業法人数
ほ場整備率
森林整備面積
木材（素材）生産量
沿岸漁業水揚金額

1
2
3

空

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

第 6 章 計画実現のために

- 1 計画の推進に当たっての考え方
- 2 計画の進行管理

1 1 計画の推進に当たっての考え方

2 計画の実現のためには、農林漁業者はもとより、関係機関・団体、大学、市町村及び
3 国並びに県民など様々な主体が参画するとともに、連携・共創により一体となり取組を
4 進めていくことが重要です。

5 このため、県は、様々な主体との連携・共創のもと、広域的な視点に立ちながら地域
6 の特性に応じた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれの主体の活動を
7 支援する等により、この計画の実現を目指します。

8 また、担い手の確保・育成や農林水産物の品目別の生産振興、森林整備の推進など個
9 別計画や方針等を別に策定する分野については、この計画に基づき具体的な施策を策定
10 し、推進します。

11

12

13 2 計画の進行管理

14 この計画を着実に推進するため、毎年度当初に、重点的に取り組む施策などを示した
15 「農林水産業施策の基本方向（仮称）」を策定します。

16 県は、毎年度、この計画における各種施策の進捗や成果を点検・評価するとともに、
17 農林水産業関係団体、学識者などで構成する審議会への報告を始め、農林漁業者や関係
18 団体等との意見交換会等を通じて、翌年度の「農林水産業施策の基本方向（仮称）」を
19 定めていきます。

20 計画に基づき講じた施策は、毎年度取りまとめ、県民に公表します。

21

22

23

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

参考資料

1 関連する主な計画等

1 1 関連する主な計画等

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39

計画等の名称 【根拠法令等】	策定時期 (改定時期)	計画期間
農業・農村分野における関連計画・方針等		
福島県協同農業普及事業の実施に関する方針 【農業改良助長法】	R2年9月	R2～R6年度
福島県農林水産業の試験研究推進方針	R2年3月	R3～R12年度
農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 【農業経営基盤強化促進法】	R2年4月	R2～R11年度
福島県農業振興地域整備基本方針 【農業振興地域の整備に関する法律】	H30年1月	H30～
農地中間管理事業の推進に関する基本方針 【農地中間管理事業の推進に関する法律】	H26年3月	H26～R5年度
福島県GAP(農業生産工程管理)推進基本方針	H30年8月	H29年～H32年度
福島県有機農業推進計画(第2期) 【有機農業の推進に関する法律】	H27年3月	H27～H32年度(R2年度)
福島県バイオマス活用推進計画 【バイオマス活用推進基本法】	H30年11月	H30～H38年(R8年度)
福島県有害鳥獣農作物等被害防止対策基本方針	H30年4月	H30～
福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(第3期) 【家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律】	H28年8月	H28～H37年度(R7年度)
福島県農業環境規範	H18年12月	H17～
第3期ふくしま地域産業6次化戦略	R2年3月	R2～R6年度
30年以降の福島県水田農業の推進方針	H28年12月	H30～H34年度(R4年度)
新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクト	H25年3月	H25～H32年度(R2年度)
福島県花き振興計画 【花きの振興に関する法律】	H31年3月	H31年度～H37年度(R7年度)
福島県果樹農業振興計画 【果樹農業振興特別措置法】	H30年5月	H30～H37年度(R7年度)
福島県酪農・肉用牛生産近代化計画 【酪農及び肉用牛の生産の近代化に関する法律】	H28年3月	H27～H37年度(R7年度)
銘柄「福島牛」づくり推進要綱	H27年4月	定めなし
福島県土地改良区運営強基盤強化方針	R1年9月	定めなし
防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画 【防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法】	R3年3月	R3～R12年度
福島県農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針 【農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律】	H27年4月	定めなし
福島県棚田地域振興計画 【棚田地域振興法】	R2年9月	R2年～
ふくしまの美しい水環境整備構想	H22年6月	定めなし
福島沿岸海岸保全基本計画書	H29年3月	定めなし

資料 2 - 2

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16

計画等の名称 【根拠法令等】	策定時期 (改定時期)	計画期間
森林・林業分野における関連計画・方針等		
阿武隈川地域森林計画 【森林法】	R元年12月	R2～R11
会津地域森林計画 【森林法】	H28年12月	H29～R8
磐城地域森林計画 【森林法】	H29年12月	H30～R9
奥久慈地域森林計画 【森林法】	R2.年12月	R3～R12
福島県特定間伐等の実施の促進に関する基本方針 【森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法】	H25年9月	H25年度～R2年度
福島県林木育種事業基本計画	H27年3月	H27年度～R6年度
ふくしま県産材利用推進方針 【公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律】	H23年7月	定めなし
林業の人材育成に関する基本構想	R2年2月	定めなし
福島県治山事業実施方針	R2年1月	R1～R5年度
水産業分野における関連計画・方針等		
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 【沿岸漁場整備開発法】	H29年6月	H29～H33年度(R3年度)
福島県資源管理方針 【漁業法】	R2年12月	定めなし